



播磨国龍野城下における寺院と地域 一真宗大谷派善 龍寺文書翻刻集一

室山, 京子

(Citation)

令和5年度神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター 「神戸大学近世地域史研究会」活動報告書:1-105

(Issue Date)

2024-02-29

(Resource Type)

research report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100487285>



令和五年度神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター
「神戸大学近世地域史研究会」活動報告書

播磨国龍野城下における寺院と地域——真宗大谷派善龍寺文書翻刻集——

二〇二四年二月二九日

目次

はじめに	2
凡例	4
一 宗門送り手形類	5
二 仙石騒動裁許	21
三 御本殿御地頭御触記録	37
四 讃州丸亀善竜寺文書（香川県立ミュージアム所蔵）	91

はじめに

神戸大学大学院人文学研究科非常勤講師 室山 京子

神戸大学近世地域史研究会は二〇〇六年三月に発足し、兵庫県南部に在住する市民の方々と江戸時代の史料を読み解く活動が続けてきた。たつの市など播磨地域の史料が中心であり、原則として神戸大学を例会場所として毎月一回日曜日の午後で開催していた。例会では、割り振られた担当箇所を発表する形をとっており、報告担当者は翻刻文を読みあげるだけでなく、内容を理解するため語句や関連文献を調べて発表をおこなってきた。^①二〇一六年から翻刻作業に取り組んだのは、たつの市龍野町上川原の真宗大谷派寺院である善龍寺の文書である。翻刻作業に先立ち、二〇一五年一月から二〇一六年一〇月にかけて当研究会会員が参加して目録作業や写真撮影をおこなった(のべ一〇日)。その点数は七三〇点となり、江戸時代が二二六点、明治以降が四九一点、年未詳が一三点である。

善龍寺は龍野藩の初期藩主であった京極氏に従って近江・松江から龍野へ移動した寺院である。その後、京極氏が龍野から丸亀へ移封する際には建物と共に移され、龍野には新たに建て直されて寺が残ったと伝えられている。^②二〇〇三年八月の「善龍寺本堂再建趣意書」によれば、近江よりやってきたのは法性房玄智(龍野初代)で、万治元年(二六五八)京極氏が丸亀に移ったあと隠居所として娘とともに龍野にとどまり、婿養子をとった。寛文十二年(一六七二)脇坂氏が龍野藩主となり菩提寺として宝幢寺を建立するに際し善龍寺境内地の半分を献

上した。一六八〇年頃に再建された本堂には、脇坂氏より提供された木材が使用されたという。また、三代南立の時、本山より「琵琶湖山善龍寺」の寺号を許された(以上「善龍寺本堂再建趣意書」)。

このような由緒をもつ同寺であるが、『龍野市史』^③には善龍寺文書が若干取り上げられてはいるものの、同寺の有り様について詳しい記述はほとんどなく、未解明な点が多い。当研究会では未公開の史料の翻刻に取り組んだが、選定に当たっては参加者が取り組みやすいもの、善龍寺の江戸時代の様子がわかるものを念頭に置き、じっくりと読み進めた。当研究会は今年度をもって活動を停止するが、本報告書を契機として善龍寺文書が活用され調査がさらに進展することを期待したい。

この間、調査にご協力いただいた善龍寺住職金森憲了様に心より御礼を申し上げます。

註

- (1) 研究会では研究成果として、『播磨新宮・池田家史料の紹介』(『歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業(6)』(二〇〇八年)、『観聞記』の世界―播磨国からみる江戸時代―(一)～(三)(二〇一二年・二〇一五年・二〇一七年)がある(いずれも神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター発行)。また、研究会の活動紹介については室山京子「神戸大学近世地域史研究会について」『LINK』一〇、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、二〇一八年)、同「『観聞記』の世界」(神戸大学近世地域史研究会活動報告書)の紹介(『播磨学紀要』二三、播磨学研究、二〇一九年)、同「地域歴史資料を学び楽しむ「場づくり」」(『ヒストリア』二八二、二〇二〇年一〇月)などがある。なお、研究会運営は設立から



善龍寺での調査風景（2015年1月14日 撮影：松下正和氏）



例会のようす（2018年9月2日）



ハイブリッド形式での例会のようす（2023年6月4日）

二〇一五年まで神戸大学大学院人文学研究科非常勤講師（当時）河野未央氏が担当し、二〇一六年筆者が引き継いだ。

（2）『龍野市史』第二巻、一〇〇頁。

（3）善龍寺文書としては、『龍野市史』第一巻で嘉永元年「龍野領町在寺院開基本寺并道場本書」を整理した「表四七 龍野藩領内の真宗寺院」（七三九〜七四〇頁）、『同』第五巻（史料編）には龍野藩京極氏時代の城下寺院の記録に関する史料（一八六〜一八七頁）を掲載している。

凡例

†翻刻にあたっては、できるかぎり原本の体裁を再現するように努めたが、紙面の都合上、または読みやすさを考えて、変更を加えたところもある。改行はいちいち指摘せず、罫字は一文字、平出二文字の空欄を設けた。

†史料本文の字体は原則として常用漢字を用い、異体字・略字・俗字・あて字については一部を使用し、必要に応じて通用の文字を右行間に（ ）で示した。人名・地名など固有名詞については、原文通りとした。押印は㊦と記した。

†明らかに誤字・誤記と思われるものは、右行間に正しいものを（ ）で示し、疑念が残る場合は（カ）などとした。意味不明の場合は（マ）とした。なお前項も含めて、注記が頻出する場合は、初出のみ付した。

†史料を読みやすくするために、読点（、）、並列点（・）を付けた。

†難読文字は文字数が判明する場合は□、判明しない場合は「」で示した。抹消等で読めない場合は■とした。

†変体かなは平かなに改めたが、格助詞のうち次の文字と、接続詞の「并」や「而已」（のみ）は活字を小さくして使用した。
者（は） 江（え） 而（て）

†くりかえし記号は、「々」（漢字）、「ゝ」（ひらかな）、「ゝ」（かたかな）、「く」（二字以上の熟語）を用いた。

†異体字・俗字・略字・合字については、次のものを使用した。
𪛗（体） 𪛗（撥） 并（并） 𪛗（とて） 𪛗（しめ） 𪛗（より）

†表記については、次のルールを採用した。それ以外は、原文通りとした。

せがれ（倅、倅、倅、倅） ↓ 「倅」に統一
「控」「扣」 ↓ 「控」に統一
「陣」の意の「陳」 ↓ 「陣」に統一
「盡」「尽」 ↓ 「尽」に統一
「儘」「俛」 ↓ 「俛」に統一

†抹消や見せ消ちは二重線を使用した。訂正がある場合は、右行間にその内容を記した。

†「二 仙石騷動裁許」以降の注釈については、翻刻文に▼を付し、下部に説明文を記した。なお、翻刻担当者の作成したレジュメをまとめたため、表記が統一されていないかったり、初出でない用語に注釈を付したりした場合があることをお断りしておく。

†注釈の参考文献について、次のものは略号化した。

『広辞苑』（岩波書店） ↓ 『広』
『大辞林』（三省堂） ↓ 『大』
『日本国史大辞典』（吉川弘文館） ↓ 『国史』
『日本国語大辞典』（小学館） ↓ 『国大』
『日本語大辞典』（講談社） ↓ 『日大』
『日本歴史地名体系兵庫県の地名』Ⅰ・Ⅱ（平凡社） ↓ 『平・地』
『角川日本地名大辞典』（28）兵庫県（角川書店） ↓ 『角・地』
『音訓引き音訓引き古文書字典』（林英夫監修、柏書房） ↓ 『音訓引き』
『真宗新辞典』（法蔵館） ↓ 『真宗新』

†編集作業および各節「解説」の執筆、図表の作成は室山京子が担当した。

一
宗門送り手形類

翻刻担当（五十音順）

岩倉 哲	木村 博一	志賀 蓮子	篠原 弘
砂子 了一	田中 幸男	土屋寿美恵	寺井 正文
中川 允子	西村 威	山田 修士	山本 勝三

読み合わせ期間

二〇一七年十二月～二〇一八年六月

解説

善龍寺文書のうち、宗門送りおよびそれに関連する史料を三〇点収載した。周知のとおり、江戸時代には禁制のキリシタンではないと証明するため人びとが寺院に所属する寺請制度が実施された。そのため住居を移動し檀那寺が変わる場合は宗門送り手形を檀那寺に作成してもらう必要があった。一般的には「寺送り手形」「宗門送り一札之事」などの表題が記されるが、本報告書に収載した史料では「改寺一札」「改寺送一札之事」など「改寺」という言葉が多用されている。「三 御本殿御地頭御触記録」には弘化年間の「改寺一札」の雛形がある（本報告書六二頁）。このような決まった書式があったのであろう。このほか、「死跡一札之事」（9）や、実家の割銀等出金が難しい場合は改寺後であっても善龍寺への出金を引き受けるという証文（26）、三年間のみ別の家を相続させることを願うもの（30）などを掲載した。

宗門送り手形については、善龍寺から他寺院へ送るものと、他寺院から善龍寺に届いたものの両者があるが、前者は1の一点のみである

（20頁の表参照）。移動理由としては「縁付」つまり婚姻がもつとも多く、商家の娘と武家との婚姻（2）や大坂から龍野城下への嫁入り（16）もあった。養子も散見され、なかには相続人として八歳の女兒が転居した例があった（23）。

江戸時代における善龍寺の檀家の全貌については未解明であるが、収載史料から次のことがいえる。

- ・ 善龍寺は近隣地域のみならず、離れた場所の檀家の寺請もしていた。穴栗郡山崎のように、直線距離にして一五キロ以上の場所もあった。

- ・ 龍野藩のみならず、異なる領主の支配地域の檀家を寺請していた。

- ・ 百姓身分だけでなく、武家の檀那寺でもあった。

なお本来、住民の移動には寺請証文のほかに村役人の送り手形が必要であった。今後、村役人の送り手形を合わせた分析も必要となろう。

1 明和五年（一七六八）十二月 改寺手形請取一札〔善龍寺文書7-8-4〕

改寺手形請取一札

一其御町上河原赤穂屋惣左衛門娘すゑ、此度当村石橋屋介三郎養子ニ
呼取候条、改寺証文被遣慥ニ致落手候、右請取一札仍而如件

明和五年子極月

赤穂尾崎

宝専寺⑩

竜野町

善竜精舎

閣下

《注釈》

尾崎村 千草川の分流尾崎川（千草川）の河口左岸にあり、対岸は中村。山崎山

と三崎山との間に突き出た山端と同川沿いの平地を占め、東部の丸山・向山は
播磨灘に面する。平地はもと海。正保郷帳によると田高九一石余・畑高五四七

石余、塩浜あり。天保九年（一八三八）の巡見使道筋村々明細帳（花岳寺文書）
では家数六一三、人数三五六九、牛一九、船六八（五端帆以下）、寺三とあり。（『平・

地』）

宝専寺 末寺帳によると正空の開基、天文五年（一五三六）草創。寺号許可は寛

永十四（一六三七）空浄の代。村域の中央に位置したが、寛文年中（一六六一
〜七三）本願寺より一寺二住職の免許を得て村を二分して東院と西院とし、一

年交替の年番制をしいた。県指定無形民俗文化財の恵比寿大黒舞が保存される。
（『平・地』）

精舎（梵vihāraの訳語。知徳を精練する者の屋舎の意）仏語。僧侶が仏道を修行
する所。てら。寺院。（『国大』）

閣下（たかどのの意）高位、高官の人に対する敬称。旧勅使任官・将官以上の人
に用いた。（『広』）

2 享和元年（一八〇二）八月 改寺一札〔善龍寺文書7-8-14〕

改寺一札

一平野村永井善兵衛娘むつと申者、代々浄土真宗拙寺旦那ニ御座候
所、今般山崎御家中和濟大助殿方江縁付参り申ニ付改寺願出任其意
候、自今拙寺何之構も無御座、貴寺旦那ニ可被成候、為後日改寺一
札仍而如件

完栗郡御名村

西光寺⑩

享和元年

酉八月

龍野町

善龍寺

《注釈》

平野村 播磨国揖西郡。現たつの市新宮町平野。（『角・地』）

完栗郡 宍粟郡のこと。史料上で「宍粟」を「完栗」と記すことが多かった。大

村拓生「千種鉄の流通と刀剣」（『ひょうご歴史研究室紀要』兵庫県立歴史博物
館ひょうご歴史研究室、二〇一九年）四二頁には「宍粟は近世史料では完栗の
ほうが一般的である」としている。

御名（ごみょう）村 播磨国。現宍粟市山崎町御名。（『平・地』）

西光寺 浄土真宗本願寺派。なお、西光寺と平野村は一〇キロメートル以上離れている。〔角・地〕

山崎藩 播磨国宍粟郡を領有した藩。宍粟藩ともいう。一六一五年（元和元）姫路藩主池田輝政の四男輝澄が大坂の陣の直後、宍粟郡に三万八千石を受け、領内の山崎に陣屋を設けた。一六三一年（寛永八）、弟の赤穂藩主政綱が没し、さらにその弟佐用藩主輝興が赤穂に転ずるや、その旧領のうち佐用郡三万石を加えたが、四十年御家騒動により因幡国（鳥取県）鹿野一万石に減封された。かわつて松平（松井）氏、池田氏と紺竹り、一六七九年（延宝七）大和郡山から本多忠英が入部、一万石を領して明治に至る。一八七一年（明治四）廃藩、山崎県、姫路県、飾磨県を経て七十六年兵庫県に編入された。〔日本大百科全書〕

自今 爾今。中世・近世は「じこん」とも。以後。今後。今から。〔国大〕

3 文政七年（一八二四）四月 改寺一札〔善龍寺文書7-8-18〕

改寺一札

一宮脇村善七娘ついと申者、代々浄土真宗当寺門徒ニ紛無之候、然ル処今般新町煙草屋伊八方へ縁付参おり改寺願出令許容候、自今於当寺何之構無之間貴寺旦帳ニ可被成御加、万一不縁ニ付罷帰候ハ、前々之通当寺門徒ニ而可有之間、尤其節此証文不及御返候、為後日改寺一札仍如件

文政七申年四月

法雲寺⑩

善龍寺

《注釈》

宮脇村 現たつの市龍野町宮脇。末政村・中村の南に位置し、東部を林田川が南流する。〔平・地〕

北龍野村 現たつの市龍野町北龍野。龍野町の北に位置し、揖東郡に属する。北は栗栖川を挟んで佐野村（現たつの市新宮町）、東は揖保川を境に島田村。西には台山、南には鶏籠山がそびえる。台山から流れる寒道寺川に沿う坂集落、村の中心部の一家屋敷、南端の上川原町の枝町新町の三地区からなる。〔平・地〕

4 文政九年（一八二六）八月 改寺一札〔善龍寺文書7-8-1〕

改寺一札

一山崎町竹田屋平助娘きやうと申者、代々浄土真宗当寺旦家ニ紛無御座候処、今般同所御家中本庄奥左衛門方江縁付罷越申ニ付改寺願出任其意令許容候、自今已後宗門之儀ニ付拙寺何之構も無之候、貴寺旦那ニ御加入可被成候、為後日改寺一札仍而如件

御名

文政九年 西光寺⑩

戌八月

龍野

善龍寺

《注釈》

西光寺 2の注釈参照。

5 文政十一年（一八二八）二月 改寺一札之事〔善龍寺文書7-8-16〕

改寺一札之事

一龍野上河原町山田屋茂吉妹しげと申者、代々浄土真宗当院門徒（紛）二粉無之候処、今般下太田町丸屋嘉市方へ縁付参り候ニ付改寺願来任其意令許容候、自今貴寺加檀可被成候、已後宗門之儀ニ付当院何之構も無之候、為後日改寺一札仍而如件

文政十一年子年

御坊

圓光寺印

二月

上河原町

（ト、ハ）
善立寺

《注釈》

圓光寺 文明十六年（一四八四）蓮如の命により英賀に道場を開く。天正六年（一五七八）豊臣秀吉の命により龍野に移る。元浄土真宗本願寺派であったが、大谷派に改める。寛政十二年（一八〇〇）より御坊となる。（『観聞記』の世界（一））

6 文政十一年（一八二八）二月 改寺一札〔善龍寺文書7-8-21〕

（前欠）

一三津村龜藏娘とよと申者、代々浄土真宗当寺旦那（紛）二粉無之候、然処今般其御城下大田町疊屋三治郎方江縁付罷越申ニ付改寺願出候、依

之任其意令許容一札指出候間、自今已後貴寺旦那越ニ御加入可被成候、為後証改寺一札仍而如件

文政十一年

子二月

五十波村

本源寺印

竜野上河原

善竜寺

《注釈》

旦那（だんおち） 檀越。だんな。（『国語辞典』三省堂）

7 天保九年（一八三八）十一月 改寺送一札之事〔善龍寺文書4-6〕

（包紙）

「天保九戌年十一月十七日

改寺一札 光明寺より一札糖屋正左衛門妻改寺」

改寺送一札之事

一当村彦四郎妹とわ戌四拾歳、代々浄土真宗当寺檀那二紛無之候、然ル処今般其御地糖屋勝左衛門妻ニ縁附参候ニ付、改寺願出任其意令許容候、向後当寺宗帳相除候間貴寺檀下ニ御加入可被成候、為後日改寺送一札仍而如件

天保九戌歳

赤穂郡相生村

光明寺^⑩

十一月日

龍野上川原町

善龍寺

《注釈》

相生（あう） 播磨国赤穂郡。現相生市相生町。（『角・地』）

光明寺 真宗大谷派。（『角・地』）

8 天保十年（一八三九）六月 改寺一札 [善龍寺文書 788]

改寺一札

一当村清右衛門娘かよと申者、代々浄土真宗当寺門徒ニ紛無御座候、然ル処日山村弥七方縁付申候ニ付改寺願出任其意令許容候、已後此方何之差構無御座候、為後証改寺一札仍而如件

天保十亥年

六月日

養久

浄教寺^⑩

龍野

善龍寺

《注釈》

日山（ひやま）村 播磨国揖西郡。樋山村とも。現兵庫県たつの市龍野町日山。（『角・地』）

地』

差構う 異議を申し立てる。（『国大』）

養久（やく） 播磨国揖西郡養久村。現兵庫県たつの市揖保川町養久。（『角・地』）

浄教寺 浄土真宗本願寺派。（『平・地』）

9 天保十年（一八三九）八月 死跡一札之事 [善龍寺文書 774]

死跡一札之事

一今度私母病死仕候処、兄六助義他行仕居候而順助死跡相続之者無之候ニ付、御理解被仰聞候段御尤至極奉存候、右六助義当時居処不相分、両三年之内歸村不仕、相続人無之候節者私ハ屹度取建可仕候、尤夫迄之処三季并先代之法事無懈怠相勤、私他家相続仕居候得共万事門徒之心得ニ而從旦寺被仰聞候義大小事ニ不限違背仕間敷候、右之段為後証依如件

天保十亥年八月

宮脇村

佐兵衛^⑩

右之通私共証人ニ相立候段相違無御座候、以上

請人

文右衛門^⑩

善龍寺様

《注釈》

他行（たぎょう） その場を離れてよそへ行くこと。（『国大』）

理解 道理。わけ。（『国大』）

当時 ただいま。現在。現今。こんにち。（『国大』）

三季 江戸時代、三つの礼日、端午（五月五日）、重陽（九月九日）、歳暮（十二月二十一日）をいう。（『国大』）

10 天保十一年（一八四〇）正月 改寺一札 [善龍寺文書 7-8-7]

改寺一札

一当邑清左衛門弟与三右衛門と申もの、代々浄土真宗当寺旦那家ニ紛無之候、今般土地河むれ屋惣兵衛方へ養子ニ参候ニ付改寺願出任其意令許容候、自今已後当寺ニおいて何構無之候、貴寺旦那家ニ召加可被成候、為後日一札仍而如件

天保十一年子年

半田村

正月

明覚寺印

上河原

善龍寺

《注釈》

土地河（どじがわ） 現在の十文字川^{どじがわ}の古称に「土知川」（『龍野市史』付図）、「道知川」

「とち川」（いずれも「町会所御用当座日記」）があり、「土地河」もその一つと考えられる（田中幸男氏調査）。

むれ屋 『龍野市史』付図（寛延十年）には、十文字川付近に「むれや与三右衛門」

宅が記されており、「むれ屋」の屋号が実在している。牟礼か？（田中幸男氏調査）。

半田村 「近世」播磨国揖西郡。揖保川下流域を東に、半田山を囲むように位置す

る。村高は六五〇石余（正保郷帳）、六六七石余（天保郷帳）。慶長五年姫路藩領、

元和三年より龍野藩領（ときに幕府領）。寺院は、浄土真宗本願寺派喜極山専法

寺、同宗同派蟠竜山明覚寺。「現在」たつの市揖保川町半田。（『角・地』）

明覚寺（みょうかくじ） 浄土真宗本願寺派。たつの市揖保川町半田。（『角・地』）

11 天保十三年（一八四二）八月 改寺一札之事 [善龍寺文書 7-8-22]

改寺一札之事

一其御地中野屋為蔵妹まきと申者、代々浄土真宗当寺門徒ニ紛無之候、然ル処此度同所赤穂屋富蔵方江縁付参り申候ニ付改寺願出任意令許容候、自今已後於拙寺ニ何之構も無之候間、貴寺御門徒ニ御加入可被成候、為後日改寺一札仍而如件

天保十三年寅八月

德行寺印

龍野上川原

善龍寺

《注釈》

德行寺 寛延元年の龍野藩領村々寺社控帳（山下家文書）には住吉大明神社・荒

神社と德行寺が記されている。德行寺は浄土真宗本願寺派で、明応元年教頭の

開基。寛文十三年木仏・寺号を許されている。〔『角・地』〕

12 天保十三年（一八四二）八月 改寺一札之事〔善龍寺文書7-8-10〕

改寺一札之事

一浄土真宗拙寺旦家龍野立町伊勢や勘蔵娘むめと申者年拾九才、此者決而御法度之怪敷宗にては無御座候、然ル処此度北龍野村直右衛門倅喜助女房ニ縁付候ニ付改寺願出任其意宗帳相除書申候、向後其御寺御旦家ニ御加入可被下候、宗旨之儀ニ付拙寺何之構も無御座候、改寺一札如件

上伊勢村

法善寺⑩

天保十三寅年八月日

龍野

善龍寺

《注釈》

上伊勢村 播磨国揖東郡。現姫路市林田町上伊勢。〔『角・地』〕

法善寺 浄土真宗大谷派。〔『平・地』〕

13 天保十四年（一八四三）三月 改寺一札之事〔善龍寺文書7-8-12〕

改寺一札之事

一当町八百屋源蔵娘すかと申もの、代々浄土真宗当寺門徒ニ紛無御座

候、然ル処此度畳屋忠作女房ニ縁付参候ニ付改寺願出任其意令許容候、自今已後宗門之義ニ付於拙寺何之構無御座候、改寺一札依而如件

天保十四卯年三月日

立町

龍寶寺⑩

上川原町

善龍寺

《注釈》

立町（たてまち） 播磨国揖西郡。龍野城下。兵庫県たつの市龍野町大手。〔『角・地』〕

〔『平・地』〕

龍寶寺 浄土真宗大谷派。〔『平・地』〕

14 天保十四年（一八四三）五月 改寺一札之事〔善龍寺文書7-8-13〕

改寺一札之事

一一橋殿御領知寺村直左衛門娘ふさ、代々浄土真宗当寺旦那ニ其紛無之候所、此度龍野下町与三右衛門江縁付候ニ付致改寺度願出、則任其意一札差出申候、向後宗門之儀ニ付於当寺ニ其構無之候、為後日之改寺一札仍而如件

天保十四卯年

五月日

飭西郡
寺村

龍野
上河原
善龍寺

専念寺⑩

《注釈》

寺村 播磨国飾西郡。現姫路市夢前町寺。（『角・地』）

専念寺 浄土真宗大谷派。（『平・地』）

15 天保十五年（一八四四）三月 改寺一札之事 [善龍寺文書 7-8-11]

改寺一札之事

一 飭西郡菅生澗村庄左衛門娘たよと申もの、宗旨之儀者代々浄土真宗
当寺檀那ニ紛無御座候処、此度貴寺檀林田市場町忝屋為右衛門倅兵
藏女房ニ縁付参り申ニ付、改寺之儀願出候ニ付任其意ニ一札差出
し申候、向後宗門之儀ニ付於拙寺ニ何之構も無御座候、為後日改寺
一札仍而如件

天保十五辰年

三月

龍野上川原町
善龍寺

澗村
浄土真宗

浄蓮寺⑩

菅生澗（すごうだに）村 播磨国飾西郡。姫路市夢前町菅生澗。宝暦九年幕府領、
天保十一年以降龍野藩預所。（『平・地』）

浄蓮寺 浄土真宗本願寺派。宝徳三年（一四五二）道円の開基。（『平・地』）

林田市場町 播磨国揖東郡。姫路市林田町六九谷。南北に通る因幡街道（現国道
二十九号）に沿って商家が発達し、林田藩の中心的町場が形成された。天明七
年の一揆では林田市場町の山下屋三次郎宅が打毀された。現在、国道二十九号
線沿いに「西市場」というバス停がある。（『平・地』など）

※林田市場町について姫路市立図書館に問い合わせたところ、『林田の歴史』（出
口隆一著、二〇〇六年）、「公民館だより 林田」（平成二十九年十二月号）な
どを紹介された。

16 弘化三年（一八四六）三月 宗旨送一札 [善龍寺文書 7-7-5]

宗旨送一札

一 摂州大坂幸町壱丁目津国屋きやう娘たまと申者壱人、宗旨ハ代々浄
土真宗拙寺旦家紛無御座候処、此度其御地貴寺旦家槌屋弥三治良方
へ縁付いたし候ニ付送之儀願出、任其意拙寺旦家人別相除申候間、
已来貴寺旦家人別江御加入可被成候、為後日宗旨送一札依而如件

弘化三年

午三月

善龍寺殿

東本願寺末大坂屋根屋町

徳照寺⑩

《注釈》

《注釈》

大坂幸町 現大阪市浪速区幸町。〔『角・地』〕

大坂屋根屋町 『角・地』の「京町堀上通」の項に家根屋町、徳照寺が見える。

17 弘化四年（一八四七）二月 改寺放手形

〔善龍寺文書786〕

改寺放手形

一拙寺妹らい義当末廿八歳、浄土真宗ニ紛無御座候、然る処今般貴寺御旦家林田市場町辻定助妻ニ遣し候ニ付致改寺候段申出候間任其意令許容候、向後貴寺御門徒ニ御加入可被下候、為後証放手形一札仍而如件

弘化四未歳

二月日

陸村

明顕寺印

龍野町

善龍寺

《注釈》

陸（くが）村 播磨国赤穂郡。現兵庫県相生市陸。JR相生駅南、相生地区の北

山陽道と赤穂道が分岐する。五十戸、三百人、三百五十石。〔『角・地』〕

明顕寺 浄土真宗大谷派。元禄十五年法山の開基。〔『角・地』〕

18 弘化四年（一八四七）二月 改寺一札之事

〔善龍寺文書789〕

改寺一札之事

一揖西郡日山村鰯屋久次良養子源右衛門と申者、宗旨者代々浄土真宗拙寺門徒ニ紛無御座候、然る処此度勝手ニ付貴寺旦那ニ取付度願出候ニ付改寺差出申候、已後貴寺宗旨御支配可被成候、為後日改寺一札依如件

飭万津大町

浄土真宗 圓光寺印

弘化四丁未

二月

龍野

上河原

善龍寺

《注釈》

飭万津（しかまつ） 飾磨津。播磨国飾東郡船場川河口左岸にある港町で、町の東

が入江となっている。現在の兵庫県姫路市の南部に位置し播磨灘に面していた。

一帯には平安末期から鎌倉期まで奈良薬師寺領の飾磨荘、南北朝期頃から飾万

津別符が存在し、江戸時代は姫路城下の外港として栄えた。《万葉集》には「思

賀麻江」とみえる。姫路藩主池田輝政はここを城下の外港として重視し、慶長

六年（一六〇二）入江に向島を建設し船役所・船置場を置き、船手（水主）を

配置した。同十四年には城の外堀から南へ飾磨入江に達する運河（三左衛門堀）

を通じようとしたが失敗した。元和元年（一六一五）本多忠政の代に船場川が

改修されて以後城下から飾磨御蔵まで舟運によって蔵米が下されるようになった

た。〔『百科事典マイペディア』、『世界大百科事典第二版』、『角・地』〕

大町（おおまち） 播磨国飾東郡。現姫路市飾磨区大浜。〔『角・地』、『平・地』〕

圓光寺 浄土真宗大谷派。〔『平・地』〕

19 嘉永三年（一八五〇）十一月 改寺一札〔善龍寺文書7-8-23〕

改寺一札

一 鷗村清衛倅光蔵と申者、代々浄土真宗当寺檀那ニ紛無御座候処、此度同村廣山屋幸治郎方へ養子ニ参り度申ニ付改寺願出、則任其意改寺手形差出候間、自今宗門之義当寺何之構も無御座候、為後日仍而一札如件

嘉永三戌年

十一月日

矢田部

清光寺⑩

龍野

善龍寺

《注釈》

矢田部 播磨国揖東郡。矢田辺村とも。現揖保郡太子町。〔『角・地』〕

清光寺 浄土真宗本願寺派。〔『平・地』〕

20 嘉永四年（一八五二）三月 改寺一札之事〔善龍寺文書7-8-5〕

改寺一札之事

一 北村甚右衛門娘よふと申者、代々浄土真宗当寺門徒ニ紛無御座候、然処此度龍野新町国蔵方へ縁付参り申ニ付改寺願出任其意令許容候、然ル上者貴寺御帳面ニ御加入可被成候、已後ハ拙寺何之構も御座なく候、為後日仍而如件

嘉永四亥年

三月日

髻崎

明源寺⑩

龍野上川原町

蓮□寺

《注釈》

髻崎（はしき） 播磨国揖東郡。現たつの市新宮町髻崎。〔『角・地』〕

明源寺 浄土真宗本願寺派。〔『平・地』〕

蓮□寺 寺院名不明。たつの市内に「蓮」を冠する寺院で現存するものは「蓮乗寺」（真宗大谷派）のみ。

※例会において、次の意見があった。

① 差出の明源寺は西本願寺派（現浄土真宗本願寺派）であるため、宛名を誤ったのではないか。

② 明源寺は龍野城下北側の近隣村であることから誤ったと考えるのは不自然である。「蓮徳」という言葉に仏教的な特別な意味があるのではないか。（辞典では「蓮徳」という語を確認できなかった）

21 嘉永四年（一八五二）十月 改寺放手形之事 [善龍寺文書 7-8-24]

〔包紙〕

赤穂城下

改寺放手形一通 高光寺

改寺放手形之事

一 当地新町組頭太郎右衛門弟多市当亥四拾歳、右之者宗旨代々法華宗拙寺檀那ニ紛無御座候処、今般其御地下川原町分紺屋町糖屋藤吉方江同居ニ引越参り申候ニ付改寺願出任其意令許容候、自今已後当寺何之構も御座候、貴寺御旦那帳江御加入可被下候、為後宗旨改手形一札如件

森越中守様御領分

嘉永四 辛亥年

赤穂城下新町

十月

高光寺印

脇坂淡路守様御城下

龍野上川原町

〔剥がれ付箋〕
禪定寺 「無御座候」

《注釈》

高光寺 山号は法耀山。日蓮宗。現赤穂市加里屋。元禄の赤穂事件にあたり五反

三畝の供養田を寄附した。（『赤穂の史蹟』〈花岳寺、大正十五年〉、『平・地』）

22 安政三年（一八五六）七月 改寺一札之事 [善龍寺文書 7-8-2]

改寺一札之事

一 林田領寄居邑文右衛門倅太蔵と申者、代々浄土真宗拙寺門徒ニ紛無御座候、然ル所此度其御地太田町丸屋権兵衛方へ養子ニ縁付参り候ニ付改寺之儀願出、則任其意ニ令許容候、自今右人別ニ付於拙寺ニ何之構も無御座候、為後日之改寺一札仍而如件

安政三辰年

七月日

入野村

圓徳寺印

龍野上河原町

善龍寺

《注釈》

寄居邑 寄井村。〔近世〕播磨国揖東郡。揖保川支流林田川下流左岸に位置する。慶長五年姫路藩領、元和三年より林田藩領。村高三二六石余（正保郷帳）、

五五〇石余（天保郷帳）。〔現在〕たつの市神岡町寄井。（『角・地』）

太田町 龍野城下に近世初頭に成立していた五か町（立町・下町・横町・上川原町・下川原町）のうち上川原町の枝町としてできた町の一つ。枝町の大部分は脇坂氏の入封時に既に見られる。（『角・地』）

入野村 〔近世〕播磨国揖東郡。慶長五年姫路藩領、元和三年より林田藩領。村高四六八石余（正保郷帳）、六〇〇石余（天保郷帳）。寺院は浄土真宗円徳寺。〔現在〕たつの市神岡町入野。（『角・地』）

圓徳寺 浄土真宗大谷派。たつの市神岡町入野。（『平・地』）

23 安政五年（一八五八）三月 改寺一札之事〔善龍寺文書4-12〕

改寺一札之事

一当寺門徒半田屋源六娘つね当午八歳相成候者、此度貴寺旦那立町堀屋金八方へ相続人ニ参候ニ付改寺之義願出任其意令許容候、自今以後宗旨之義ニ付当寺何之構も無之候、為後日改寺一札仍而如件

安政五年年

門前村

乗願寺印

三月

竜野

善龍寺

《注釈》

門前村 播磨国揖西郡。現たつの市揖保町。村の中心部を山陽道が横断し、街道

に沿って集落が形成される。慶長国絵図に村名がみえる。寛永十三年の龍野村

高辻帳では池田輝政による内検地高五〇〇石余、高四一三石余。正保郷帳では

田方三三二石余・畑方三二石余。村高は幕末までほぼ変わらない。寛延元年の

龍野藩領村々寺社控帳には天神社・荒神社・薬師と乗願寺が記される。〔『平・地』

乗願寺 真宗大谷派。明応二年空然が草庵を結んだのが始まりとされ、天和二年

に長専寺の寺号を許されたが、安永七年に現寺号に改めたという。〔『平・地』

24 安政五年（一八五八）五月 改寺一札之事〔善龍寺文書7-83〕

改寺一札之事

一上新宮村儀右衛門娘まつと申もの、宗旨ハ代々浄土真宗当院旦那家ニ

紛無御座候、然ル処今般龍野横町理兵衛妻ニ縁付候ニ付改寺願出令許容候、向後宗門之儀ニ付当院何之構も無御座候間、貴寺宗帳江御加入之上寺役印形御勤可被成候、為後証一札仍而如件

安政五年年

因念寺印

五月

竜野上河原町

善龍寺

《注釈》

上新宮村 播磨国揖西郡。下新宮村と併せて現在のたつの市揖西町新宮に当たる

〔『兵庫県史』付図と現在の地図により比定〕。

因念寺 たつの市揖保川町野田に所在する浄土真宗大谷派寺院。〔『平・地』

25 安政六年（一八五九）十一月 改寺一札〔善龍寺文書7-8-19〕

改寺一札

一当村運七妹なミと申者、代々浄土真宗当寺門徒紛無御座候、然ル処今般龍野太田町浅田屋新助方へ縁付参り申候ニ付、改寺願出任其意令許容候、自今已後当寺何之構も無御座候、為後日改寺一札仍而如件

安政六末年

十一月

柿

法林寺印

龍野

善龍寺

《注釈》

神（さかき） 播磨国赤穂郡神村。現相生市矢野町神。弘化元年（一八四四）から

龍野藩領になった。（『平・角』、『角・地』）

法林寺 浄土真宗本願寺派。文龜元年（一五〇一）了恵が開基。（『平・地』）

26 元治元年（一八六四）八月 一札 [善龍寺文書 7-36]

一札之事

一下拙儀此度改寺御願申上候処御承引被成下難有奉存候、然ル上者実家平次郎并ニ私儀三季不申及寺勤之儀急度相勤可申候、就中実家平次郎方江相懸リ候割銀等於同家ニ出兼候節者私方は是亦急度差上可申候、尚、外御門徒之障ニ不相成様仕候、為後証之一札仍而如件

龜屋

元治元子年

治兵衛⑩

八月

善龍寺様

《注釈》

下拙 武士などが謙遜するという自称の人代名詞。わたし、拙者。（『古語辞典』旺文社）

27 元治二年（一八六五）三月 改寺一札之事 [善龍寺文書 7-8-20]

改寺一札之事

一北村斎助娘やへと申者、代々浄土真宗当寺旦那ニ紛無御座候処、今般龍野太田町高田屋梅吉妻ニ縁付参り申ニ付、改寺願出任其意令許容候、向後宗門之義ニ付何之差構も無御座候、依而改寺一札如件

元治二丑年

潮音寺⑩

井ノ原村

三月

龍野

善龍寺

《注釈》

井ノ原村 播磨国揖東郡。井野原村、井原村とも。現たつの市新宮町井野原。（『角・地』）

28 慶応三年（一八六七）二月 宗改寺請取 [善龍寺文書 7-8-17]

改寺請取

一貴寺御旦那家林田市場町松屋伊左衛門甥龜太郎と申者、今般当寺旦那花屋三右衛門方へ養子ニ参り候ニ付改寺一通御出被成慥ニ致落手候、向後貴寺門徒へ加入可致候、為後日之改寺請取一札依而如件

陸村

慶応三丁卯年

明顕寺⑩

二月日

龍野

善龍寺

《注釈》

陸村、明顯寺 17の注釈参照。

29 慶応四年（一八六八）正月 一札 [善龍寺文書78-15]

一札

一龍野上川原花屋直吉と申もの、宗旨者代々浄土真宗当寺檀那ニ紛無御座候処、今般貴寺檀那赤穂屋忠七為相続当辰年より来ル午年迄三ヶ年之間右忠七家ニ住居中宗印御預ケ申候、右年限も相済宅替致し候節者此一札御戻し可被下候、為後証仍而一札如件

慶応四辰年

正月日

中村

専龍寺印

龍野

善龍寺

《注釈》

中村 播磨国揖西郡。現たつの市揖保町揖保中。（『角・地』）

専龍寺 浄土真宗本願寺派。明応九年（一五〇〇）宗専の開基。（『角・地』）

30 明治三年（一八七〇）六月 奉差上一札之事 [善龍寺文書745]

奉差上一札之事

一畳屋忠作倅徳泰と申もの、同家相続いたし候筈之処、川原町新宮屋七兵衛方へ相続ニ相遣し申候段御願申上候処、同人義者畳屋家相続人ニ付改寺放券難出来段御申聞、御尤至極ニ奉存候、然ル処右徳松今般無拠訳柄ニ付改寺三ヶ年之間御願申上度、其内拙者共程能人躰ヲ乍見同家相続為致候節者永々新宮屋家相続奉願候、万一年限中相続も難出来候節者、右徳松引戻し実家相続為致可申候、為後日之証書一札依而如件

明治三年

六月

畳屋

源左衛門名跡

願主 りよ

畳屋

親類 新助印

福本屋

五人組頭 文兵衛印

善龍寺様

《注釈》

名跡 名字の跡目。（『国大』）

宗門送り手形類一覧

	表題	年代	寺請の移動	移動人物	移動先	領主の移動	移動理由
1	改寺手形請取一札	明和5年 (1768) 12月	竜野町善竜精舎→赤穂尾崎宝専寺	竜野町上河原・赤穂屋惣左衛門娘す系	尾崎村・石橋屋竹三郎	龍野藩→赤穂藩	養子
2	改寺一札	享和元年 (1801) 8月	完栗郡御村西光寺(西)→龍野町善龍寺	平野村・永井善兵衛娘むつ	山崎御家中和濟大助	龍野藩→山崎藩	縁付(武家へ嫁す)
3	改寺一札	文政7年 (1824) 4月	法雲寺→善龍寺	宮脇村・善七娘さい	新町・煙草屋伊八	(龍野藩内)	縁付
4	改寺一札	文政9年 (1826) 8月	御名西光寺(西)→龍野善龍寺	山崎町・竹田屋平助娘きやう	同所御家中・本庄奥左衛門	(山崎藩内)	縁付
5	改寺一札之事	文政11年 (1828) 2月	御坊圓光寺→上河原町善龍寺	龍野上河原町・山田屋茂吉妹しげ	下太田町・丸屋嘉市	(龍野藩内)	縁付
6	(前欠のため不明)	文政11年 (1828) 2月	五十波村本源寺→竜野上河原善龍寺	三津村・亀蔵娘とよ	御城下大田町・豊屋三治郎	山崎藩→龍野藩	縁付
7	改寺送一札之事	天保9年 (1838) 11月	赤穂郡赤穂村光明寺→龍野上川原町善龍寺	相生村・彦四郎妹とわ	龍野上川原町・糖屋正左衛門	赤穂藩→龍野藩	妻に縁付
8	改寺一札	天保10年 (1839) 6月	養久浄教寺(西)→龍野善龍寺	養久村・清右衛門娘かよ	日山村・弥七	(龍野藩内)	縁付
10	改寺一札	天保11年 (1840) 正月	半田村明覚寺(西)→上河原善龍寺	半田村・清左衛門弟与三右衛門	土地河・むれ屋惣兵衛	(龍野藩内)	養子
11	改寺一札之事	天保13年 (1842) 8月	德行寺(西)→龍野上川原善龍寺	龍野上河原・中野屋為蔵妹まき	龍野上河原・赤穂屋富蔵	(龍野藩内)	縁付
12	改寺一札之事	天保13年 (1842) 8月	上伊勢村法善寺→龍野善龍寺	龍野立町・伊勢や勘蔵娘むめ	北龍野村・直右衛門忪喜助	(龍野藩内)	女房に縁付
13	改寺一札之事	天保14年 (1843) 3月	立町龍宝寺→上川原町善龍寺	立町・八百屋源蔵娘すか	豊屋忠作	(龍野藩内)	女房に縁付
14	改寺一札之事	天保14年 (1843) 5月	飾西郡寺村専念寺→龍野上河原善龍寺	寺村・直左衛門娘ふさ	龍野下町・与三右衛門	一橋領→龍野藩	縁付
15	改寺一札之事	天保15年 (1844) 3月	澗村浄土真宗浄蓮寺(西)→龍野上川原町善龍寺	飾西郡菅生澗村・庄左衛門娘たよ	林田市場町・松屋為右衛門倅兵蔵	龍野藩預り幕府領→林田藩	女房に縁付
16	宗旨送一札	弘化3年 (1846) 3月	東本願寺末大坂家根屋町徳照寺→善龍寺	摂州大坂幸町壱丁目・津国屋きやう娘たま	(龍野城下)・槌屋弥三治良	幕府領→龍野藩	縁付
17	改寺放手形	弘化4年 (1847) 2月	陸村明顕寺→龍野町善龍寺	陸村・明顕寺妹らい	林田市場町・辻定助	赤穂藩→林田藩	妻に遣し候
18	改寺一札之事	弘化4年 (1847) 2月	飾万津大町浄土真宗圓光寺→龍野上河原善龍寺	飾西郡日山村・鰯屋久次良養子源右衛門		姫路藩→龍野藩	勝手二付貴寺旦那二取付度
19	改寺一札	嘉永3年 (1850) 11月	矢田部清光寺→龍野善龍寺	鵜村・清衛(清兵衛カ)倅光蔵	同村・廣山屋幸治郎	(龍野藩内)	養子
20	改寺一札之事	嘉永4年 (1851) 3月	鷺崎明源寺→龍野上川原町蓮□寺	北村・甚右衛門娘よふ	龍野新町・国蔵	林田藩→龍野藩	縁付
21	改寺放手形之事	嘉永4年 (1851) 10月	赤穂城下新町・高光寺(日蓮)→龍野上川原町禪定寺	赤穂新町組頭太郎右衛門弟多市	龍野下川原町分紺屋町糖屋藤吉	赤穂藩→龍野藩	同居
22	改寺一札之事	安政3年 (1856) 7月	入野村円徳寺→龍野上河原町善龍寺	寄居邑・文右衛門倅太蔵	龍野太田町・丸屋権兵衛	林田藩→龍野藩	養子に縁付
23	改寺一札之事	安政5年 (1858) 3月	門前村乗願寺→竜野善龍寺	門前村・半田屋源六娘つね	竜野立町・堺屋金八	(龍野藩内)	相続人に参候
24	改寺一札之事	安政5年 (1858) 5月	因念寺→竜野上河原町善龍寺	上新宮村・磯左衛門娘まつ	龍野横町・理兵衛	(龍野藩内)	妻に縁付
25	改寺一札	安政6年 (1859) 11月	櫛法林寺(西)→龍野善龍寺	櫛村・運七妹なみ	龍野太田町・浅田屋新助	龍野藩預り幕府領→龍野藩	縁付
27	改寺一札之事	元治2年 (1863) 3月	井ノ原村潮音寺→龍野善龍寺	北村・齊助娘やへ	龍野太田町・高田屋梅吉	一橋領→龍野藩	妻二縁付
28	改寺請取	慶応3年 (1867) 2月	陸村明顕寺→龍野善龍寺	林田市場町・松屋伊左衛門甥亀太郎	(陸村カ)花屋三右衛門	林田藩→赤穂藩	養子

注 1) 翻刻史料のうち、9、26、29、30を除く宗門送り手形を掲載した。

2) 「寺請の移動欄」の(西)は西本願寺派、(日蓮)は日蓮宗を示し、それ以外は東本願寺派である。

3) 地名の表記は原文の通りにした。

4) 距離は直線距離を示す。なお、龍野城下内、同村内は「0km」とした。

二
仙石騷動裁許

翻刻担当（五十音順）

岩倉 哲	木村 博一	河野 未央	志賀 蓮子
篠原 弘	砂子 了一	田中 幸男	土屋寿美恵
寺井 正文	中川 允子	西村 威	福永 孝
宗 和弘	山田 修士	山本 勝三	李 丹涛

読み合わせ期間

二〇一八年七月～二〇二〇年一月

解説

本史料（善龍寺文書7・4）は、仙石騒動の裁許の写しである。表紙のある三五丁ほどの竖帳であるが、原題はない。

仙石騒動とは、但馬国出石藩主仙石政美の死を契機として文政七年（二八二四）に発生したお家騒動である。当時の出石藩は財政状況が逼迫しており、その立て直しをめぐり家臣間（仙石式部家と仙石主計家）で対立がおこっていた。嗣子のない状態で藩主政美が死去した後、式部家出身で家老の仙石左京が主家の横領を企てたとして対立が激化し、ついに騒動が幕府に知られることとなった。天保六年（一八三五）関係者は江戸に召喚され幕府評定所において裁許された。その結果、左京は獄門となり、その他の出石藩士一四名が死罪・遠島・追放などの処罰を受けた。一方、出石藩は五万八〇〇〇石から三万石に減封となった。この事件は出石藩士や幕府評定所の関係者だけでなく、元出石藩士や虚無僧、普化宗寺院、生野代官、將軍、藩主の家族や親類、江戸

において被疑者を預かる大名およびその家臣など、さまざまな人物が関与している。このうち、幕府評定所構成員の一人として寺社奉行であった龍野藩主脇坂安董がいた（以上は宿南保『仙石騒動』神戸新聞出版センター〈一九八五年〉を参考した）。

例会での読み合わせに際しては、本史料に誤記が多かったこともあり、前出の宿南保『仙石騒動』のほか、松浦静山「甲子夜話」（『東洋文庫』平凡社）、豊岡市立図書館「郷土資料デジタルライブラリ」の出石藩「御用部屋日記」などを参考にした。なお例会では、善龍寺に仙石騒動の史料がある理由について脇坂家が事件裁許に関与したと関係していると考える会員が多かった。また、仙石久道妻の常真院ら江戸在住の藩主家族および仙石一族の動きに注目する必要性への指摘があった。読み合わせ終了時には仙石騒動の総括を希望する声があったが、いずれも整理・分析にはいたらず課題として残っている。

仙石騒動における登場人物一覧

①藩主家と支族

人名	概要
仙石久道（天真院）	第8代藩主。文化11年9月隠居。文政7年幼年の道之助の藩主就任にあたり後見となる。天保5年9月病死（60歳）。左京派による毒殺が噂される。
常真院	久道の妻。姫路藩酒井家の出身。河野瀬兵衛の上書を読み、儉約を強いられているところに左京らの驕奢ぶりに憤慨、息子で分家養子となった久大と夫・久道に宛てて書状を認める。左京らに露見し「詫び書」に署名する。
仙石政美（信恭院）	第9代藩主。文政7年5月3日病死（28歳。幕府への届け出は7月14日）。危篤時に左京派によるお家乗っ取りが噂され、荒木玄蕃の上書では左京らによって毒殺された可能性を示唆される。
貞恭院	政美の妻
仙石道之助久利	第10代藩主、久道の子供、政美の末弟。文政7年8月6日、5歳で藩主となる。天保6年時点で16歳。
仙石弥三郎久抵	旗本4700石。文政10年頃、財政建て直しのため人材派遣を出石に依頼。桜井一太郎や神谷転が出向する。
仙石能登守久大	旗本2000石。久道の四男。丹波守家の養子となる。河野瀬兵衛の上書を読んで驚き、母・常真院と久道へ書状を認めるも、左京らに知られて詫び書を書くことになる。

②左京の関係者

人名	概要	仙石騒動後の処遇
仙石左京	20歳で家督を継ぐ。大老職のみならず、勝手方がかりも勤め、第一次左京政権で大胆な財政改革に取り組むが失敗。桜井良蔵に「仁の字が足りない」と思われている。	獄門@江戸・鈴ヶ森（天保6年12月9日幕府裁許・処刑）。49歳
仙石小太郎	左京の息子。第9代藩主・政美の危篤に際して、父・左京と共に江戸に行く。老中・松平康任（浜田藩主）の弟・松平主税の娘を妻に迎える。	遠島（天保6年12月9日幕府裁許）。21歳
仙石正次郎	左京の次男。	豊前・岡藩に預け（天保6年12月9日幕府裁許）。5歳
仙石左兵衛	左京の弟。	隠居・蟄居（天保7年9月25日出石藩処分）。46歳
土岐茂左衛門	左京の弟。	隠居・蟄居（天保7年9月25日出石藩処分）
宇野甚助	元方勘定奉行として京・大坂で商人らに融資交渉を行う。反左京派からは京において富くじなどでの大損をしたり、病気のため京まで大勢を迎えにこさせたり、小太郎婚姻の支度整えたことなどを批判される。藩主政美毒殺に関わった人物とされる。天保5年正月河野瀬兵衛事件で4重臣の再吟味を傍聴。	死罪@江戸・鈴ヶ森（天保6年12月9日幕府裁許・処刑）。45歳
宇野庄之助	宇野甚助の倅。	白河藩へ預け（天保6年12月9日裁許）。14歳
宇野孫太夫	宇野甚助の弟。	永の暇（天保7年9月25日出石藩処分）
岩田静馬	年寄。河野瀬兵衛や荒木玄蕃らに左京と昵懇で、生活が贅沢などと批判される。河野瀬兵衛や3重臣の処分について、松平主税を訪ねアドバイスを受けた。天保5年正月河野瀬兵衛事件で4重臣の再吟味に同席。	死罪@江戸・鈴ヶ森（天保6年12月9日幕府裁許・処刑）。45歳
岩田虎次郎	岩田静馬の倅。	遠島（天保6年12月9日幕府裁許）。25歳
杉原官兵衛	年寄。天保5年正月河野瀬兵衛事件で4重臣の再吟味病中の久道名代を務める。	重追放（天保6年12月9日幕府裁許）。68歳
青木弾右衛門	年寄。江戸詰め年寄の経験もある。第二次左京政権で、江戸での節儉仕法発令や、天保5年正月河野瀬兵衛事件で4重臣の再吟味で病中の久道名代、瀬兵衛尋問御用がかりなどを務めた。	重追放（天保6年12月9日幕府裁許）。60歳
青木蕃太夫	青木弾右衛門の倅。	永の暇（天保7年5月7日出石藩処分）。31歳
山田八左衛門	江戸詰め年寄。天保4年、河野瀬兵衛の上書に触発されて常真院らが書状を認めた一件で辞職届を出す差止められる。	中追放（天保6年12月9日幕府裁許）。57歳

人名	概要	仙石騒動後の処遇
山田熊太郎	山田八左衛門の倅。	永の暇(天保7年5月7日出石藩処分)
大森登	年寄。天保3年正月、仙石主計ら4人が久道に上書した際に、久道の相談役として主計らが推薦した。天保5年正月河野瀬兵衛事件で4重臣の再吟味に同席。	中追放(天保6年12月9日幕府裁許)。79歳
大森左内	大森登の倅。	永の暇(天保7年5月7日出石藩処分)
岩田丹太夫	旗奉行・郡奉行・元方勘定奉行。天保5年2月河野瀬兵衛の身柄を生野代官へ引き渡す。	中追放(天保6年12月9日幕府裁許)。51歳
山本耕兵衛	勘定奉行。宇野甚助の弟。反左京派から左京に気に入られて昇進したと思われる。	中追放(天保6年12月9日幕府裁許)。38歳
恵崎又左衛門	物頭・町奉行。文政9年磯野源太左衛門事件で弘道館締役罷免。	軽追放(天保6年12月9日幕府裁許)。54歳
徳永半左衛門	郡奉行。	軽追放(天保6年12月9日幕府裁許)。44歳
山村貢	久道の側用人。その後、年寄になる。天保5年正月の河野瀬兵衛事件で4重臣の再吟味に同席。天保5年12月病死。	
山村七左衛門	山村貢の倅。	永の暇(天保7年5月7日出石藩処分)
会田岡太郎	天保4年江戸の債権者から訴えられ寺社奉行所などの案件となる。荒木玄蕃の上書で左京から政美毒殺実行を依頼されたと書かれる。	永の暇(天保7年9月12日出石藩処分)。38歳
増田七郎	天保4年江戸の債権者から訴えられ寺社奉行所などの案件となる。荒木玄蕃の上書で左京から政美毒殺実行を依頼されたと書かれる。	永の暇(天保7年9月12日出石藩処分)。36歳
早川保輔	天保4年江戸の債権者から訴えられ寺社奉行所などの案件となる。荒木玄蕃の上書で左京から政美毒殺実行を依頼されたと書かれる。	永の暇(天保7年9月12日出石藩処分)。53歳
石原新吾	天保4年江戸の債権者から訴えられ寺社奉行所などの案件となる。荒木玄蕃の上書で左京から政美毒殺実行を依頼されたと書かれる。	永の暇(天保7年9月12日出石藩処分)。53歳
鷹取己百	京都で病気になった宇野甚助を迎えに行った。	永の暇(天保7年9月12日出石藩処分)。64歳
関口齡助	勘定奉行。	隠居・蟄居(天保7年9月25日出石藩処分)
長岡右中	江戸詰め中老。	免職・20石減知(天保7年10月26日出石藩処分)。46歳
服部弥兵衛	用人？	免職(天保7年10月26日出石藩処分)

③反左京派

人名	概要	騒動その後
仙石造酒	年寄。文政9年磯野源太左衛門事件で年寄罷免となる。同年10月死去(60歳)。	
仙石主計 (生駒主計)	造酒の息子。勝手方がかりを一人で頑張ったが辞任。天保3年正月、4重臣連名の上書を老公久道に提出するも隠居逼塞となる。河野瀬兵衛事件で天保5年正月親類預け、翌6年正月剃髪の上座敷牢に入牢。妻の実家の「生駒」姓を名乗るよう命じられた。	
酒匂清兵衛	仙石造酒の弟。弘道館奉行などを務める。文政9年磯野源太左衛門事件で年寄罷免となる。天保3年正月、仙石主計ら4重臣連名の上書を老公久道に提出するも隠居処分となる。河野瀬兵衛事件で天保5年正月親類預け、翌6年正月剃髪の上座敷牢に入牢。	
原市郎右衛門	仙石造酒・酒匂清兵衛の弟。天保3年正月、仙石主計ら4重臣連名の上書を老公久道に提出するも隠居処分となる。河野瀬兵衛事件で天保5年正月親類預け。同年4月死去。	
荒木玄蕃	荒木家は古くから仙石宗家に仕えてきた家柄。文政11年江戸で藩公金横領、年寄罷免。天保3年正月、仙石主計らと4重臣連名の上書を老公久道に提出するも隠居処分となる。河野瀬兵衛事件で天保5年正月親類預け、翌6年正月剃髪の上座敷牢に入牢。入牢直前に認めた上書が密偵により寺社奉行脇坂の手に渡ったか。	

二 仙石騒動裁許

人名	概要	騒動その後
桜井良蔵（東門）	弘道館講師。「反左京派」とまでは言い難いものの、反左京派と親しい。「東門日乗」を書く。文政9年磯野源太左衛門事件で隠居・蟄居となる。文政11年7月蟄居を許される。	安政3年（1856）死去（81歳）。
桜井一太郎	桜井良蔵の息子。文政9年磯野源太左衛門事件で弘道館解雇、馬廻組から小姓組に角落ちになる。文政10年旗本仙石弥三郎久抵へ出向。3年度出石に戻るに当たって後任に神谷転を推薦。	
河野瀬兵衛	文政10年6月、勝手方の乱れを理由に免職、隠居・蟄居。天保3年6月、荒木玄蕃ら重臣らが上書したのは瀬兵衛の扇動によるものとされ追放。追放中に上書（河野瀬兵衛の上書）を作成、神谷転を通じて常真院らの手に渡る。天保4年12月生野で捕まり森垣村で収容。天保5年2月生野代官へ、4月出石へ身柄引渡し、6月7日処刑。	
神谷転（友鷲）	はじめ出石藩士、文政13年8月、桜井一太郎の後任として旗本仙石弥三郎久抵に仕える。河野瀬兵衛の上書を仙石支族に渡す役割を担ったが容疑をかけられ文政5年2月出奔、虚無僧になる。	松見寺にとどまり天保14年（1843）死去（50歳）。
神谷七五三	神谷転の兄。	
磯野源太左衛門	年寄。反左京派かどうか不明。桜井良蔵と不仲。文政9年9月、弘道館奉行兼任中に癩癰を起こして大暴れ、年寄罷免・謹慎となる。天保3年正月の仙石主計ら4重臣連名の上書で左京の企みのよものと、とされる。	

④幕府、その他

人名	概要
徳川家斉	将軍。常真院らへの詫び書強要に怒り、騒動に注目。
松平周防守康任	老中。浜田藩主。
松平左近将監	松平康爵（やすたか）。松平康任の嫡子。天保7年3月、浜田から棚倉へ転封。
松平主税	松平康器（やすはる）。松平康任の弟。仙石小太郎の岳父。
松平軍次郎	松平主税の嫡子。天保7年2月、5000石から2500石に減知され、領地も変わる。
水野忠邦	老中
井上河内守正春	寺社奉行
脇坂中務大輔安董	寺社奉行。龍野藩主。将軍家斉からの内命を受け、左京に罪を認めさせることに奔走する。天保6年11月再吟味の評定所構成員。
間部下総守詮勝	寺社奉行。寺社奉行付き調役・川路弥吉の主張を指示。
曾我豊後守助弼（すけまさ）	勘定奉行。左京方の頼みを受けて河野瀬兵衛召し捕りのために仙石家中が生野（幕府領）に踏み込んだことをいい加減にとりつくりつた罪で、免職のうえ差し控えとなる。
内藤隼人正矩佳	勘定奉行。天保6年11月再吟味の評定所構成員。「仙石家改易」と主張。
川路弥吉	寺社奉行付き調役。川路聖謨。天保6年愛宕の願書を審議する中、「友鷲を仙石家に引き渡さないほうがよい」と主張。ただし、町奉行や勘定奉行は不承知で、寺社奉行の中では間部詮勝しか同調せず、当初は脇坂安董も慎重だった。天保6年11月再吟味の評定所構成員。
筒井伊賀守政憲	江戸南町奉行。友鷲を捕縛。仙石騒動の幕府裁許で目通り控えとなる。
榊原主計頭忠之	江戸北町奉行。天保6年11月再吟味の評定所構成員。「仙石家改易」と主張。
神尾豊後守守富	大目付。天保6年11月再吟味の評定所構成員。
村瀬平四郎	目付。天保6年11月再吟味の評定所構成員。
愛宕	目付。天保6年11月再吟味の評定所構成員。
岡幸蔵	風聞書を作成。老公久道毒殺説を盛り込んだ内容。
松平備中守	上総大多喜藩主松平正義。大河内松平宗家9代。
松平伊予守	岡山藩主池田齐敏。仙石家と親戚関係。岡山藩先代藩主池田治政の妻は姫路藩酒井家出身。
廣内幾三郎、松山平兵衛、長谷川務右衛門	岡山藩士。9月5日より出石藩士らの身柄を預かった。
初鹿野（はしかの）河内守	初鹿野信政。河内守・美濃守。天保元年11月11日～同13年11月30日大目付。前職は普請奉行。後職は留守居。
大沢主馬	旗本（禄高八五六石余り）。
羽太（はぶと）庄左衛門	旗本（五〇〇俵）。(『国史』)
西村貞太郎	生野代官。

注）宿南保『仙石騒動』、『日本人名大辞典』（講談社）、『三百藩家臣人名事典』第5巻（新人物往来社）、『国史大辞典』などより作成。本報告書掲載史料に登場しない人物も掲載した。

(表紙に表題はなし)

仙石家系

信州小諸城主 仙石権兵衛源秀久

兵部太輔忠政

越前守政俊

兵部少輔忠俊

越前守政明

但州出石城主

信濃守政房

越前守政長

兵部少輔久行

播磨守久道

文政七申年家督

美濃守政美

道之助久利

仙石道之助家来一件
御近習 神谷轉事

友鷲

八月十九日

松平備中守江御預ケ

千五百石

家老

仙石左京年四十九

預り人廣内幾三郎

千五百石

元年寄

生駒主計

※人物については、23頁の「仙石騒動における登場人物一覧」を参照のこと。

千七百石

元年寄

荒木玄蕃

預り人松山平兵衛

三百五拾石

元年寄

酒匂清兵衛

右之者共九月五日

松平伊豫守江御預ケ

二相成候、且又仙石左京者

揚屋江入ル

八百石

年寄

岩田静馬

同

杉原官兵衛

同

青木弾右衛門

用人

宇野甚助

勘定奉行

山本耕兵衛

足輕小頭

西岡斧七

右之者共九月七日

松平伊豫守江御預二

相成候処、岩田静馬・杉原官兵衛・青木弾右衛門・

山本耕兵衛右四人同月十二日より揚屋入、宇野

甚助者同月廿日

揚屋入

旗奉行

郡奉行

勘定奉行

岩田丹太夫

九月十九日

揚屋入

大塚甚太夫

広敷番

西村門平

無役

早川保助

医師

鷹取己百

揚屋(あがりや) 江戸小伝馬町の牢屋の一部。

御家人、大名や旗本の臣、僧侶、医師・山伏などの未決囚を入れた所。

(『広』)

旗奉行 旗奉行。室町から江戸時代の武家の職制。

本来戦場において各備えの中で軍旗を維持・管理する役で、旗大将、のぼり奉行などとも称した。

江戸幕府の場合元和三年永井安盛が同職を命じられて職制として成立。寛

永九年に定員が二名となり大久保忠教、横田尹松が補任され、与力一騎足

輕一五名が付属された。老中支配に属する。(『日本歴史大事典』)

郡奉行 中世中期から畿内周辺の守護領国支配機構の一つとして存在。守護代の下で一郡または数

郡単位で守護役を徴収した。郡使、郡代ともいう。近世には一般に農村行政を担当した役人という。

江戸幕府にあつては老中の下で郡代や代官頭と同様の職掌で数力国の農村を管轄していたが寛文八年廃止。諸藩にあつては郡を単位に支配単位を任されて農政を担当する役

右之者共九月十一日、揚屋入、大塚甚太夫者
十一月十五日牢死致ス、年六十才

郡奉行 徳永半左衛門
町奉行 恵崎又左衛門

右之者十月朔日、揚屋入

左京嫡子年二十一才

五百石

年寄 仙石小太郎
大森 登

右之者十月朔日、松平伊豫守江御預ケ相成

兩人共揚屋入

左京弟 年寄 仙石左兵衛

馬廻り▼ 渡辺誠助

勘定奉行 久保吉九郎

右者仙石道之助屋敷江居ル

山田八左衛門

十月四日、松平美作守江御預ケ相成

玄蕃家来平井源八郎

同
十一日、同所江御預ケ

無役 會田岡太郎

同 増田七郎

同 石原新吾

十月四日初呼出し、仙石道之助屋敷居

人のことをいうが、その
具体的職掌は藩によって
多様である。『日本歴史
大事典』

馬廻り（うままわり）
大將の乗馬の際近くで護
衛にあたった騎馬の武
士。江戸時代には大名本
陣の中核を形成する役
職・家柄。『広』

仙石道之助家来死罪申渡書写

仙石道之助

其方元家来ニ而致出走、候神谷轉事虚無僧友鷲
義、不届有之者ニ付捕渡之義筒井伊賀守江申越
候間召捕候、然処他之引合も有之ニ付寺社奉行
ニ而及吟味候処、其方家政向不正其外不容易義
共相聞候、依之於評定所、被遂詮義候所、家老
仙石左京義其方家政ヲ散乱し身分不相応奢移趣
過致シ、殊ニ其身非を為可隠奸計を以主人之為
筋を申立候家来共を□之訴趣ニ吟味為詰、死罪
其外之仕置申付事、宇野甚助等左京ニ全同意不
軽不届之取計致シ候始末及白状ニ候ニ付、夫々
御仕置被 仰付候、政事、向之義者第一之義
ニ候処、家来共家来共家政、取乱し候を其分附
も無之段不調法ニ被思召候、依之急度可被 仰
付候処、若輩之義ニも候間、格別之思召を以
高五万八千八十八石之内城所其俣被差置、二石
八千八十八石を被召上三万石高二被成候、且又
閉門被 仰付之
右於伯耆守宅ニ老中列座伯耆守申渡し、大目付

出走 逃げだすこと。出
奔。『広』

寺社奉行 天保六年中は
堀田相模守正篤（油井宏
子監修『江戸時代と古
文書 虎の巻』柏書房
二〇〇九年）。神谷轉の
捕縛は天保六・四・廿一
（宿南保『但馬史 四』）。

評定所 江戸幕府最高の
裁判所。老中・三奉行な
どが大目付・目付の立会
いのもとで、重要な裁判・
評議を行った所。『広』

奢侈 身分不相応なくら
しをすること。度をこえ
たおごり。また、そのさ
ま。『国大』

政事 政治上の仕事やこ
とがら。まづりごとのこ
とがら。『国大』

家政 一家をまとめ、お
さめること。日常の家庭
生活进行处理してゆくこ
と。『国大』

分附 分付（ぶんぷ）。
（中国の近世語から）命
令すること。いつける
こと。『国大』

閉門（へいもん） 遠慮・
逼塞より重い科で、蟄居
より軽い刑。五十日から
百日間、何人の一切の出
入りが許されない。病人
があれば夜中に医者を呼
び、死人が出れば夜中に

初鹿野河内守・御目付大沢主馬・羽太庄左衛門

松平周防守

其方義、仙石道之助元家来河野瀨兵衛并同家来生駒主計外三人仕置当り之儀、道之助家来共々弟松平主税を以承合候節、道之助家来差出候書面事実相違之儀有之、并片口之吟味ニ候を如何共不心付瀨兵衛其外之者其仕置当り丈及挨拶、其上道之助養祖父播磨守致病死、忘中ニ相成候ニ付、右仕置等申付候間、猶又問合候節も他江洩候間敷、宝暦度之評定所一座方之伺済書向写江書取相添内々主税江差遣候故、同人より道之助家来江相達候次第二至候段重キ御役をも相勤候候節之義別而不埒ニ被 思召候、依之隠居被 仰付候、急度慎可罷在候

周防守嫡子

松平左近将監

父周防守事勤役中不埒之義有之ニ付隠居被仰付、急度慎可罷有旨被仰出候、家督無相違其方へ被下候、追而 所替可被仰付候
右於同人宅ニ列座同人申渡シ、大目付初鹿野河内守相越 但シ西丸下上屋敷被召上、中屋敷・下屋敷之内ニ可有住居旨書付渡ス

菩提所へと送り出し、家事のときに限り立ち退くことが許されるという厳格な規制で行われた。門と窓を閉じるが、釘穴にする必要はない。（『国史』）

隠居 江戸時代の刑罰のひとつ。公家・武家で、不行跡などを理由に投手の地位を退かせ、俸禄をその子孫に譲渡させた。（『デジタル大辞泉』）

寄合

松平主税

其方義、仙石道之助元家来河野瀨兵衛并同家来生駒主計外三人不屈之義有之候由を以科之次第相認、瀨兵衛者引廻し之上獄門、又者打首、主計外三人者切腹、式人者永座敷牢等申付可然哉、仕置当り之義兄松平周防守江承合呉候様道之助家来岩田静馬外一人より頼受候節書付周防守致内見候処、瀨兵衛者輕キ死罪、其余も輕き方と申聞候を、其方存付を以主計外三人者利髪之上閑場江入置可然旨及挨拶、且右之者共仕置当り之義三奉行之内へ問合可申哉之段、道之助家来押返シ申聞候処、内々乍も周防守より差図之義ニ付相違無之、外江問合ニ不及段強而申聞、其上道之助忌中ニ相成候ニ付仕置申付候日間之義、猶又道之助家来共承合候節も周防守江申聞、同人方宝暦度之評定所一座伺済之書面写江書取相添差越候を、其促道之助家来江差遣殊ニ仙石左京者首柄候共、道之助家政向ニて携筋者無之、旁以不埒之至ニ候、依之隠居被 仰付急度慎可罷在候者也

主税惣領

松平軍次郎

日間（ひあい） 日合とも。日の数。日数。また、時日のほどあい。日どり。日限。（『国大』、『広』）

父主税不埒之義有之候ニ付、隱居被仰付、急度
慎可罷在旨被仰付候、家督無相違其方へ被下之、
追而知行引替可被下候

右於増山河内守宅ニ若年寄列座、河内守申渡、

御目付西^(曲)淵勝次郎相越

但し軍次郎差控相伺候ニ付、御目通り差控之格

ニ而可罷在旨申渡之

御勘定奉行

曾我豊後守

其方義、但州銀山附地役人渡辺角太夫別宅ニ仙
石道之助元家来河野瀬兵衛を同家来共踏込捕押
引連候儀ニ付、西村貞太郎方取計方相伺候節道
之助家来方右者在所詰家来共心得違之旨申立
候迎、遠路多人数呼下及吟味候而者難義可致と
一己之存方を以御料所地内江踏込候次第等者
相除、角太夫方江瀬兵衛を差置候趣貞太郎承込
吟味致候姿シ調直シ一件落着之上、瀬兵衛者道
之助方へ可引渡哉之段伺書江認込可伺旨貞太
郎江差図致し、事実相違之書面を以松平周防守
江相伺、道之助方江瀬兵衛を為引渡候段 御
^(暗力)
後闇取計方殊ニ最初貞太郎右伺書差越候砌内
藤隼人正連名之宛之内状をも添差越候上者月
番取扱之品ニ候共、同人江一覽不為致始末旁不

列座 ならびすわること。
座につらなること。列席。
また、ならんですわつて
いる者。『国大』

一己(いっこ) 自分ひ
とり。一個人。『国大』

束之至ニ候、依之御役御免差控被仰付者也
右於同人宅ニ列座御前同人申渡、御目附西^(曲)淵勝
次郎・本多左内相越

但若年寄支配寄合ニ成

町奉行

筒井伊賀守

其方義仙石道之助元家来ニ而出走致候神谷轉
事虚無僧友鷲義不屈有之者ニ付捕渡之義、道之
助方方申越候間、組之者江申付為召捕候、友鷲
義者品々引合も有之、道之助方江者難引渡筋
之者ニ候処、得と相糺心付も無之、一途ニ引渡
候方ニ存込罷有候段不行届事ニ候、依之御目通
り差控被 仰付之

右於新番所前溜伯耆守申渡ス

仙石道之助家来

家老 仙石左京
用人 宇野甚助
年寄 岩田静馬
同 杉原官兵衛
同 青木弾右衛門
無役
左内隠居
元年寄 大森 登

引合(ひきあい) 訴訟
事件の關係者として法廷
に召喚され、審理および
判決の材料を提供するこ
と。また、その人。引合
人。単なる訴訟關係者、
証人、被害者および共犯
者など。『国大』

年寄見習 仙石小太郎
 旗奉行 勘定奉行 岩田丹太夫
 物頭 惠崎又左衛門
 町奉行 郡奉行 徳永半左衛門
 勘定奉行 山本耕兵衛
 無役 早川保助
 醫師 鷹取己百
 上総国三黒村 普化宗 松見寺 看主 友 鷺
 下総国小金 蚊龍代 役僧 愛 璿
 奥広敷番 西村門平
 無役 會田岡太郎
 同 増田七郎
 同 石原新吾
 中老 服部弥平代兼
 年寄 仙石左兵衛
 中老

上総国三黒村 現千葉県
 袖ヶ浦市。

普化宗（ふけしゅう）
 禅宗の一派。唐の普化

禅師を開祖とするもの。
 日本では、入宋僧覚心

が、建長六年（一二五四）
 に帰国して、正嘉二年

（一二五八）に西方寺を
 禅寺に改めて興国寺と称

し、宗義を広めたのに始
 まる。武士以外の入宗を

許さず、江戸時代には、
 罪を犯した武士がこの宗

にはいれは罪をのがれる
 ことができた。宗徒は虚

無僧（こむそう）と称し、
 托鉢には尺八を吹くのを

特色とし、弊衣をまとい、
 こもむしろを持参して諸

国を行脚した。下総国小
 金の一月寺と武蔵国青梅

の鈴法寺を総本山とした
 が、明治四年（一八七二）

廃宗。虚無宗。普化禅宗。
 （『国大』）

看主（かんす） 普化宗
 の寺の有髪在住持。剃髪

した住持は他宗と同様住
 職と呼ばれた。普化宗の

寺は、没落した武士の一
 時の隠家としての性格を

もち、虚無僧のなかには
 還俗（げんぞく）する者

が多かったため、入宗し
 てもむしろ有髪が普通で

長岡 右中
 元年寄

生駒 主計
 同

荒木 玄蕃
 同

酒匂 清兵衛
 元奥付

麻見四郎兵衛
 勘定奉行

久保吉九郎
 同

瀬戸 鷗助
 弾右衛門 倅

近習番
 青木 蕃太夫

馬廻り
 岡部 角太郎

同 草川三右衛門
 同 谷津 生人

同 吾妻与兵衛
 同 渡辺 誠助

元馬廻り
 □持隠居

土岐雄之丞
 久太郎父 隠居

酒匂 薰
 台所小頭

西岡 斧助
 医師

杵立 以成
 荒木玄蕃 召仕

次太夫 倅
 平井源八郎

但州出石 城下
 八木町下町

あった。（『国大』）
 下総国小金 千葉県松戸
 市。

其方共一同申渡趣承ルべし

名主
藤 蔵

申渡

仙石左京

其方儀、主人先代美濃守病氣差重り、跡相統之嫡子無之火急之出府之節、其砌纔十歳之小太郎を愛子之由にて召連、既ニ右故隠居播磨守其外一家中在町迄之疑惑受候段、主家江対し憚を不顧筋ニ有之、年寄生駒主計勝手懸り手余候由ニ而相懸り度々申聞候を同人壹人にて差支候成ハ右懸り者之儀相願ふ者格別増人有之而者区可相成杯申答、其俣ニ承置ながら差支場ニ臨ミ以後故障之由ニ而年寄役取放之上減知申付有之後、其方共四人ニ而勝手方取扱ふ段播磨守差図有之由も幼之主人家政専ニ取扱ふ身分、右次第不都合之儀而折々存念ニ相聞、其上百姓共小鳥作物を荒ス趣を以捉飼相願ふニ付飼室由者難立申訳ニ而勝手向省略中寔ニ鷹差置野合ニおゐて捉飼致シ、又者倅縁女引移り之次第等趣過之儀其外品々如何之取計有之故右主計外三人を播磨守江上書致し尋受候、無跡願之趣相添、却

差重り（さしおも）目方や病氣などが重くなる。『国大』

愛子（あいご・あいし・いとしご・まなご・かなしこ）かわいがつてゐる子供。いとしく思つてゐる子。あいし。『国大』

折々「巧之」の誤記と思われる。巧は「はかりごと。たくらみ。計略。策謀」。『国大』

捉飼（とらえかい）↓関連用語・捉飼場（とりかいば／とらえかいば）

※江戸時代、鷹狩り用の鷹を訓練する場所。『国大』

※江戸幕府にかかわる鷹場には、將軍自らが拳に鷹を据えて鷹狩りをする「御拳場（おこぶしば）」、鷹匠が鷹を訓練するための「御捉飼場」、御家門や連枝、藩主などが拝借した「御借場」の三種類があった。（村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、一九八五年）

野合（のあい）野間。野原。『国大』

縁女（えんじょ）縁組関係にある女。許婚者、実際に夫婦関係にある者

而宇野甚助江相談之上年寄共江申談、不束之上書致旨播磨守江申聞、減高蟄居等為申付右躰不届有之故元同家来河野瀨兵衛儀主人同姓江其方等之取計品々申立候を讒訴之趣ニ申成御料所地内迄足輕差遣召捕、右引合之旨を以主人其外者共咎之義者一旦事済を病氣にて精身及虚耗播磨守ニ陰聞為致再吟味及、剩瀨兵衛申立之義者於奉行所吟味之上其方申訳無之恐入旨申立候廉多端ニ有之処、讒訴之趣ニ吟味為詰、其以前播磨守室常真院等瀨兵衛より承伝、其方如何之取計と播磨守江心添申遣スを不行届之由ニ而侘之書付年寄杵原官兵衛方申談差出、右躰之事実反覆之儀を、却而瀨兵衛者死罪難遁由杯物語、外年寄共右之趣を以等為申立、仕置相決、然シながら主計外三人共同姓共江瀨兵衛事ニ付差出申合之義無之旨申立候を俱相折之讒訴致躰ニ書面を取拵、主人を欺、重キ御役人之内通迄相同、瀨兵衛者死罪、主計外式人者切復方一等輕キ心得ニ而剃髪之上、穢多町統明家江囲を祿理入置、始末之家江対し深キ望無之由と申候共、其身不忠之露見を問、主人為筋等申立候者を重科ニ陥入候ニ無紛、不届至極ニ付獄門申付ル

を含む。『国大』

趣過「超過」の誤記と思われる。

無跡 跡無し。根拠がない。あてにならない。ばかけている。『国大』

を祿理「補理」の誤記と思われる。「補理」は補い修理すること。「しつらい」と読むこともある。『国大』

重科 重い罪。重い罰。『広』

重科 重い罪。重い罰。『広』

重科 重い罪。重い罰。『広』

重科 重い罪。重い罰。『広』

重科 重い罪。重い罰。『広』

重科 重い罪。重い罰。『広』

宇野甚助

其方儀、同家来元年寄生駒主計外三人の家老仙石左京并其方取計等品々隠居播磨守江申立候節、其方左京内談之上主計外三人卒爾之事共主人江申聞候故を以、減高之上蟄居等申付候方ニ可有之旨左京の年寄共江為申達者、其上同家来河野瀬兵衛の其方者左京股肱之物ニ而極大切之事共内談致シ、徒格の用人ニ取立家中一統心外之由其外左京惡事之品々同姓共江申立候由を以瀬兵衛を及吟味節、同人申立無相違廉も無之、有躰ニ吟味致而ハ左京并其方身ニも及可申と其砌不快而吟味之席江出兼候ニ付、勘定奉行山本耕兵衛を以左京江内々相談致置、年寄青木弾右衛門義郡奉行岩田丹太夫を以吟味取計方相談有之節、讒訴之趣ニ吟味詰候様及挨拶其外主計三人右次第再吟味相成、瀬兵衛の申合義無之旨申立候口上書差出を瀬兵衛俱々取折讒訴之致シ様手續書取調主計等咎相濟義をも現在罪科之躰ニ書加事実相違之書面を以主人欺、重キ御役人之内内慮迄相伺、瀬兵衛死罪、主計外三人者切復^(腹)一^(腰)等輕キ仕置之心得ニ而剃髪之上圀入申付候義、内々左京江申談取計、不始末不忠之左京江相組し主人為筋等申立候者重科ニ

卒爾（そつじ） 判断が十分でなく軽々しい行動をすること。また、そのさま。輕率。（『国大』）

股肱（ここう） なくてはならないもの。最もたよりにするもの。（『国大』）

徒（かち） 本来の武士身分が御目見以上の身分をさすのに対し、御目見以下で騎乗を許されない輕格の武士。（『山川日本史小辞典』）

用人 大名家・旗本家において財政をはじめ諸雜務の処理にあつた役人。大名家では一般に家老につぐ高い格式をもち、旗本家でも家政全般を預かり、年貢収取をはじめとする知行支配の柱であつた。そのため、家臣のなかから家格にかかわりなく有能な人材が拔擢されることもあつた。（『山川日本史小辞典』）

廉 数えたるべき箇条。また理由として指摘される事柄。（『広』）

不快 病氣。（『広』）

陥し入候ニ無紛不届ニ付死罪申付ル

岩田 静馬

杉原官兵衛

其方儀静馬者家老仙石左京同身趣過^(趣)之由等同家来元年寄生駒主計外三人の隠居播磨守江上書致、上者右四人咎次第等可携筋無之処、左京江及相談、同人不届者乍弁、外年寄共江も談判之上、播磨守江者不取留讒訴之旨申立、主計外三人減高之上蟄居等申付候様為取計、右等之家政如何ニ而左京義主人不為之由主人同姓共并播磨守室常真院の播磨守江心添申越、右者元同家来河野瀬兵衛申立候義追而相分候共素左京等不足事故可差讒筋無之を同人申談、瀬兵衛御料所地内ニ罷在を足輕共差遣一旦召捕、追而主計外三人上書之始末迄再吟味相成候節、左京任申官兵衛者主計三人讒訴之趣吟味詰、殊ニ左京不為筋無之を心得違之事共播磨守申聞候旨ニ其方共の室常真院并同姓共江申聞、官兵衛の案文相渡し詫書同様之書付室常真院を為差出、殊ニ瀬兵衛并主計外三人仕置当相決在所表重役共及相談候節、悉く事実反覆之事共ニ而重科之趣吟味詰候儀具ニ乍存、静馬義其身并左京威ニ恐れ組從致共、右取拵之書面を以欺、重キ

差讒 「差綺」（さしいろ）の誤記と思われる。

※差綺ニ干渉する。扱つ。争つ。（『首訓引き』）

御役人之内慮迄相伺、死罪其外其科申付候始末、^(重) 静馬者別而之儀、官兵衛一同不屈ニ付、静馬者死罪申付ル、官兵衛者重追放^(者脱)申付ル但シ御構場所徘徊致間敷也

青木弾右衛門
大森 登

其方儀同家来家老仙石左京不屈之儀乍弁、同人并年寄岩田静馬等身分趣過之次第主人隠居播磨守江元年寄生駒主計外三人上書いたし、播磨守の弾右衛門・登江尋有之節、有躰申聞而ハ左京及難義、若同人存意ニ有^(普)ならは家ニも可拘旨之心得を以、弾右衛門ハ更ニ不存由相答、登ハ得と勘弁致方可然旨申聞候義等重役之身分ニ有之間敷儀、殊ニ其方共義、右上書ニ付主計外三人各之次第談判ニ及節、左京儀覺無之旨申聞ニ随ひ、不取留讒訴之旨播磨守江申立、減高之上蟄居隠居等為申付処、右等之家政如何と左京儀主人不為之由、同姓共并播磨守室常真院の播磨守江心添申越ニ付、弾右衛門義山村貢一同出席之上、室常真院并同姓共江承り、同家来ニ而離散申付候河野瀬兵衛の承候旨申聞候節、左京不為筋無之を卒爾ニ瀬兵衛申分信用致旨同姓共の播磨守江侘之書状為差出、殊ニ瀬兵衛御

重追放(じゅうついついほう) 江戸幕府の追放刑の一種。重・中・軽の三追放刑のうち、もっとも重いもので、御構場所(おかまいばしよ)への立入りを禁じられ、田畑、家屋敷、家財が没収された。(『国大』)
※追放について 寛保二年(一七四二)制定の『公事方御定書』御仕置仕形之事は、追放を立入禁止地域として罪人に示すべき御構場所の広狭によつて、重追放・中追放・軽追放・江戸十里四方追放・江戸弘・所弘とし、ほかに奉行所の門前で追払う門前払を規定した。すなわち重追放は武蔵・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・甲斐および駿河を、中追放は武蔵・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・下野・日光道中・甲斐および駿河を、軽追放は江戸十里四方・京・大坂・東海道筋・日光および日光道中を御構場所。

料所地内ニ罷在を其方共評義之上一旦召捕、其上主計外三人上書之次第瀬兵衛同様ニ付同意之程難計再吟味相成候節左京取計ニ而播磨守ニ陰聞為致其方共吟味致し、素有躰ニ而者左京立行間敷と不取留讒訴之趣を以吟味詰、其砌瀬兵衛義同姓共江申立趣四人共ニ携不申由口上書差出を、瀬兵衛の同意之申立有之由、俱ニ相折旨手續書取納、主計外三人者咎相済儀等を現在之罪科之趣ニ書綴、死罪又者重科ニ申付候積り、主人をも欺、重キ御役人之内慮迄相伺既ニ瀬兵衛者死罪、主計外三人者剃髪之上圀入ニ申付、其外瀬兵衛吟味中、同人并主計外三人仕置聞尋之節、左京申聞候趣ニ俱々瀬兵衛者死罪、主計外三人者永牢可有之由等書付を以申立、右者何も左京申聞候趣ニ随ふ義と乍申、弾右衛門専分取計別而之義一同不屈ニ付、弾右衛門者重追放^(マコ)申付ル、登者中追放申付ル右兩人共御構場所徘徊いたす間敷者也

仙石小太郎

其方儀、父左京不屈之始末ニ相組する義者無之旨も、同家来元年寄生駒主計外三人隠居播磨守江上書致節ニ至、左京不屈之筋可有之乍心附、父之悪事難申立段者無余義筋ニ有之なれ共、同

所。(『国史』)

人江諫言も不申聞、却而主計外三人咎申付候評義ニ加り、其上右左京取計如何之由等主人同姓等ハ播磨守方江申参候処、同家来離散申渡又河野瀨兵衛申立候共相分り、同人御料所地内ニ罷在を足輕差遣一旦召捕、主計外三人も右之由を以再吟味ニ相成砌、父之惡事を申立候儀ニ有之上者可携筋ニ無之処青木弾右衛門外式人俱々列座致シ及吟味、瀨兵衛仕置当り手続書取拵義等迄其俣致シ置、左京ハ瀨兵衛者死罪難遁由ニ物語承候迎尋之節、龜忽ニ同人者死罪、主計外三人者永牢ニ可有之杯書付を以申立候段不屈之至、其上左京獄門之御仕置ニ相成儀ニ付、其方者遠島申付ル

岩田丹太夫

惠崎又左衛門

徳永半左衛門

山本耕兵衛

其方共義、元同家来ニて離散申付有之河野瀨兵衛義、家老仙石左京主人不為之趣主人同姓共江申立を、左京義讒訴之趣を以瀨兵衛御料所地内ニ罷在を召捕之義申渡迎郡方組之者を差向召捕、丹太夫も主人方ニて吟味之筋有之者故、其俣召連度段、強而及懸合追而瀨兵衛引渡相成後

讒訴之趣を以吟味可致旨左京差図及ひ同人不屈者兼而乍弁居、權威ニ恐れ奉行所おゐて吟味之上左京無申披取計多端有之を讒訴之趣ニ吟味詰、其上丹太夫・耕兵衛者瀨兵衛并主計其外之者共事実相違之科を以重科申付候、続取納年寄共仕置当り内談有之節も存寄無之旨相答、殊ニ耕兵衛者左京任申右之次第出座之上在府之年寄共江も及伝達御役人之内慮相伺、不儀等も取計始末不屈ニ付、丹太夫・耕兵衛者中追放申付ル、又左衛門・半左衛門者輕追放申付ル但、一同御構場所徘徊致間敷者也

早川保助

鷹取己百

其方共義、主人先代美濃守病氣ニて大切ニ而急養子をも相願ふ場合ニ至候処、從來側向相勤候身分、帰節茶やニおゐて遊女度江罷越及遊興、主人之大切を忘却致段一同不屈ニ付、主人方ニて相応之咎請べし

友 鷺

愛 瑠

西村門平

會田岡太郎

増田七郎

多端 複雑で多岐にわたつてゐる。多忙なこと。(『広』)

石原新吾
仙石左兵衛
長岡右中
生駒主計
荒木玄蕃
酒匂清兵衛
麻見四郎兵衛
久保吉九郎
瀬戸鷗助
青木蕃太夫
岡部角太郎
草川三右衛門
谷津生人
吾妻与兵衛
渡辺誠助
土岐雄之丞
酒匂 薫
西岡斧七
杉立以成
平井源八郎
太田東左衛門
内田此右衛門
中村龍助

横田弥吉
村井庸助
高橋久左衛門
藤 藏
其方共儀不埒之筋も不相聞候間、一同無構
右申渡趣一同請書并証文申付ル
青梅鈴法寺代▼
慈上寺看主▼
玄應
右之通り申渡間得其意請書江奥印致べし
永井信濃守与力
設楽庄左衛門
仙石道之助家来
河野丹治
三浦甚太郎家来
神原又左衛門
仙石能登守家来
磐井平十郎
仙石弥三郎家来
兼子与一郎
仙石長之助家来
梅原吉藏
仙石龍太郎家来
今井惣右衛門
右之通申渡▼、得其意、銘々主人江可申聞、且
丹治者早川保助・鷹取己百被申渡趣を以相応之
咎申付、其外會田岡太郎・増田七郎・石原新吾
義仙石左京不屈之取計致ス一件引合として呼出
懸吟味処、左京取計ニ携義者無之間、無抛旨申

鈴法寺（れいほうじ）
東京都青梅市新町にあつた普化宗寺院。廓嶺山虚空院。普化宗八派の一つ活総派の本山であり、金先派の一月寺（現千葉県松戸市）とともに諸流の触頭として関東諸国の諸派寺院を統括した。明治五年（一八七二）に廃寺となった。『平・地』、『デジタル大辞泉』
慈上寺 上野国高崎にあつた普化宗寺院。『国大』

右之通申渡 「右之通」の内容が省略されている。

旨なれ共、先達而主人手道具虫干之節、宅下之上質入等致ス儀有之、右者全主人手元銀之儀ニ付、主人方ニて是又相当之咎申付ル、且道之助元家来河野瀬兵衛者勿論、生駒主計外式人并原市郎左衛門江仕置申付候者左京等不届を以取計儀ニ付、右一条ニ寄咎ニ相成者共者都而親族等ニ至迄無構者、其外左京義家政向取扱中不筋之義を以咎申付ル者も有之ならば取納之上道之助親族之者も申談同様ニ可取計段主人江可申聞者也

右之通り天保六年未十二月十九日於評定所御裁科相成候事

山田八左衛門

申二月十一日ニ追放申付ル

仙石小太郎

同二月廿八日豆州八丈嶋江送る

天保七申年三月十五日ニ松平周防守所替被仰付、奥州棚倉移、井上河内守者武州立林、松平右近少監石州濱田ニ▼

濱田ニ 記述がここで終わっている。

三
御本殿御地頭御触記録

翻刻担当（五十音順）

岩倉 哲	志賀 蓮子	河野 未央	田中 幸男
土屋寿美恵	寺井 正文	中川 允子	西村 威
福島 一憲	福永 孝	宗 和弘	室山 京子

翻刻期間

二〇二〇年二月～二〇二三年一月

解説

この節は善龍寺文書4・1の翻刻文を掲載する。本史料は一〇〇丁を超える縦帳で、本山である東本願寺や領主である龍野藩からの通達、本山使僧に関する覚書、龍野藩への提出書類などを記録したものである。表紙に「弘化三年年」とあり、本文は文久までの年号が見られる。なお、表紙をめくると、さらに中に表紙が二枚ある。これらは元々表紙であったものを、ある程度まとまった際に綴じ直し今の形となったのであろう。

内容は表にまとめたように四八件であった。このうち、本山から派遣された使僧への対応に関する記録が五件ある。例えば、嘉永二年（一八四九）七月の「御代始御使僧一条」は、使僧皆演坊への対応についての覚書である。この使僧とは、弘化三年（一八四六）に厳如が東本願寺門主を継承したものの、播磨国へは「未タ当国御門末御教導無之」という状況であったための派遣であった。使僧を招くにあたり、龍野城下の東本願寺派寺院が宿泊場所や道具を提供した。また、龍野藩の

家老・年寄・寺社奉行らが対応にあたったことや、贈答品、料理の献立など詳細に記されている。動作に関しても再現が可能なほどで、「家老衆入込之節、寺社奉行兩人・住持玄関江出迎ひ、家老衆御礼申述ル、住持受玉ハリ御使僧江申述ル」（本報告書七三頁）などである。文政十一年（一八二八）の使僧への対応に関する覚書も詳しく、門主代替わりに際して使僧が派遣されることを想定して過去の記録を写したと思われる。

次に興味をひくのは、嘉永二年（一八四九）に美作国久米北条郡大久保村（現岡山県津山市）で起こった真宗門徒改派事件である（七二～七三頁）。大久保村には京都金福寺の門徒が五〇軒あり、これらは東北条郡下高倉村（現津山市）にあった教本寺の「預旦那」であった。ところが、五〇軒のうち三〇軒余りが教本寺への帰属を不服として、英田郡川北村（上野国沼田藩領。現美作市）の「本敬寺」（実は本教寺）の預旦那となるか、あるいは役僧を派遣してもらうか、という二案を本山に願い出たのである。大久保村は幕府から龍野藩が預かっていた御預り地であった。そのため、東本願寺は龍野藩へ問い合わせ、事態の收拾をはかった。東本願寺への龍野藩の回答から、大久保村に対して藩への届け出が欠けていたことを藩側は特に咎めておらず、門徒らの希望通り帰依する寺院の変更ができるよう口添えしている様子が見られる。この事件は、龍野藩御預り地支配を考える上でも重要である。

そのほか、幕末における善龍寺の檀家の記録があり、それによると檀家数は一〇軒未満であった。また、天保四年（一八三三）や弘化四年（一八四七）には「托鉢」によって庫裏の屋根修復を実現したという

願書を藩に提出した（四五～四六頁）。願書であるため誇張表現に注意する必要はあるが、弘化四年の願書には「拙寺儀者無檀同様」で「從來貧寺」のため「逆も難及自力」と記されている。断片的とはいえ當時の経営状況がうかがわれる。

表 「御本殿御地頭御触記録」の内容一覧

	年代	内容	備考
1	弘化3年8月5日	諸出家法談無用に関する本山からの書状	9月23日善龍寺に届く
2	天保13年12月2日	6月江戸で町触された諸出家取り締まりについて、当地においても順守することを伝える触	
3	弘化3年9月	来年3月26日に東本願寺大門再建の上棟式への参詣を促す本山からの書状	12月4日善龍寺に届き、野田村因念寺へ廻す
4	天保4年11月朔日	「奉願口上之覚」庫裏屋根修復のため領内での托鉢願（善龍寺→龍野藩）	
5	弘化3年12月20日	「覚」正門寺住持順東不埒につき追院を申し付ける	
6	弘化4年正月	「口上之覚」庫裏屋根修復のため托鉢再開の願（善龍寺→龍野藩）	同年2月12日龍野藩より許可される
7	文政11月11月	善龍寺における東本願寺使僧専修坊への対応に関する覚書	
8	弘化4年4月	「口達覚」末寺国法違反について	
9	弘化3年3月23日	本山使僧姫路福正寺への対応について	
10	天保14年8月13日	本山使僧長堅寺への対応について	
11	弘化4年正月	仏書講釈のため河内国金田村光照寺の招聘願（龍野藩宛て）	
12	嘉永元年3月	「口上」東本願寺の御用のため上京願（善龍寺→龍野藩）	
13	弘化4年6月15日	「口上之覚」善龍寺弟子として穴栗郡東塩野村了円寺弟召し抱え願（善龍寺→龍野藩）	
14	弘化4年9月16日	「鉄炮御改二付一札之事」善龍寺→龍野藩	包紙の挿図あり。安政4年9月16日、万延元年9月16日の追記あり
15	年代不明	「口上之覚」法事執行において客僧法談を願う（龍野藩宛て）	雛形
16	年代不明	「寺中宗旨一札」善龍寺→龍野藩	善龍寺の家族構成がわかる
17	年代不明	「檀方宗旨一札」善龍寺→龍野藩	雛形
18	万延元年4月5日	檀方帳写。24人、男9人・女15人	17に関連するもの。挟み込み文書

	年代	内容	備考
19	文久元年	檀方帳写。23 人	17 に関連するもの。挟み込み文書
20	文久 2 年 4 月 5 日	檀方帳写。24 人	17 に関連するもの。挟み込み文書
21	年代不明	「覚」龍野藩へ年頭御祝儀上納について（善龍寺→龍野藩）	雛形。龍野藩寺社奉行へ
22	年代不明	「口上」法事に客僧を招く旨の届（善龍寺→大目付）	雛形。龍野藩大目付へ
23	弘化（年月日不明）	「改寺一札之事」	雛形
24	弘化 4 年 10 月 23 日	本徳寺が林田明善寺へ御成り一条に関する御坊からの返書	
25	（弘化 4 年カ）8 月	東本願寺御代始御門葉御教化として使僧浄林坊を派遣することを伝える本山からの書状	
26	弘化 4 年 11 月 23 日	「覚」法服に関する触書	
27	嘉永 2 年 7 月	御代始御使僧一条	東本願寺厳如の弘化 3 年の継承に関連するもの
28	嘉永 2 年 7 月	「使口上振」美作国久米北条郡大久保村改派一条について	
29	嘉永 2 年 4 月 26 日	「御答書」美作国久米北条郡大久保村にいる京都金福寺門徒が預り先の下高倉村教本寺に不帰依し川本村本敬寺の預旦那になった一件について	
30	年代不明	書翰の内容について承知した、という書状	下書か
31	年代不明	書翰の内容について明日返答する、という書状	下書か
32	嘉永 2 年 7 月 27 日	「口達」他領の養弟を招いての法談助談および無届での法談・講釈・祖師遠忌の実施の禁止について	
33	嘉永 2 年 9 月	東本願寺門跡と伏見宮嘉枝宮との縁組に関する本山からの書状	11 月 18 日野田村因念寺より到来。法雲寺へ廻す
34	嘉永（年月日未詳）	「奉願口上之覚」赤穂万福寺弟子徳水を養弟に召し抱え願ひ（東村仏願寺→龍野藩）	
35	嘉永（年月日未詳）	「奉願口上之覚」領内寺院より法談依頼があれば養弟徳水を修学として法談させたい（寺→龍野藩）	
36	嘉永 3 年 9 月 1 日	「鉄鉋（炮）御改二付一札之事」宮脇村宮鍵主小池求馬→龍野藩	包紙の挿図あり
37	嘉永 3 年 10 月 2 日	龍野藩御預所美作国久米南条郡照福寺改派企てについて貴寺の対応を依頼する書状	差出・宛名なし
38	嘉永 3 年 10 月 3 日	美作国久米南条郡の照福寺改派企て一件に際して出役した自分に対して本山より御樽代など頂戴したことについて、本山へ御礼を伝えてほしいという書状（斎藤条四郎義郷→善龍寺）	
39	嘉永 4 年 2 月晦日	「口達」法談助談取り締まりについて	3 月朔日善龍寺に到来
40	嘉永 5 年正月	寺院別寸志・御樽代など書上（嘉永 5 年龍野藩脇坂安宅京都所司代就任の祝儀）	
41	嘉永 5 年正月 12 日	「口上」御祝儀として金 50 疋上納について（善龍寺→龍野藩）	37 の善龍寺の金額と一致
42	嘉永 5 年閏 2 月 11 日	「地頭触」龍野藩主の京都所司代就任に関して	同月 12 日善龍寺へ到来
43	嘉永 5 年正月	東本願寺の財政難について門末の懇志を頼む本山からの書状	閏 2 月 17 日到来、野田因念寺へ廻す
44	嘉永 5 年閏 2 月	親鸞聖人六百回忌および東本願寺借財に関する本山からの書状	4 月 20 日野田因念寺より到来、法雲寺へ廻す
45	嘉永 5 年閏 2 月	「御末寺御遠忌執行之御定」	44 の別紙
46	嘉永 5 年閏 2 月	「御借財済寄方御趣意」	44 の別紙
47	嘉永 5 年 4 月 29 日	龍野藩主家族（奥様・皆明院）が江戸を出発し京都に到着したという寺社奉行からの通達	4 月晦日到来、宝幢寺へ廻す
48	天保 9 年 4 月	「誓詞証文之事」将軍代替わりに際して	

注）表記の順番通りに列記した。なお、「内容」欄の「」は史料の原題を記した。

〔表紙〕
「弘化」三年年々

御本殿
御地頭 御触記録

天 善龍寺

〔中表紙1〕
「三巻之内」

琵琶湖山

善龍寺

〔中表紙2〕
「弘化」三年年九月

從御本山御触書写

善龍寺

猶々此廻状無遲滞早々巡達可有之候、以上

一筆令啓達候、先以 兩御門跡様御機嫌能被為成御座候、然者去ル寅年町

中ニ而諸出家法談説候義可致無用旨從公義御触流し在之候ニ付、其以來御一

派之輩ニおゐても在家法座等令斟酌候次第二及ひ候ニ付、御当山之義者

東照神君御取建之砌御寺領ニ被為替御門末普く御化導被為在度との御主意ニ

よつて数百年御仕来之義者右由緒格別之御訳柄ニ候之旨被 仰立候処其段具

ニ被 聞召届、宗門仕来之及教導候義者寺檀之懇志次第二而不苦筋ニ候旨

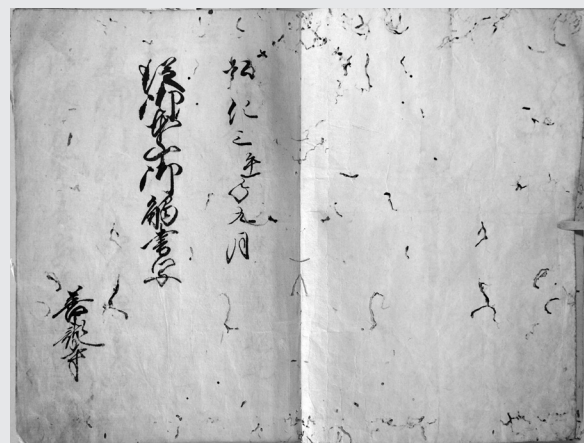
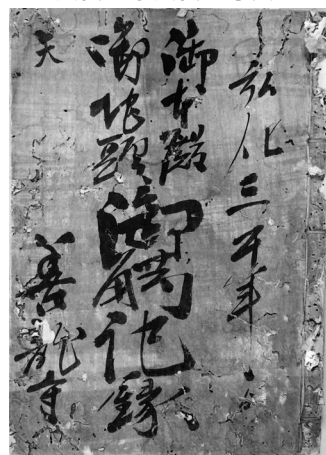
御聞濟之段阿部伊勢守殿被仰聞候旨、於寺社御奉行所去ル七月廿八日内藤紀伊

守殿方御達之事ニ候、右者全御由緒ニ被為寄候事ニ候得者、末々ニ至迄一同

此段難有可被奉存候、依而者以來仏事・法座執行在之候とも、上来之御主意深

く相弁、質素第一ニ被相心得、兼々御示之通王法仁義之道を可被相守義者勿論、

表紙・中表紙の写真



化導 教化(きょうくわ)きようけい衆生を仏堂へと教え導くことし導くこと。〔広〕

阿部伊勢守 老中阿部正弘のこと。

寺社御奉行 寺社奉行。江戸時代の職名の一つ。全国の寺社およびその領

民をはじめ、神官、僧侶、楽人、盲人、陰陽師、連歌師などを統括し、ま

た私領相互間の訴訟を受理したもの。奏者番である譜代から選任され四

五人を定員とした。勘定奉行、町奉行と合わせて三奉行と称され評定所一

座の構成員として重要事件の裁判・評議を担当。属吏に、家臣から選出し

た留役、寺社役、取次等の役職があり自己の江戸屋敷を役所として月番で

執務した。〔国大〕

内藤紀伊守 寺社奉行内藤信親。越後村上藩主。

王法 (おうぼう) 仏教で国王の法令を称する語。また仏法に対して政治をいう語。〔広〕

猶以国恩^(マ)を太切ニ奉存、毎々被
嗜^{うつくしく}、麗敷御法義相続可在之旨被
仰出候、御寺国法之御掟之趣ニ不背様被相
仰出候、右之趣為可申達如斯候、恐々謹言

八月五日

池尾伊織[▼]

正紹

宇野相馬

直貞

栗津右兵衛少尉

元晴

栗津大進法橋[▼]

元好

下間式部卿法眼[▼]

頼功

右之通御触書弘化三丙午年九月廿三日相廻り直様相廻し候

天保十三^三寅年御触書之写

出家・社人等町家借宅之儀ニ付而ハ寛文・元禄之度相触候趣有之処、年曆相
立候ニ付不取締之趣相聞候間、此度左之通改革被 仰出候
一 出家・社人・山伏[▼]・修儉^(マ)・神職[▼]之類者町住居令停止候、早々本寺・本社[▼]又者
同宗同派之寺社内江為引取可申候

一 町中ニ而諸出家共法談説候儀無用可仕事

一 町中ニ而念仏講・題目講[▼]と名付、出家并同行とも寄合仕間敷、并町中ニ而鐘・
大鞆^(太鼓)ヲたつき念仏題目を唱大勢人集いたし候之儀、弥可為停止候事

国恩 国また国王から受ける恩。〔国大〕
国法 (こくほう) 一国の法規全体をいう。国家体制の根幹を規定した法、特に憲法の意。〔広〕

※浄土真宗では王法為本(王法をもて本とす)仁義為先(仁義を先として世間通途の儀に順ずる)と言つて、日常生活においては国法を重んじ、倫理道德を實踐すべきであるとしている。〔総合仏教大辞典〕法蔵館

池田伊織 『甲子夜話続編』八(東洋文庫四〇〇)に天保四年の東本願寺家来用人として名前が見える。

法橋 (ほつきょう・ほうきょう) 法橋上人位の略。法眼の次、僧官の律師に相当する僧位。〔広〕

法眼 (ほうげん) 法眼和尚位の略。法印に次ぐ僧位。〔広〕

出家 家を出て仏門にはいること。俗世を離れ仏法修行の道に入ること。〔国大〕

社人 神社に奉仕する人。神官。神職。主として、下級の者をいう。みやうど。しゃじん。〔国大〕

山伏 山に伏すこと、野山に野宿すること。世をのがれて山中に住むこと。また、その人。〔国大〕

修儉 修験。山野を歩き回るなど、靈験のある法を修めること。また、その効験をあらわすこと。〔国大〕

神職 神社に奉仕して神事をつかさどる職。また、それに従う人の総称。神主。神官。〔国大〕

本寺 (ほんじ) 本山に同じ。〔広〕
本社 (ほんしゃ) 主たる神社。〔広〕

念仏講 (ねんぶつこう) 念仏宗信者の講。〔広〕
題目講 (だいもくこう) 日蓮宗の信者の講。〔広〕

同行 (どうぎょう) 心を同じくして仏道を修行する者。念仏講の仲間。講中。〔広〕

一陰陽師・普化僧・道心者・尼僧・行人・願人・神事舞太夫之類、本寺或者師家等より弟子ニ無紛段証文ヲ取、其上請人を立、裏店ニ差置可申候、尤裏店ニ候共寺構并神前仏檀を構候儀者仕間鋪、且道心者・尼僧之類本寺・師家等無之自尽に剃髪いたし候ものハ、以来急度本寺師家江致隨身証文等差支無之様可仕候、勿論尼僧ハ去ル亥年申渡候通弟子取一切仕間敷事
一諸旦那より祈念頼候ハ、其節計絵像を懸ケ祈念可仕候、祈念仕舞候ハ、絵像無用可仕事

一右之者共かんはん并ほんでん自今以後弥出し申間鋪候、宿札計者不苦候事
右之趣向後急度可相守候、尤是迄本寺・本社江証文取置不申、其外彼是不埒之儀も有之候得共、此度者御宥恕を以不及吟味候間、来ル十二月迄ニ急度相改可申候、其後等閑ニいたし置候もの之ニおゐてハ家主・名主・地主とも厳科ニ可処もの也

右之通可被相触候

六月

右之通此度江戸表ニ而町触有之候ニ付当地ニ而も同様可相心得候、併当地ニおゐてハ右之内社人・山伏・修験・神職者、本寺・本社又者同宗同派之寺社内江可引取、相当之場所も無之引取方差支有之候ハ、本寺・本社等より御役所へ其訳断在之相糺候上可令沙汰候、且又尼僧弟子取之儀者尼僧住職分明之寺跡者格別、町住尼僧共一己之手段を以庵主坏と唱へ弟子取致し候儀不宜事ニ付、向後堅差留候儀ニ有之候間、当時弟子と唱差置候分者身寄等へ可引渡、其内幼年之分ハ身寄又者可引取ものも無之候ハ、独立経営相成候まで其尽可差置候、右之趣来ル卯五月中迄ニ急度相改、其後等閑ニ致置候もの之ニおゐてハ、家主・町役人まで嚴重可申付候間、此分路中路外裏借屋ニ至迄不洩様急度可相

陰陽師（おんようじ） 民間にあつて加持祈祷を行う者の称。（『広』）
普化僧（ふけそう） 虚無僧とも。（『広』）
道心者（どうしんじゃ） 仏法に皈依した衣。（『広』）
行人（ぎようにん） 仏道を修行する人。行者（ぎようじゃ）。（『広』）
師家（しけ） 学徳のある禅僧、特に座禅の師をいう。（『広』）
自尽（じま） わがまま。氣まま。身勝手。（『広』）
隨身 つき従つて行くこと。寺院に寄宿して寺務を補助する者。また住職の身のまわりの世話をする人。（『広』）

かんはん 看板。武家の中間・小者などが着た短い衣服でその背に主家の紋所などを染めだしたもの。号衣。（『広』）
宿札 門札。標札。（『広』）

宥恕 寛大な心でゆるすこと。ゆるしてとがめないこと。（『広』）
家主（いえぬし・やぬし） 近世、貸家の持ち主。またはその代理人として貸家の取締まりや世話をする人。（『広』）

一己（いっこ） 自分一人。

裏借屋（うらじゃくや） 表通りから引つ込んだ、裏にある粗末な借家。（『広』）

※裏店Ⅱ（「たな」は家屋の意）市街地の裏通りや、商家の背後の地所に建てられた家。とくに、裏通りに面して建てられた粗末な棟割長屋をいった。うらや。裏長屋。裏借家。裏貸家。↑表店。（『国大』）

触もの也

寅十二月二日

尚々此廻状無遲滞早々巡達可在之候、以上

一筆令啓達候、先以両御門跡様御機嫌克被為成御座候、然者大門御再建之儀、追々御果敢取被為在之候ニ付、来末年三月廿六日 御上棟御治定之御事ニ候間、各難有可被存候、誠 両御堂を始御大造成御再建ニ候処、御門末一同多年被尽丹誠候ニ付、如是之御運ひニ被為至候段、全各懇念之顯而如何計敷御満足之御事ニ候、仍而者右御規式之節賑々敷参詣上京在之御作事向拝見可在之候、猶此上ニハ不日悉御周備被為在候様乍太儀不相替出精御取持之儀偏ニ頼被 思召候、右為可申達如斯ニ候、恐々謹言

池尾 伊織

正紹

午九月

宇野 相馬

弘化三年

直貞

栗津右兵衛少尉

元晴

栗津大進法橋

元好

下間式部卿法眼

頼功

右者弘化三年十二月四日、右之御触書ニ御坊所之御添書一諸ニ到来ニ付、印形いたし野田村因念寺へ相廻ス

両御門跡様 前門跡達如と門跡嚴如。

大門 御影堂門。

治定 物事にきまりがつく事。落着する事。〔『国大』〕

懇念 心をこめて念ずる事。また、その思い。〔『国大』〕

規式 定まった作法。きまり。〔『国大』〕

不日 日ならず。遠からず。まもなく。ちかぢか。〔『国大』〕

周備 建造物、工芸品などが、その備えるべきあらゆる条件を整いそろえて造られている事。完備。〔『国大』〕

御坊所 真宗で、本願寺に代わり地方の末寺を統轄する大寺〔『例文仏教語大辞典』小学館〕。ここでは船場本徳寺をさすものと思われる。

野田村 揖西郡野田村（現たつの市揖保川町野田）。龍野藩領。真宗大谷派因念寺がある。〔『平・地』〕

※因念寺の山門は市指定文化財であり、龍野城の大手門を明治十二年（一八七九）に移築されたといわれている。〔https://www.city.tatsuno.lg.jp/bunkazai/shitei_bunkazai/innenji.html 二〇一四年一月二四日検索〕

奉願口上之覚

一 当寺境内在来候庫裏屋根殊外及大破難捨置候ニ付、不遠修覆仕度奉存候、然ル処拙寺義者無檀同様、從來貧地之義御座候得者迎も難及自力甚当惑罷在候、右ニ付今年方来酉年迄五ヶ年之間御領内町在共托鉢之義御願申上度御免も被成下候ハ、右助成を以修覆之元立ニ仕度、何卒右願之通御許容被成下候様奉願候、以上

天保四巳年十一月朔日

善龍寺

覚

殿宛

一

正圓寺住持

順東

右同寺儀、去十月中居村長谷川治太郎・正圓寺・百姓利左衛門三人之者を庄屋忠次郎・百姓采助等同心ニ而大坂垣外江申込召捕ニ可参抔と村内誰申となく風聞有之趣承り、心外ニ存候方して利左衛門と致同心、可打返所存を以治太郎・利左衛門申談、大坂垣外手先相働候者江利左衛門を以為相頼、忠次郎・采助等之虚実不取留悪事之ヶ条致執筆垣外江申込、加之利左衛門差押ニ下役共罷越し候砌寺内ニ隠し置候之段、一寺住職之身分、如何体利左衛門方申聞候迎不取留風聞之儀ニ而、飽迄も可及思慮之処無其儀、兩人等を無実之罪ニ可落取工ニ候処存、僧侶之身分と申第一不恐地頭致し方重々不埒至極ニ付追院被申付

十二月廿日

弘化三年

正圓寺（しょうえんじ） 龍野藩領揖東郡阿曾村（現兵庫県揖保郡太子町阿曾）の真宗大谷派寺院。『角・地』、『大日本寺院総覧』

垣外（かいと）（一）①垣の外。塀の外、または町や村の囲いの外。②乞食。ものもらい。丐徒（かいと）。（二）大坂で被差別民である非人、または非人の居住地をさす。『国大』、林英夫監修『音訓引古文書大字典』柏書房（一九九九年）

※本文書では文意により次に記述する垣外番のことと思われる。

↓垣外番（かいとばん） ①江戸時代、非人の中から選んで、町ごとに夜番をさせた者。大坂では四か所（天王寺、鳶田、道頓堀、天満）の配下に属し、冠婚葬祭時の下働きと夜番、木戸番を兼ねた者をいう。『国大』 ②江戸後期、大坂三郷の個別町に雇われて、昼間は乞食、夜は不審者を町域から排除する任務についた番人。垣外番には町から昼夜番賃、布施米、油代等が支給され、町人たちからは祝事には祝儀、法事や不幸のときには志が与えられた。この番人を派遣する権利（番株）は、四か所（垣外）の長吏、若き者たちの間で売買された。しかし実際には垣外番となったのは長吏、若き者たちの抱える弟子であった。関東では番非人とよばれた。『日本歴史大辞典』小学館

加之 しかのみならず。『くずし字用例辞典』東京堂出版
如何体（いかてい） どのような様子。いかよう。『広』

口上之覚

一拙寺境内在来候庫裏屋根殊外大破及び難捨置御座候ニ付修覆仕度奉存候得共、誠に拙寺儀者無檀同様、其上從來貧寺之儀ニ御座候得者、迎も難及自力御座候ニ付先年御領内町在とも五ヶ年之間^(△△)挖鉢之儀御願申上候処、早速御慈悲を以右托鉢之義 御免被為 成下候ニ付難有奉存、夫々漸々一ヶ年程挖鉢仕候処、其頃時節柄悪敷御座候に付御役所様方此節柄故町在挖鉢之儀先暫く差控候様御沙汰ニ相成候ニ付、今以町在共托鉢差控罷在候、然ル処近頃寺々方挖鉢御願申上 御免ニ相成候之様見聞仕候得者、何卒拙寺儀も先年御願申上、則 御免ニ相成居候挖鉢廻り残四ヶ年之処、此節方托鉢仕候儀 御免被成下間鋪哉、左も被成下候ハ、難有、右助成を以修覆之元立ニ仕度、何卒此段幾重にも奉歎願候、以上

弘化四年
未正月

善龍寺 印

渡辺伊兵衛様

百元藤左衛門様

右之口上書かいた半切[▼]ニいたし相認、弘化四年未年正月中願候処、二月十二日御聞届ニ相成、則御免之趣御達し有之候

文政十二子年十一月東本願寺御使僧専修坊参、於善龍寺近格之通取計之一条調書

佐野兵右衛門

山本段右衛門

かいた 海田。厚紙の一種。播磨国海田（現兵庫県佐用町皆田）ですいた紙を各地でまねてつくり、名もそのまま用いたもの。『国大』
半切（はんきり） 半切紙の略。杉原（すいばら）紙を横に半分に切ったもの。主に書状などに用いられた。『音訓引き』

御役僧

一 東本願寺の臨時時候為御見舞、来ル廿九日・晦日兩日之内御使僧有之御音物及礼有之候之由、役寺・善龍寺并法雲寺後住差添申出、右御使僧悉皆相濟候而前日常全村蓮光寺門徒居残り候義ニ付 御門主^ノ被仰入置義有之、於役寺御取次可被下哉之旨、右兩寺^ノ申出候付、則其段御勤方主鈴殿江相伺候処、来ル廿九日役寺おゐて御請可被成旨御同人被相達、尤別日被仰入之義ハ不申上旨被申聞、則其段兩寺呼出申達

一 十一月廿八日於御屋敷主鈴殿被申達候ハ、明廿九日善龍寺おゐて御使僧被為尋入候間、右兩人共罷出、取次御馳走役申合相勤、尤御使僧江鹿末之御料類^(理)二汁五菜被下候ニ付、善龍寺江相伴被仰付、諸事例格之通相心得可被申、御料理取計之義ハ奉行江相達候間、申談可被取計、御使僧御口上御返答ニハ長尾三郎兵衛殿被罷出宜時分義同人^ハ為知候様被申達

一 奉行加来謙太^ノ右御達之趣懸合之処承知之由被申聞、崎廻り御宿之義も同人^ハへ達置

但例格八木善龍寺へ相渡定式有之

一家老衆被下物之御礼ニハ刑部殿被出之儀其時分^(カ)為御知申候様、主鈴殿被申聞

一 御使僧江御料理被下候節相伴被仰付候旨、善龍寺呼出申達

一 前日御用書へ認、御用人承知印取、供人才領受取、尤兩小頭江遣

覺

一大組五人 内 ^{老人} 御進物才領
^{四人} 兩人分若党

右ハ東本願寺^ノ御使僧有之供人ニ受取申候也

役寺（やくじ） 本山・本寺に代わり、寺院に関する規約を伝達するなど
の寺務を扱う寺。（『音訓引き』）

加来謙太 小納戸頭取を勤めた後、文政十一年六月朔日に奉行となる。（脇
坂家諸氏（士）略系（写）」たつの市立龍野歴史文化資料館蔵。以下「脇
坂家諸士略系」）

覚

式人 物持

一 御長柄組八人 内

道具 但兩人分
六人 挟箱
合羽籠

奥書右同断

一 御用所ニ而左之通借用

一 釣台

ゆたん 廿九日出かけ物持兩人
桐油 御用所迄取二遣ス

一 前日善龍寺へ罷越何角見繕候様、順兵衛へ相達

斎藤茂四郎規周へ記ス

一 当日五ツ時^る順兵衛義者善龍寺へ罷出候様申達

一 物持へハ釣台御用所を受取、同寺へ持参候様申達

一 才領・大組五ツ比善龍寺へ入込、終日同寺ニ詰居候而、用向申付候段達置

大組利八

一 廿九日五時供人揃へ置、四半時出張候様役寺を申越段右衛門罷出る、兵右

衛門義ハ御呼出候付延引、八時過罷出即刻御使僧中宿圓光寺へ利八差遣道

案内致させ候事

一 御料理向引受町同心藤井源十郎

一 坊主頭福田祐斎坊主久斎相詰る

一 兵右衛門供人兩人ハ御使僧出入之節下坐薄縁へ差出ス 但自分羽織着用之事

一 八ツ時過御使僧相見へ、其節大組兩人下坐薄縁へ出る、亭坊玄関敷居際へ

控居候、此方兩人ハ玄関向手ニ並居ル、御使僧会釈有、亭坊坐敷へ案内、

兩人共元席ニ控居候、亭坊着坐候段為知兩人共挨拶ニ出ル、直様引取元席

長柄組（ながえぐみ） 武家の職名。戦時に長柄の槍を持って出陣した騎

馬あるいは徒歩の一隊。道具衆。（『広』）

挟箱 外出に際し、具足や着替用の衣服などを中に入れ、棒を通して従者

にかつがせた箱。（『広』）

合羽籠 江戸時代の大行列などに、最後にかついで行った前後二個の籠

で、供回りの雨具を納めたもの。カッパざる。（『広』）

釣台 板の両端に吊り手をつけ、これに棒を通して前後からかつぐ台。嫁

入道具や病人などを運んだ。（『広』）

ゆたん 油単。①ひとえの布・紙などに油を引いたもの。唐櫃（からびつ）・

長持などの覆い、灯台などの敷物として用い、水気や油の汚れを防ぐ。の

ち雨具・風呂敷として用いた。②筆筈（たんす）や長持などにかける覆い

の布。（『広』）

桐油 ①アブラギリの種子を圧搾して得る乾性油。古くから灯火に用いた。

油紙用またペイント・ワニスの製造原料とするが、食用に不可。きりあぶ

ら。②桐油紙の略。（『広』）

才領 人の上に立つて取締の処理をする人。荷物や年貢米を運搬する駄馬

や人夫に付き添って指揮、監督する人。（『音訓引き』）

大組（参考）大組頭Ⅱ同心や足軽で組織したものの統率役。（『国大』）

中宿（なかやどり） 中程で休憩または宿泊すること。（『国大』）

薄縁（うすべり） 裏をつけ縁をつけた筵で、家の中や縁側に敷くもの。

（『広』）

亭坊（ていぼう） 僧の姿をした亭主。あるじの坊主。住職。（『国大』）

二 罷在

一 取次段右衛門相勤候間、能時分為知候様亭坊へ申達着坐無程時分宜由申出、早速罷出対坐ニ而御口上承ル、目錄使僧懷中御口上之趣左之通

向寒之節弥御勇健被成御座誠珍重思召候、随而御安否為御尋向目錄之通被成進入之候、已上

本願寺御門跡使僧

専修坊

御口上申述目錄差出ス

右御口上承り御手控ト申候処、切紙ニ認差出

扇子 一箱

煎茶 一箱
御菓子

一 御進物御使僧着坐上手ニ有之、此方対坐ニ而御口上承、亭坊ハ次ノ間敷居際ニ控居ル、御口上書迄受取、亭坊へ御進物をと申候得者亭坊受取次ノ間迄持出ス、順平請取、玄関ニ才領利八控居受取之釣台ニのせ、目錄ハ才領懷中いたす

一 御屋鋪江罷出御口上述、御進物目錄御口上手控共差出、無程差上候段主鈴殿被申聞

一 善龍寺ハ家老衆・年寄衆へ之被下物為持、引続出懸候様子

一 家老衆三人へ 扇子 一箱
肴代金五百疋 宛

金五百疋 金一〇〇疋は金一分。一分判金が五枚。儀礼的に金一分を金百疋と呼ぶような用法があった。〔国史〕など

一年寄衆五人へ 右同断宛

此方共へ 右同断宛

一年寄衆へ之被下物内々御頼、此方受取、三郎兵衛殿へ若党[▼]ニ一所ニ為持遣
一此度ハ采女殿・欽之助殿・隼人殿・富八殿へ為御見廻御菓子一箱ツ、被下
候由、右四家ハ御名代附御門徒之由、善龍寺御使僧之趣

式百足順平へ、才領・道案内兼候付三百文利八へ 但使僧より

一亭坊并同心源十郎膳部[▼]ニ入置宜段申出、御馳走役之もの罷出鹿末之料理被
進候、席御進ミト挨拶ス

一向詰[▼]引渡之段為知兩人共罷出、鹿末之義緩々ト及挨拶

一三ツ組盃[▼]出御馳走役人罷出及挨拶、又幾人も罷出進める

一此方共へ被下候御品ハ亭坊持出ル、宜時分兩人共坐敷次ノ間敷居際ニ而右
御礼申述る

但挨拶有之節ハ同間へ這入候事も有之

一三ツ組盃引ケ候を相図ニ三郎兵衛殿へ利八案内ニ遣候処、無間も被参、亭
坊罷迎例之席迄案内、坊主玄関へ出候而刀受取候様子、一旦着坐ニ而亭
坊案内使僧ニ応対御返答被相述、坊主ハ刀次ノ間へ持居ル、右相済候而元
席へ着坐吸物酒肴差出ス、兩人も挨拶旁出ル、最初着坐之節も挨拶ニ出ル、
帰懸亭坊ハ敷台へ下り兩人ハ玄関向手ニ並居ル、直ニ此方共元席へ着坐

但出入共此方供人下坐薄縁へ出ス

但年寄衆被下物之御礼立帰被申述、亭坊其節迄玄関ニ控居被帰候節又候
敷台へ送る

一三郎兵衛殿引取を相図ニ刑部殿江利八案内ニ遣、即刻御出有之、如例申
置ニ而被引取

若党（わかとう）①年若い従者。②年若い侍。③江戸時代、武家で足輕
よりも上位にあった小身の従者。（『国大』）

膳部 ①食膳。膳にのせる食物や料理。②料理人。調理人。（『国大』）

向詰（むこうづめ）①「むこうづけ」に同じ。日本料理で膳部の中央よ
り向こう側につける料理。本来は膳（なます）仕立てであったが、刺身な
どを用いることが多い。また、それを盛り付ける器。②本膳料理で焼物の
別称。（『国大』）
三ツ組盃（みつぐみさかずき）三組盃。大中小の杯を三つ重ね一組とし
たもの。結婚式などの儀式に用いる。（『国大』）

但御出之時分玄関向上手ニ此方共並居亭坊ハ敷居際迄罷出案内ス、坊主式台へ出刀受取下坐、薄縁へ此方供人之もの共着発共罷出、此方共着坐之節及挨拶御引取之節前ニ同亭坊ハ式台迄送ル

一御使僧御料理向相済引取之節兩人共罷出ゆるく御休息ト及挨拶、夫る玄関式台へ送ル、下坐薄縁へ若党兩人罷出此節亭坊送無之様見受候

一右相済此方共玄関向手ニ控居候処御使僧立歸り、御料理之御礼被申述、此節亭坊式台迄送る

一右相済此方共へ一汁五菜酒肴吸もの出ス、中食茶漬

一亭坊御使僧ニ而手間取入相比引取、六ツ時御料理出ル、悉皆相済九ツ時帰懸両御用番へ相届、御使僧御料理被下候御礼申述候旨も相述る、此方兩人へ之被下物之義相述申置候也

但五ツ時過ニ付才領初供人不残夜勤遣ス、翌日御用人へ懸合候事

弘化四未四月中口達覚

去ル明和二年八月寺社御奉行土岐美濃守殿方都而御末寺之僧侶国法違犯有之節、仕置之義領主地頭ニ被成御任候哉否之義御尋ニ付、寺法ニ不抱国法計ニ罪科有之御領主・地頭方ニおゐて其品御取扱有之候節、其趣本山へ対し其所之輪番触頭等へ御沙汰有之候得者其旨本山江申達被致承知、輪番触頭ヲ以、役方江引合示談之上品ニ寄寺法へ引受仕置被申付候義も御座候、格別重犯之者ハ国法へ被相任候、尤国法にて仕置御座候末寺、其子細当方江達無御座候時者本末之訳も難相立、尚又国法違犯之者者寺法ニおゐても相応之咎在之候儀ニ付、当方江達無之候而者其取扱ニも難被及事ニ候段御答書御差出有之御奉行所ニおゐて御聞置之御事ニ候、然ル処御領内

式台（しきだい）敷台。玄関先に設けた一段低い板敷。客を送迎して礼をする所。（『広』）
下坐 下座。①「しもぎ」席の中で、最も下手（しもて）の座。末席。「げざ」とも。②「げざ」高貴な人に対して行つ敬礼。座より下りて平伏すること。地上に平伏すること特に「土下座」といった。（『国大』）
着発（ちやくはつ）到着と出發。發着。（『国大』）

土岐美濃守 土岐定経（とき・さだつね）。上野国沼田藩の第三代藩主。（『国史』）

輪番（りんぱん）順次にある期間、寺院の事務をつかさどる僧の役名。又は寺院の番守をする僧。（『広』）

触頭（ふれがしら）寺社奉行の命令を配下の寺院に伝達し、又配下の寺院の訴願を寺社奉行に取り次ぐ事を役職とした寺。また、寺社奉行との連絡を取り統轄をつかさどった高位の僧侶。（『国大』）

阿曾村正圓寺一件御取扱方ニ付、先達而善龍寺を以内々御頼談申入候処御領法ニ咎有之、追院被申付候節者不被致脱衣、衣鉢之俣追院被申付候義者御領法御仕来之趣被仰聞、具ニ致承知御沢合も相立在之候、乍併前段之通御国法違犯之ものハ於寺法も相応之咎在之候之儀可被申付事ニ候故、追院も可被仰付重罪ニ候得者、寺法ニおゐて衣鉢官職等可^為召放定法ニ候得共、既ニ追院と相成候後之御達ニ而ハ御取扱ニも難被及、左候時者寺法も難相立様ニ被存候、御領法御仕来をケ様申事者可憚義ニ候得共、右之趣御聞取之上御領法御差支ニも不相成候得者、何卒此後追院等可被仰付義も御座候節者、御内分なから前以役寺共迄為御知被下候ハ、致脱衣御任被申度、此段程克申取其元々寺社御役方迄内々入魂被申入御答之趣可被申出候、此段被仰付候事

未四月

善龍寺へ

弘化四年四月廿六日

御殿御使僧

姫路

福正寺

御料理

一上分壺人前壺斗壺升ツ、

一十五菜

一中分壺人分九升ツ、

一十三菜

一下分壺人分六升ツ、

一茶附壺人分四升ツ、

一勝手方壺人分四升ツ、

一料理人壺人分五升ツ、

ノ

阿曾村正圓寺一件 本報告書四五頁の本文参照。

追院(ついん) 江戸時代、僧に科した刑の一種。犯罪宣告を受けた僧を、居住の寺院に帰ることを許さず直ちに追放すること。〔広〕

脱衣(だつえ) 破戒の僧に科した刑罰で僧衣を脱がせて僧籍をはく奪すること。〔古語大辞典〕角川書店

衣鉢(えはつ・えはち・いはつ) 三衣(さんえ)と一鉢。ともに僧侶の所持品。また、法を継いだ証拠として、師僧から弟子に伝える袈裟と鉢。〔広〕

天保十四卯年八月十三日

御本殿御使僧

長堅寺

御供立

一 御進物
一 釣台

二人

一 宰寮^領

一人

一 先箱[▼]

三人

一 徒士

五人

一 打物[▼]

一人

一 駕籠

四人

一 立傘[▼]

一人

一 片箱[▼]

一人

一 押[▼]

一人

一 若党

三人

一 草履取

一人

一 合羽籠

二人

× 式拾三人

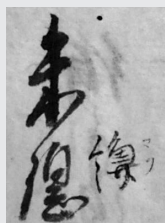
御音物左之通り

御城主様江

朱綱^{式掛人}
一 箱[▼]

家老衆四人
年寄衆一人

絹手綱^{（紐カ）}
一 式筋人
一 箱[▼]



先箱（先挟み箱の略）大名行列などで、正服を入れて、その先頭にかつがせた挟箱。（『国大』）

打物 打楽器の総称（小鼓、太鼓、鉦、鼓など）。（打ち斬るものの意から）刀剣・薙刀・槍など武器の総称。（『国大』）

立傘（たてがさ）江戸時代に用いられた長柄の大傘。野天の日除けに用い、貴人の供連れの時にも持参させる。（『国大』）

片箱「肩箱・形箱」のこと。山伏が笈の上にのせ、経文や仏具を入れる小箱。（『国大』）

押（おさえ）行列の後にいて、備えや列の乱れを防ぎ整えるもの。とくに江戸時代では、中間、小者などを支配して行列を整える役目の足輕をいう。（『国大』）

□部分 糸偏に幕の字が書かれている（右の写真参照）。

掛 数量を表す語に添えて、細長いものを数えるのに用いる。（『国大』）

手綱（たづな）馬具の一つ。馬の轡（くつわ）の左右に結びつけ、騎乗者が手にとって馬を操縦する綱。縄または布、組緒の類を用い、その質や

染色により唐糸手綱、縄手綱、紺手綱、絞手綱などの名がある。（『国大』）

寺社奉行兩人 下緒[▼]壱箱

御名代附御門徒^{御目録} 金百足ツ、
四軒江

当寺江 金貳百足

寺社方手附 金貳朱

宰領江 三百文

当寺 役僧江 貳百文

✂

一 寺社奉行入込之節、役僧しき代^(合)江出

住持玄関江出迎ひ座江案内す

一 御使僧御入込之節住持玄関江出

寺社奉行玄関兩人玄関江出迎、住持座敷江案内す

其後時分を見合寺社奉行壱人御進物并御口上^{受給}り、すぐに年寄月番江御進物を以て出る

一 其後年寄壱人御使僧江御答ニ被出候、其時茶道しき代ニ而刀を受取、住持玄関ニ出る、座江住持案内

其後御使僧ニ時分見合、住持年寄ニ案内す、年寄御使僧ニ応対す、年寄元席江返而酒壺こん出す

一年寄返り候節、住持しき代^(合)江送ル

一 亦年寄門際まで帰り亦立帰り其節玄関江上ル、^(カ)時食の御礼申述ル、住持受給り御使僧江其趣申述ル

一 其節年寄亦帰り、其時寺社奉行しき代江見送り、住持玄関しき際まで送ル

下緒(さげお) 刀の鞘(さや)の栗形(くりがた)の孔に通して下げる緒。革緒・組緒や、わなにして栗形にかける鎌倉下緒などがある。『国大』

時食(じじき) ①仏語。正午前にとることをゆるされる食物。四葉の一つである時菓のこと。②供養や法会など、仏教に関係する行事で食事をとること。『国大』

一 御進物被下、旁御礼ニ参られ候、其節玄関ニ而住持・役僧兩人内（挨拶力） 拶受る、役僧しき代江見送ル

一 御名代附御門徒、右之通り住持しき代江見送り

一 先年当寺ニ於而河内国金田村▼光照寺相招、仏書講釈相頼候以来致熟懇候ニ付、今般同寺儀九州表江下向、因を以立寄、扨三日逗留致度様申越候ニ付、右逗留中何日何日迄法話相頼、有縁之者江聴聞為致申度候、仍而此之段御届申上候

未正月

渡邊伊兵衛様

百元藤左衛門▼様

先年とハ文化九壬申年六月今年まで三拾六年ニ成

弘化四 未正月

右ハ皆遵院嗣講師也、圓光寺ニ於而法話也

口上

一 今般 御本山御用ニ付来ル何日出立上京仕度候、依之留主中御用之儀御座候ハ、後住▼江被 仰可被下候、右御届申上候、以上

申三月

善龍寺

寺社奉行名前様

口上之覚

河内国金田村 現大阪府堺市金岡町・新金岡町の一部。真宗大谷派寺院の光照寺がある。〔『平・地』〕

百元藤左衛門 好道。文政八年（一八二五）家督相続（一一〇石）。天保三年（一八三二）代官、同十三年（一八四二）寺院社家奉行となる。〔脇坂家諸士略系〕

後住（ごじゅう） 寺の後任の住持。あとつぎの住職。〔『国大』〕

一完栗郡東塩野村了圓寺弟智道と申もの、此度拙寺弟子に召抱申度候に付、此段御届申上候、以上

弘化四 未年

六月十五日

善龍寺無印にて

渡辺伊兵衛様

百元藤左衛門様

右之通り半切にて相認、月番百元藤左衛門殿へ差出ス、尤前文之処尼ヶ崎領と書加へ可申旨申され候

鉄炮御改ニ付一札之事

一今般從 公儀鉄炮御改ニ付御穿鑿被成候得共、当寺中ニ壹挺も所持不仕候、自今以後為用心相求メ候ハ、御届可申上候、為後日依而如件

安政四巳年九月十六日之処、差支ニ付廿一日ニ相延ひ候へ共、証文ニハ十六日と相認申候、加集李助殿・進藤源助殿之節也、為後日此ニ記す

弘化四 未年

九月十六日

善龍寺 印

丑年

加集李助殿

進藤源助殿

万延元年九月十六日

加集李助殿

関口作兵衛殿

上包

加集 李 助殿

除佐野九兵衛殿

中村伴左衛門殿

鉄炮証文 善龍寺

大藤長左衛門

関口作兵衛

完栗郡東塩野村 明和六年（一七六九）に天領地から尼崎領に編入。現姫路市安富町塩野。『山崎町史』昭和五十二年）
了圓寺 現在浄土真宗本願寺派。兵庫県姫路市安富町塩野。

加集李助 盛栄。文政五年（一八二二）家督相続（一五〇石）。天保十年（一八三九）物頭（二〇〇石）となる。明治十五年（一八八二）卒。（脇坂家諸士略系）など）
進藤源助 俊章。天保三年（一八三二）家督相続（一九〇石）。弘化二年（一八四五）取次となる。（脇坂家諸士略系）



上記翻刻部分の原文

口上之覚

一來ル何月何日何日^ル何日^ルまで法事執行相勤申度候、依之客僧何村何明寺相招法談相頼申度候、尤火之元別而入念可申付、右客僧之儀ニ付如何様之六ヶ敷義出来仕候とも拙^僧并加判之もの引受、御上於御苦勞懸ケ申間鋪候、為後日依而如件

年号月日

加判

何屋何左衛門

上寺^(カ)

寺

殿^上

渡辺伊兵衛殿

○市左衛門殿

稲谷勘之允殿

(下の写真参照)

殿殿

殿殿

添翰

寺中 寺中宗旨一札

一生播州龍野

住持 恵照

同 坊守

同 後住 恵誠

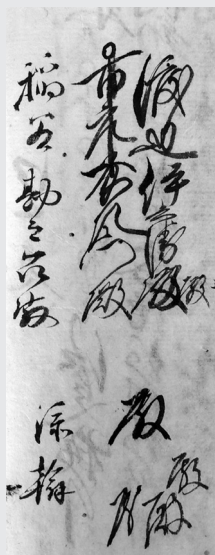
同 娘 つや

一^{無シ}藝州廣嶋吉田町浄圓寺^弟 養弟 僧檀

一^ノ尼ヶ崎領東塩野村了圓寺^{弟子} 智道

一林田町浄土真宗妙善寺^{下男} 清蔵

一尼ヶ崎領塩野村浄土真宗了圓寺^{下女} 菊



「殿」が複数書き込まれている

浄圓寺 真宗大谷派。現広島県安芸高田市吉田町吉田。『大日本寺院総覧』

林田町浄土真宗妙善寺 揖東郡六九谷(現姫路市)の浄土真宗大谷派寺院。
(『角・地』、『大日本寺院総覧』)

右之通相違無御座候、尤他寺之分八寺手形取置申候、為後日依而如件

年号月日

東本願寺派^末

船場本徳寺下

善龍寺

寺社奉行宛

殿

檀方 檀方宗旨一札

人数合何十何人内^{男何人}
女何人

右之人数相改代々浄土真宗当寺旦那紛無御座候、為後日依而如件

年号

四月五日

船場

本徳寺下

善龍寺

寺社奉行宛

殿

〔挟み込み文書1枚目〕※下の写真参照
檀方帳写し

土屋重平

妻

妹金

母

山本定之助

妻

娘峯

同可久



左側の丁の中に挟み込み文書が3通が入っている

三 御本殿御地頭御触記録

同 雪

大嶋 三助

大嶋四郎三郎

妻

山田 七助

妻

倅 山田今次郎

娘 峯

同 糸い

同 しけ

土屋弥三郎

妻

倅 土屋熊次郎

娘 みね

同 よね

西川 与八

凡 貳拾四人

内男九人
女拾五人

万延元申年四月五日

善龍寺

「挟み込み文書2枚目」
土屋 重平

妻

妹
よふ

母

山本定之介

妻

同
可久

娘
雪

大島 三助

（カ）
楽人

（島）
大島四郎三郎

妻

山田 七助

倅
妻

山田 今次郎

娘
峯

栄

繁

さん

土屋弥三次郎

妻

峯

（ねカ）
よを

楽人（らくじん） 生活のために働く必要のない気楽な人。（『広』）

三 御本殿御地頭御触記録

西川与八
式十三人<sup>男八人
女拾五人</sup>
文久元酉年
「

「^(挟み込み文書3枚目)
山本定之助

妻

可久

雪

土屋重平

妻

重平^{厄介}
いと
よふ

母

土屋弥三次郎

倅
妻

土屋民次郎

みね

よね

山田七助

妻

山田今次郎

みね

ゑゐ

しけ

※挟み込み文書3枚目の裏面には「上」と書き込まれており、包紙を転用したものと思われる。

きん

大嶋 三助

母

西川 与八

〆式十四人

文久二戌年

四月五日

「

覚

一青銅[▼]五拾疋

右者来ル何年年頭為御祝儀差上度奉存候、以上

不人
年号月日

善龍寺

渡辺伊兵衛様

百元藤左衛門様

口上

半切ニ認差出ス
一來ル何月何日^〆何日迄法事執行相勤申^候、依之客僧何村何寺相頼申候^候、

尤法事中火之元別而入念可申付候、右之趣御届申上候、以上

月日

善龍寺

御大目付[▼]中様

改寺一札之事

一何町何屋何と申もの代々浄土真宗当寺門徒ニ紛無御座^之候、然処今般何町何屋

青銅 錢の異称。〔『広』〕

大目付 ①江戸幕府の職名。老中支配に属し、幕政の監察に当たるとともに、諸大名の行動を監視した。②諸大名の家で①に類似の役をした人。〔『国大』〕

何兵衛方江縁付参り候ニ付改寺願出候任其意改寺差出し候、向後貴寺門徒ニ御加入可被下候、依而改寺一札如件

弘化

善龍寺

何寺

一弘化四未年十月廿三日本徳寺様林田妙善寺へ御成り一条ニ付、当寺社奉行方道筋御尋ニ付、急飛脚を以御坊所へ御懸ケ合申候処、左之通返書参り申候

御紙面致拝見候、然者御奉行所方白木御状箱迄通御送り慥ニ差出し則受取差送り申候間宜御達可被下候、且御道筋之儀御申越し致承知候、右者飭西・石倉・下伊勢・追分・林田右之通りニ御座候間、此段御承知可被下候、為其御報如斯御座候、以上

十月廿二日

追啓、賃錢四匁相渡し申候

上書 龍野

御坊

善龍寺様

御台所当番

右飛脚夜二入歸り候処大水ニ付舟留り候ニ付、御用船相頼申候、尤舟ちん三匁相生屋九郎右衛門方へ相渡ス

一筆令啓達候、先以 両御門跡様御機嫌能被為在御座候、然者今般 御代始御門葉 御教化として、御書御使僧浄林坊江被 仰付、近々其地江下向之事候、将亦作午年在家法談公辺御聞濟ニ付、大御門跡様格別之思召を以 御製作被遊候 御書拝読之、御使僧以下兼帯にて御差向之事ニ付被得其意、いつ

追啓 手紙などで、本文に追加して書く時に、多くそのはじめに書く語。また、その追加した文。追伸。追白。追陳。〔国大〕

御用船 ①江戸時代、幕府・諸藩の転封はじめ荷物運送の必要性が生じたとき、菱垣（ひがき）廻船問屋などに委託した船、また、傭船。②国事に使用するため、官が雇い入れた民間の船。〔国大〕

相生屋九郎右衛門 揖保川の水運で龍野藩の御用を勤め、高瀬取締役（川庄屋）として御扶持衆に列せられていた。〔龍野物語〕 巖瀬社、平成三年

啓達 文書をもって申し入れること。また、手紙を出すこと。〔国大〕

兩御門跡 第二十代達如と第二十一代嚴如。〔再掲〕

門葉 一つの血筋につながる者。一族。みうち。また、一門の分かれ。一門の流派。〔国大〕

教化（きょうけきょうげ） ①仏語。衆生を教え導いて恵みを与えること。説教。②法要に際し仏前で朗唱される一種の賛歌。〔国大〕

下向（げこう） 都から地方へ行くこと。〔広〕

将亦（はたまた） 「将又」とも。もしくは。あるいは。なおまた。〔広〕

在家（ざいけ） 出家していない人。在俗の人。〔広〕

法談（ほうだん） 仏法の要義を説く談話。説法。〔広〕

公辺（こうへん） 公儀。おおよけ。〔広〕

御書（ごしょ） 御書 他人を敬って、その筆跡、書状などという語。〔国大〕

れも難有拝聴可被致候、尤右 大御門跡様御書之儀者、在家之面々も請侍可被任願候得者、是亦敬承之旨志願之輩者御使僧江其段可被申出候、右之趣申達度如斯御座候、恐々謹言

八月

飼 田 大膳
辰定
池 尾 伊織
正紹
宇 野 相馬
眞貞
栗津右兵衛少尉
元晴
同 大進法橋
元好
下間部卿法眼
頼功

覚

弘化四年十一月廿三日之御触

一素絹出仕并繼目之節

当時御礼之

色法服

半礼

茶^(紐呪)□児字袈裟

御免之節

片届

一内陣出仕并繼目之節

御礼并届

色法服

右同断

敬承(けいしょう) 謹んで承ること。(『国大』)

素絹(そけん) 「素絹の衣」の略、垂領(たびくり)に仕立てた入欄(にゅうらん)の僧服で、略服。等身衣(とうしんえ)であるが、近世はそれをながくして後に引き、地質も精好(せいこう)などを用い、染色も宗旨階級によって異にする。(『国大』)

繼目 代々受け継がれる家督・位または役職などが、ある人から他の人に交替すること。また、その時。相続。(『国大』)

法服 法衣。仏語。僧尼の着る衣服。もと律法に定められた五条・九条ないし二五条の三衣をいったが、日本ではさらにこの三衣の下に着用する俗服などを含めた総称、法服。ころも。のりのころも。ほうい。(『国大』)

袈裟 インドで、僧侶の服。中国・日本では、僧侶が左肩から右腋下にかけて衣の上をおおう長方形の布を意味するようになった。色は青・黄・赤・白・黒の五色を避け、布を継ぎ合わせて作る。大小によって、五条・七条・九・二五条の三種に分かつ。国・宗派により種類を異にし、天台・真言・真宗などの輪袈裟(わけさ)、禅宗の威儀細(いぎほそ)、掛絡(から)などの略式もある。(『広』)

※法衣に関しては、井筒雅風『法衣史』(雄山閣出版、一九七四年)が参考になる。

内陣 本堂の中で仏像を安置した所。本堂の中奥の部分。(『国大』)

一 余間[▼]地得度之節

御礼并届

色法服

右同断

一 都而三等衆得度之節

御礼并届

緞子輪袈裟[▼]

右同断

一 飛檐[▼]出仕并継目之節

御礼并届

色法服

右同断

御伝鈔[▼]

御定例

鍛子^(綴)袈裟

当時御礼之
半礼

御免之節

片届

茶地輪袈裟

御礼

銀壺枚

届右同断

一 平僧[▼]

平絹色袈裟[▼]

当時御礼之

但紅・紫・浅黄之三色

半礼

除之

届定式

余間 本堂内陣の両側に接した左右の間。『国大』

輪袈裟 袈裟の一種。輪に成っていて首にかけて前に垂らす略式の袈裟。『国大』

飛檐 仏殿の内陣に接する両側の部屋。転じて、浄土真宗では本山の法会でここにすわることを許された末寺の格式を示すのに用いる。『国大』

御伝鈔 (ごでんしょう) 鎌倉時代の仏教書。二巻または四巻。覚如著。永和三(一二九五)成立。親鸞の行実を絵詞で記した同人著の「親鸞絵詞」からその文章を抄出したもの。『国大』

平僧 位のない普通の僧。へいそう。『広』
平絹(ひらぎぬ) 平織りの絹織物。薄地で、和服の裏地などに用いられる。『デジタル大辞泉』

一 御門徒中

御礼

御盃頂戴

半礼

外ニ御判木法名御礼御年限中同様是迄通

右何れも御礼銀之儀来申年正月ノ二十ヶ年之間、右之通ニ被成御免候事

一 三等衆

御礼

色素絹
色裳附

在来通

右四拾歳以後於

御本山も伺之上着用御免

但来申年正月ノ

一 飛檐中

御礼

色法服

在来通

右五十歳以後於

御本山も伺之上着用御免

但同断

一 平僧中

御礼

法服

前ニ同

右同断

但同断

※大谷派（東本願寺）の位階制度Ⅱ時代により変遷はあるが、近世では院家・内陣・余間・御堂衆・廿四輩・院家役僧・平役僧・平僧の階級が置かれていた。（辻井清吾「江戸時代の宗教政策と真宗の差別構造のあり方」『佛教経済研究』四四、二〇一五年）

一 権律師願上候節

符簷^{アンペラ}

右自今可被願上候事

未十月

嘉永之酉年
七月

御代始御使僧一条

以手紙申入候、然者当 御門跡様御代替後、未タ当国御門末御教導無之候ニ付、今般御使僧御差下之御事ニ候、右ニ付先例之通 御門跡様方其御城主様江御安否御尋被申入度候間、此段其 御地頭御役筋江被申入、近々御使僧被相勤候様致度、且又其 御領内御門末任順路被致廻在度候間、右両様共貴様方被及御掛合、御返答之趣早々可被申出候、為其如所候、已上

七月廿日

御思在之儀者御勝手次第^二可為成候様宗門方方被答候、尤御尋問^訓之義者年限中ニ御座候得者御断被申候

七月廿二日

尚亦御尋問之儀者御本殿方押而役寺江被仰、亦掛合及候処御受相成申候

十一月九日

御使僧御立入

一 御代替御書引続法談 亦在家法談御書引続法談正八ツ迄相濟法雲寺江

御移、同寺而御宿、翌日龍寶寺ニ而御宿

一道具残らず圓光寺ニ而御使僧借用被致候

一 供立 打物・駕籠四人・長柄・片箱・合羽籠

一 若党式人・草履取壺人、御使僧連人候

一 右嘉永元申年十一月十四日

律師 僧綱の第三位で、僧都に次ぐ僧官。正・権の二階に分かれ、五位に準じた。〔『広』〕

※僧綱(そうごう) 僧尼を統領し、法務を統轄する僧官。六二四年に僧正(そうじょう)・僧都(そうず)・法頭が設けられたことに始まる。後に僧正・僧都・律師となり、佐官(後に威儀師・従儀師となる)が置かれた。〔『広』〕

符簷(アンペラ) (語源未詳。amparo(ポルトガル)の訛か。また ampela(マレー)からとも) 筵(むしろ)の称。〔『広』〕

※「符簷」と竹冠の字としたが、原文では草冠になっている。

勝手次第 自由に。思うままに。気がすむように。〔『音訓引き』〕

正八ツ ちようど八ツ(午後二時頃)。
法雲寺・龍宝寺 いずれも龍野城下の真宗大谷派寺院。〔『大日本寺院総覧』〕

御城主様御使僧十八日御勤被成候

御代替御尋問御受諸役人口上手控

家老衆并年寄衆江

弥無御障被成在役珍重ニ思召候、今般 当御門主御代替ニ付染手綱被成贈進之候、此段以使僧被仰入候、已上

御名代附御門徒手控

今般御門主御代替ニ付門徒之御由緒以下緒沓箱被成贈進之候、此段以使僧被被仰入候、已上

御使僧

皆演坊殿の手控

住職ニ渡す左之通り

御城主様御音物

朱綱^{二掛入}
沓箱

家老衆<sup>脇坂玄蕃惣代御礼
脇坂采女
脇坂内蔵</sup>

染手綱沓箱

年寄衆下津屋逸八郎

右同断

寺社奉行

渡辺伊兵衛

下緒沓箱

百元藤左衛門

同

御名代附御門徒

下緒沓箱

脇坂采女

同

脇坂敏江

同

脇坂治兵衛▼

同

脇坂治兵衛 宣長。父は富八。天保四年三月家督相続（三三〇石）。同七年二月番頭となる（足高二二〇石）。（脇坂家諸士略系）

当寺 布施隼人 同

住持江

寺社方手附▼

山田七助▼

金五拾疋

案内者

三百文

当寺

役僧▼

御音物之方々寺社奉行江相■答

御名代附ハ拙寺ハ対ル

一 御使僧皆演坊圓光寺ハ当寺江移、道具残らず圓光寺ニ而御使僧ハ借用、供

廻り役寺引受申候、日用代五拾匁五分受取□□へわたす

十一月十八日 献立

長熨斗▼

三方

敷紙

木具御膳▼

平目薄作り

金糸玉子

白髪大根

紅海月

青かいのり

栗生姜けん

香の物

粕漬瓜
大こん
花陰山椒

煮物

当座海鼠

生麩

まつ茸

葛引

飯

汁 摺入魚
蕪才切▼
岩茸

手附（てつき） 手付。江戸幕府の職名。郡代、代官または寺社奉行、勘定奉行、吟味役などに属しておもに書記役をつとめる下吏。（『国大』）
山田七助 正次。天保十三年十月寺社奉行物書となる。（脇坂家諸士略系）

役僧 寺院で、事務を取る僧。（『国大』）

対ル こたえる。返答する。多く、目上の人に対して答えるのに用いる。（『新漢語林』第二版、大修館書店）

熨斗（のし） 方形の色紙を細長く、上が広く下の狭い六角形に折り畳み、その中に熨斗匏（後には紙で代用）を小さく切って貼り、進物に添えるもの。（『広』）

木具御膳 木具膳（きぐぜん） 脚が高く縁の深い、ヒノキの白木で造った膳。足付の折敷き（おりしき）。（『広』）

鱠（なます） 膾とも。①魚貝や獣などの生肉を細かく切ったもの。②薄く細く切った魚肉を酢に浸した食品。③大根・人参などを細かく刻み、三杯酢・胡麻酢・味噌酢であえた料理。（『広』）

才切 「さいのめ切り」のこと。「才」は「賽（サイコロ）」の当て字か。

二 割海老 椎茸 長いも 牡丹鯛 三ツ葉 平皿 汁 茂魚▼脊切▼ 榎茸 芽うと

大猪口 丸山梅 氷おろし

御向詰▼ 小鯛 かけ汁

引盃▼ 結喜寿 平茸 ゆ 魚田▼ 青串 数の子 たまり漬

一吸物 一中皿 一肴

湯次▼ 水次▼ 薄皮餅 煮ペ河たけ 水栗 黒もしようじ▼

薄茶 口取▼

煎茶 まつ風 皿菓子 有平糖 千代結

三ツ組盃 厚玉子 車海老 赤にしかい 九年母▼ 蓮根

硯蓋▼

茂魚 藻魚（もうお）のことと思われる。海藻の茂る沿岸にすむ魚の総称。メバル、ベラ、カサゴ、ハタなど。もいお。（『国大』）

脊切 背切り（せきり）。料理で、魚を輪切りにすること。また、そのもの。（『広』）

向詰 向付。日本料理で中央より向こう側につける料理。本来は膳（なます）仕立てであったが、刺身などを用いることが多い。またそれを盛り付ける器。折敷の向こうに置くところからこの名がある。おむこう。むこう。向こう詰。（『国大』）

引盃 饗膳の時にくばる盃。（『広』）

魚田（ぎよでん） アユなど、魚を姿のままか切り身にして串さし、みそを塗って焼いたもの。（『国大』）

湯次 湯桶。茶懷石で、食後に出される焦げ湯を入れる器、あるいはそば湯入れをいう。多くは漆製で、注ぎ口と把がついている。形は丸形と角形がある。茶懷石では、炒り米を湯といっしょに湯桶に入れ、香ばしい香りと湯の甘味を味わう。また、この焦げ湯自体も湯桶という。（『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館）

水次 水注、水差。茶の湯で、釜に足し入れたり、茶碗や茶甕を洗いすぐための水を入れておく器。（『国大』）

口取 口取肴の略、口取菓子の略。茶会で、客が座についた時、器に盛ってだす菓子。（『国大』）

※茶式では、まんじゅう、羊かん、蒸し物に添えて出す煮しめ物（タコやアワビなどを煮しめたもの）を口取といっている。茶菓子は亭主の趣向で二種か三種を出すのが主であった。（『日本大百科全書（ニッポニカ）』）

黒もしようじ 黒もじで作った楊枝。（『国大』）

※黒もじ（黒文字） ①クスノキ科の落葉低木。②①の木で作った楊枝。茶道で菓子に添えて出す、長さ五寸九分（約一八センチ）の楊枝をさす。また小楊枝の別称、①の木を用いるところからいう。（『国大』）

硯蓋（すずりぶた） 口取肴などを祝儀の席で盛る広蓋の類。また、その盛った肴。（『広』）

九年母（くねんぼ） 久年母とも。ミカン科の常緑低木。初夏、香氣の高い白色五弁花をつける。果実は秋に熟し、大きさはユズに似る。桂香と甘味とを有する。（『広』）

鯛 はま焼

一 渡辺伊兵衛
百元藤左衛門

以上

一茶道
長沼春歌
土屋濟悦
一子供八人

天満屋
弥助
小林常治
一料理人
大村弥七
日山
喜兵衛
一同心

久保田門三郎 一勝手方
一町代二人 〆貳拾二人

一汁一什五菜
一什五菜

平小椎茸

あわいも	一猪口	なまこ
蒲ぼこ		大根
あをミ▼	一壺	左之通

池森 寺社奉行
 一燒物
 左之通
 兩人

壺	一血魚	小目ばる大根
汁	一硯蓋	左之通り
焼物		

かき大根
中
たなこ ▼

一什 左之通り

久年母　はぜ
小海老
蓮根牛房
硯蓋
御使僧中分

一御使僧下人一什三菜左之通り 壺なし

一勝手方壺無左之通り



『料理早指南』（国文学研究資料館撮影、味の素食の文化センター蔵館日本古典籍データセット）。下はトレースしたもの（室山作成）

平 平椀。また「平血(平皿)」の略。おひら。平椀底が浅く平たい椀。またそれに盛った料理。(『日』)

あおミ 吸物・刺身・焼き魚などにあしらえとして添える青い野菜。(『国大』)

池森 生盛。料理の一種。大根・ニンジンなど細かくきざみ、細くさいた魚、鳥の肉を添えて盛り、酢で味付けしたもの。(『国大』)

壺 壺皿の略。膳部に用いる小さくて深い食器。壺の形をした食器。(『国大』)

たなこ コイ目コイ科の淡水魚。体調七〜八センチメートル。フナに似る。口辺には一対の短いひげがある。にがぶな。ぼて。ぼてじゃこ。、『国大』

一 寺社奉行入込之節、住持玄関出迎座江案内す

一年寄入込之節、玄関寺社奉行兩人・住持出迎、茶道しき代ニ而刀受取、住持座江案内す

一年寄歸候節、住持しき代江見送り

一年寄立歸り之節、持分ノ御礼住持ニ相述ル、亦住持しき代まで見送り

一家老衆入込之節、寺社奉行兩人・住持玄関江出迎ひ、家老衆御礼申述ル、住持受玉ハリ御使僧江申述ル、歸り候節住持しき代まで見送り、寺社奉行玄関まで見送り

一 御使僧入込之節、寺社奉行・住持玄関江出迎ひ、住持座敷江案内す、持分(時)ヲ見分セ寺社奉行あいさつニ出る、亦御音物御迎寺社奉行受ケ年寄月番も出らるゝ

一 御使僧御歸り之節寺社奉行しき代まで見送り、住持玄関まで出る

一 御使僧立歸り之節持分ノあいさつ、其節住持敷代まで見送り

使口上振

一作州大久保村改流一条付段々御役前之預御苦勞置被存候、右為御挨拶乍輕少被致進入之候

御答書

当御預所作州糸北條郡大久保村ニ罷在候京都金福寺門徒五拾人者共、下高倉村(之カ)教本寺預旦那相成居候処、此度右門徒共□内三拾人余ハ教本寺不歸依之由ニ而川北村本敬寺預旦那ニ相成候歟又ハ先規之通役僧差向ニ相成候様申度旨御本山江願出候由、右に付当役所差支之有無御尋之趣致承知候、然ル処此度御

作州大久保村 美作国久米北条郡(現岡山県津山市)。明治初年まで幕府領。寛政六年より龍野藩預り地。明治元年鶴田藩領。その後、久米川南村、久米村、久米町と名を変える。『岡山県の地名』平凡社
段々 次第。いろいろ。『広』

下高倉村 美作国東北条郡(現津山市)。津山藩領。『角川角川日本地名大辞典 三三 岡山県』
歸依 神仏や高僧を深く信仰し、その教えに従い、その威徳を仰ぐこと。帰信。『国大』
川北村 美作国英田郡(現岡山県美作市)。上野国沼田藩領。『角川角川日本地名大辞典 三三 岡山県』

本山江出願申居候趣被仰聞候得共、右出願次第役所江何等之義も不申出御問合之趣御報ニ及兼ニ付、此度懸り役人共出役之上取調候処、金福寺門徒都而五拾軒当時教本寺預旦那ニ有之、内三拾三軒之者共同寺不歸依申立一ト通相糺候処、無余義赴ニハ相聞候得共、銘々我尽之申立候付可相成者一樣ニ教本寺預旦那之積、精々理解および候得共承腹不致、右三拾三軒之もの共川北村本敬寺預旦那相成度段強而申立、役所おひても差当差支之筋無御座候、尤此度惣代として上京罷在候者共差出居候歎願書之趣、如何様之儀相願居候儀哉於下方不相弁者も有之、其上村役人奥書も無之趣相聞候付、此度改為出願三拾三軒連印惣代者近々上京申候積り取計候間、其節御差支義も無之候得者御聞届御座候様申度存候

西四月廿六日

〔挟み込み文書1〕
「山山田」

〔挟み込み文書1の裏面〕
「有合之紙失敬御高免被下候」

今次郎」

御書翰之趣承知いたし申候」

〔挟み込み文書2〕
「浄土真宗」

〔挟み込み文書2の裏面〕
「御書翰之趣承知仕候外方ニ兼而之」

浄土真宗」

心当り御座候得者、今一応相尋申候而

明日御返事申上候、右品もの其節御答」

口達▼

一寺々江御他領寺之養弟相招、法談・助談為致度段有之、其人体ニよりは迄承届候義も有之候得共、差支候筋有之候間、已後御他領寺々養弟者出願有之候とも難承届候間、被相招候義可被致無用候

無余義 余儀なく 他にとるべき方法がない。やむを得ない。〔「広」〕
赴ニハ 趣ニハ。状態がその方へ向く。〔「広」〕

村役人 江戸時代、名主（庄屋）・組頭（年寄）・百姓代と呼ばれ、郡代・代官の下で村政を運営した人々の総称。身分は百姓。地方三役。村方三役ともいう。〔「国大」〕
奥書 文書など書きものの用紙の左末尾を奥とよび、ここに書かれた記事をいう。〔「国大」〕

失敬 礼を欠くこと。無礼なこと。〔「音訓引き」〕

外方 ある範囲の外の方。自分の属している家・国家などの外部。〔「国大」〕

口達（こうたつ） 口頭で通達すること。また、その通達。〔「広」〕

人体（にんてい） 人柄。人品。ひとがら。〔「広」〕

但し御領内寺々より養弟之義者、先例之通出願有之候上承届候義ニ有之候得共、右養弟除帳[▼]之節被届出候向も有之、又ハ其義無之等閑[▼]ニ相成候向も有之哉と被存候間、已来養弟除帳之節ハ書面以可被届出候、已上

一法談・講釈・祖師[▼]遠忌等之義ニ付、此方へ出願已前断も無之、門前ニ張札とふ被致候向有之候趣大ニ心得違之事ニ候、右法会等出願已前為吹聴表札出し度向者此方へ相断聞届之上被差出候義先例ニ有之候、然ル処近比猥ニ此方へ断も無之表被差出候向中ニハ有之由承込候、甚々心得違之事ニ候間、向後右之通出願已前表札被差出度候ハ、此方へ断出候上可被差出候、已上 嘉永

式酉年七月廿七日ニ出申候

一筆令啓達候、先以 両御門跡様御機嫌克被為成御座候、然者 伏見様姫宮嘉枝宮様御事 当御門跡様江御縁組之義旧臘[▼]御伺之通被 仰出候付、其節御内々御入輿被為在候所、当廿九日御婚禮御弘[▼]御治定之御事候間、各々得其意御祝儀[▼]可被申上候、為其如斯候、恐々謹言

九月

飼 田 大 膳

辰定印

池 尾 伊 織

正紹印

栗津右兵衛少尉

元晴印

栗津大進法橋

元好印

除帳（じょちょう）①帳面から除くこと。②百姓・町人が他所へ移住し、新住所へ人別を送るときに人別帳から名前を削除すること。（『国大』）

等閑（なおよさ）あまり注意を払わないさま。いい加減にするさま。おろそか。ゆるがせ。（『広』）

祖師（そし）一宗一派を開いた人。開祖。（『広』）

遠忌（えんき・おんき）十三年忌以上、十七年・二十五年・五十年・百年など遠い年忌法会。（『広』）

※真宗で「エンキ」、他宗で「オンキ」という。（『新漢語林』第二版）

嘉枝宮 和子（ともこ）女王。邦家親王の第四王女。文政十二年十二月二十五日生まれ。嘉惠宮のち嘉枝宮とよばれる。事情があつて祖父貞敬（さだよし）親王の王女となり、嘉永元年邦家親王の養女として東本願寺二世大谷光勝と結婚した。明治十七年六月四日死去。五六歳。（『日本人名大辞典』講談社）

旧臘（きゅうろう）昨年（の十二月）（新年から見て）の事。（『広』）

入輿（にゅうよ・じゅよ）貴人の嫁入り。こしいれ。（『広』）

御弘（おひろめ）ひろく知らせる事。（『広』）

御祝儀（ごしゅうぎ）祝いごと。祝いの儀式。祝意を表す為に贈る金品。（『広』）

下間式部卿法眼

頼功印

下間治部卿法印

頼弼印

右之御触達シ嘉永貳酉年霜月十八日野田村因念寺^ろ到来仕、直様法雲寺江相廻申候

奉願口上之覚

一 赤穂万福寺[▼]弟子徳水と申僧、此度拙寺養弟ニ召抱申度、依之 御領法御差支も無御座候^ハ、御聞済被成下度奉願候、已上

嘉永卅日
三戌年七月

東村[▼]

佛願寺[▼]印

渡邊伊兵衛殿

稲谷勘之允殿

奉願口上之覚

一 拙寺養弟徳水[■]義、為修学法談為仕度奉存候間、御領内寺々^ろ法談願出

候節 御聞済被成下候様仕度、此段奉願候、已上

年号月日

寺号
○

寺社奉行

兩人殿

鉄鉋^(砲)御改ニ付一札之事

万福寺 真宗大谷派、大島山と号し、播磨六坊の一つ。元禄十三年

(一七〇〇)に当寺・末寺との本末争論から、本山ならびに龜山本徳寺(現姫路市)と齟齬が生じ、全末寺ともども東本願寺に改派したが、同十七年までに西本願寺に帰参して離末する末寺が多く、末寺は一〇寺にとどまる。赤穂市加里屋。(『平・地』)

東村 現たつの市揖西町小犬丸。(『角・地』)

佛願寺 赤穂市万福寺末。天正二年道意が東村道場として開いた。真宗大谷派。(『角・地』)

一從 公議鉄鉋御改ニ付御穿鑿被成候処、当社内ニ壹挺も所持不仕候、自今以後為用心相求申候者其節御断可申上候、為後日仍而如件

嘉永三戌年

九月壹日

加集 李 助殿

中村伴左衛門殿

加集 李 助

進藤源助

上

小池求馬

(下の写真参照)

宮脇村

宮籬主

小池求馬印

以手紙申入候、然ハ先達 御地頭御預所作州久米南條郡照福寺改流企候後機辺調兼候付、別段御頼申入 御役方御出張ニ而御苦勞ニ相成候、右御挨拶之義早速 御本殿江申登候処、彼是及延引候之段宜御断頼入候、仍而此度別紙之通り御差贈ニ相成候間、貴寺可然御取計被成候様御頼入之事ニ候、仍而如此已上

十月二日 嘉永三庚戌年

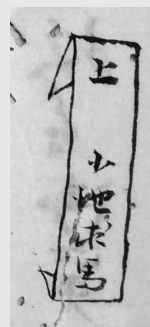
一筆致啓上候、然者先般作州久米南條郡ニ罷在候照福寺改派企後機辺調兼候付、別段御懸合之趣を以拙者出役いたし候、為御挨拶今般 御本山方御樽代金貳百疋、御品物料金百疋并家来之者へ鳥目壹貫文被下置難有頂載仕候、右御礼之儀御序之刻宜被仰上可被下候、右之段為可得御意如斯御座候、恐惶謹言

嘉永三戌年十月三日

斎藤条四郎

義郷書判

宮脇村 現在、たつの市龍野町宮脇。
宮 たつの市龍野町宮脇の小宅（おやけ）神社が。



照福寺 現在、岡山県久米郡美咲町にある浄土真宗大谷派の寺。

機辺 仏辺（ぶつぺん）とは仏（阿弥陀仏）の側のことをいい、機辺とは衆生の側のことをいう。浄土宗学において教義的な説明をする際に用いられる語。（WEB版『新纂浄土教大辞典』）

※衆生Ⅱいのちあるもの。一切の生物。（『広』）

※衆生界Ⅱ衆生の住む世界。特に人間界。（『広』）

挨拶 対応すること。返事や返答すること。仲裁すること。（『音訓引き』）

改派 宗派のある門派の寺が、他の門派に所屬を改めること。（『国大』）

懸合 双方が談判・交渉して決着すること。（『音訓引き』）

趣 様子。事情。内容。意味。趣旨。（『音訓引き』）

出役 出張すること。本役以外に臨時に他の職務を兼任すること。（『国大』）
樽代 祝儀などに酒を贈る代わりに酒代として包む金。謝礼・挨拶の代わりに包む金。（『音訓引き』）

鳥目 銭の異称。円形で中央に空いている穴が鷲鳥の目に似ているところから。一疋は十文。（『音訓引き』）

貫 銭貨の単位。一文銭千枚で一貫。（『音訓引き』）

得御意 お考えをうかがい。お尋ねし。お会いし。（『音訓引き』）

恐惶謹言 書状などの末尾に記して敬意を表す言葉。恐れかしこみ、謹んで申し上げます。の意。恐々謹言よりさらにへりくだった意味で用いられた。（『音訓引き』）

善龍寺様

半切にて

口達

一法談・助談之義者、何法事不限前以願書被差出、其節客僧名前并何寺養弟相招度由書加へ有之、不苦客僧養弟二候得者承り届候事二候、然ル処中二ハ法事年勤ニいたし候節者不致願出をも、加之弟子杯ニ助談^為不致候寺方も有之哉ニ相聞へ、右者全く心得違之儀在之候間、以来法事年勤ニいたし候共願出及差図候上相勤可被申候

但シ門札之義、兼而申達置候通相心得可被申候

二月晦日

寺院社家奉行共

浄土真宗計り
寺号

右者嘉永四辛亥三月朔日拙寺へ到来、則此録ニ書写候

一銀壹枚ツ、上川原村	圓覚寺	御樽代	一五拾疋	太子寺
	圓通寺	同青銅	一百疋	普音寺
一五拾疋ツ、 寸志	浄教寺	同	一同断	常照寺
	正行寺	同	一同断	常照寺
同	浄福寺	同	一三拾疋	慈眼院
	光宗寺	同	一三拾疋	慈眼院
同下村	圓休寺	同	一三拾疋	小宅寺
平野				

芥原（あざはら）江戸時代には上芥原村と下芥原村に分割され、浄教寺があるのは龍野藩領の上芥原村である。「慶長播磨国絵図」には「上あさ之はら村」、「正保播磨国絵図」には「上芥原村」、「貞享元年脇坂安政知行目録・「元禄播磨国絵図」および「天保播磨国絵図」には「上筋原」と記載されている。現たつの市新宮町上筋原（かみあざわら）。『新宮町史』史料編1、『龍野市史』第五巻、「国立公文書館デジタルアーカイブ」

三 御本殿御地頭御触記録

組合
一御樽代百疋

恩德寺
阿彌陀寺
昌福寺
藥師寺

御樽代
一南鐐三片
組合

西脇神主
丹宮
上太田神主
長門

一御樽代五百疋 圓光寺

御樽代五拾疋
寸志五百疋

徳行寺

一御樽代五拾足ツ、

西坊 蓮生寺 正覺寺 善導寺 西法寺

御樽代百足
寸志貳百足

西光寺

一御樽代五拾疋ツ、

善龍寺
西臨寺
松林寺
佛願寺

一御昆布料百疋ツ、普音寺
常照寺

一寸志三百疋

寶林寺

一同 貳百足 照圓寺

一御樽代五拾疋ツ、

善徳寺
順正寺

一御肴料百疋

正學院

一御樽代百疋ツ、

持秀持
相寶福
院院院院

一御樽代五拾疋ツ、

蓮專一
光法行
寺寺寺

一同五拾疋

善教寺
淨蓮寺

一金壹朱

寶林庵
河田之

一御樽代五拾疋

大門
寶積寺

一御樽代五拾疋

善慶寺

一御樽代五拾疋

才村
松尾村
隨應寺

一同 五拾疋 觀音寺

一御樽代五拾疋

松尾村
願成寺

一金壹朱

坂上村
盛徳寺

一御樽代五拾疋

新在家
即應寺

一同

蓮花寺

即應寺、

上太田村
一御樽代五拾足
願念寺
阿曾村
一御樽代五拾足
正圓寺

嘉永五子年

殿様 京都御所司代

口上

但し半切而無印ニ差出す

□□□

一金五拾足

右者 御恐悦為御祝儀差上申度候、此段御伺申上候、以上

正月十二日

善龍寺

本庄芳平様

嘉永五子年

閏二月十二日到來

地頭觸

殿様去年廿八日被為 召御登城候処、於 御座之間京都江之御暇被 仰出
御懇之被為蒙上意、御刀・御時服五・御羽織、黄金廿枚、御馬壺疋被成 御拝領、
右大将様江も御目見被為 仰付被為蒙 上意、御羽織・御時服五被成御拝領
候段申來之恐悦之御事候、右為御歛御家老中・御年寄中江相廻り可被申候
一右ニ付当十一日江戸御発駕、東海道十四日経被遊 御旅御道中無御滞候得
者、同廿四日御京着之御積之段申來之候

閏二月十日

右之趣被仰出候間、此段承知可被有之候

閏二月十一日

寺社奉行共

寶幢寺・如来寺・圓光寺――

上意
時服
大
①主君の意見。または命令。②將軍の命令。〔『国大』〕
朝廷や將軍などから、毎年春秋又は夏、冬の二季に賜った衣類。〔『国大』〕

一筆令啓達候、先以 両御門跡様御機嫌克被為有御座候、然ハ去ル戌年 御
 本山表御混雜[▼]之儀ハ近来御家政向取扱不正^方御門末之機辺ニ差障候義も兼而
 御苦慮被為有候折柄彼是申立不容易次第ニ及ひ、終ニハ 関東之御苦勞筋と相
 成、御家中重役初一件懸合之御末寺何も於 公辺御聞糺之上不埒之者共夫々重
 半御咎被 仰付、誠以御外聞旁[▼]被為対 公辺深被為畏入候事、猶其中御法義筋
 異儀申募候族ハ於 御本山更ニ御調理[▼]可有之様御沙汰ニ付、則旧冬^方追々御
 調理之御事候、猶又右ニ付而ハ 御由緒格別之御本山故、於公辺不^方被 思召
 後々処迄深御案し被為有、此末又々様之故障筋不致出来様急度御取締被為
 在、新規之儀者及改正前々々之御規則不相乱様と深御配慮之上御手厚御沙汰之
 趣も被為在之候得者、是迄いつとなく相乱候事共、此度御取調有之、御伺之上
 別紙之通御旧復被 仰出候間、各可致安心様ことの御事ニ候、扱又御台所[▼]御相
 続向之儀ハ先年御焼失已来御再建を始、其余無御扱御物入等相続莫太之御借財^(大)
 相嵩ミ候ニ付度々御儉約被 仰付候得共、近年世上年柄も不宜上臨時不得止候
 事、御物入被為在候旁益御借財及増長、追々御相続向御難渋ニ相成當時必至之
 御次第、此俟ニ而ハ御相続向ハ勿論 御化導之御差支ニも可及哉と日夜 御心
 勞被為在、猶又被為対 大門様[▼]候而八年来種々御苦慮被為在候上 御高年之今
 ニ至迄上来之御次第ニ而 御苦勞筋不被為絶誠ニ 御不本意之至 御孝道[▼]も
 難被為立御事と深被遊 御悲歎情[▼]御思惟[▼]被為在候所、抑 御当職[▼]以来いつとな
 く御家政相乱候より、諸般之機辺不穩、終ニハ前条之次第ニ及ひ候事、全 御
 不徳故と呉々 御慨歎被為在候、加之御家中御扶助向も不被為行届、諸向[▼]御扱
 方[▼]も相滞候御次第而 御慈愛も被為欠候段御不本意ニ被 思召候旁[▼]旧冬嚴重
 之御儉約被 仰出、猶此上追々御取縮も可被為有御事ニ候間、何卒於御門末中

混雜 とりこみ。〔『広』〕

外聞旁 ①外聞も良いし、うれしくもあるさま。②外聞も悪いし、うれしくもないさま。〔『国大』〕

調理 よい状態になるように整えること。調整。また、治療すること。〔『国大』〕

不外 (ほかならず) ①それ以外のことではない。確かにそのことだ。②「ほかならぬ」の形で用いて、その人が正にその人であって他の人と違うことをいう。また、その人が他の人とうちがって、特別の関係にあることをいう。〔『国大』〕

台所 ①厨房。勝手。②①が転じて、金銭上のやりくり。また、その内情。〔『広』〕

大門様 東本願寺第二十代なり。光朗号を達如と云ひ、別に愚泉と云ふ。安政八年本堂の再建を企て、十年落成す。又大門の再築に着手し、享和元年落成す。文政六年十一月十五日火災に罹り、大谷に移住し、天保六年両堂の再興工了す。天保十二年法嗣光浄寂するを以て三子光勝を法嗣とし、弘化三年退隠す。慶応元年寂す。壽八十六。(鷲尾順敬『日本仏家人名辞書』光融館)

孝道 孝行の道。親に仕える道。〔『広』〕

情 (つらつら) つくづく。よくよく。(音訓引き)

思惟 心に深く考え思ふ事。〔『広』〕

当職 摂関職や管領職などのような地位の高い官職を婉曲にさしている。〔『国大』〕

諸向 あちこちの多くの方面。〔『国大』〕

扱方 金銭の支払い。〔『国大』〕

併せて。〔『広』〕

二右御借財御減方之儀一同示談之上厚御取持之程偏頼思召候、誠ニ從來御取持疲之上入御斟酌、二思召候得共、前頭之通必至御手詰之事ニ候得者、此者御無禄之御本廟御門末之懇志被遊御願候外無之御事ニ候へハ、此段被奉汲得候而御借財御濟寄之儀者勿論、當時差当御艱澁之处御凌被為付、向後御相続向御滞無之樣法義相続之上方報謝之実意を以潤色御取持被申上候ハ、当御門跡様ハ勿論、御高年之大門様ニも御安慮被為在、於当門様御孝道も被為立如何計哉御満足可被思召御事ニ候条、此等之趣呉々も被奉敬承一同勇敷御取持被申上候様厚御頼之旨去ル九日京坂并諸国上京合御門末中江御直命被為在之候、猶在国之面々江も不洩可申達様ニとの御事ニ付如此候、恐惶謹言

子正月

川那部圖書

宗岱印

横田主水

高穀印

栗津右兵衛少尉

元晴印

下間民部卿法橋

頼世印

右ハ嘉永五子年閏二月十七日ニ到来、野田因念寺殿へ相廻す

一筆令啓達候、先以兩御門跡様御機嫌克被為成御座候、然ハ御開山様六百回御忌相近候ニ付、於諸国御末寺右御遠忌御敬之法事追々引上可被相勤事ニ候、夫ニ付勤行莊嚴・装束等御定法堅可被相守儀肝要候、尤擬他門他家、或ハ名聞利養之心持ニ而背御掟候事甚以不可然候、仍而別紙書付之通被仰

示談 当事者間で相談すること。話し合い。『音訓引き』

斟酌 先方の事情を考慮して取り計らうこと。『音訓引き』

前頭 前にかきしるしたこと。前にあきらかにしたこと。『国大』

懇志 仏語。檀信徒から末寺または本山に進納する金銭などをいう。『国大』

大意 まことの心。本意。本心。また、まごころ。真情。『国大』

潤色 とりなすこと。斡旋(あつせん)。特例。後援。『国大』

当門 自分の属している、この宗派、流派、門派。『国大』

御開山様 親鸞聖人。鎌倉初期の僧。浄土真宗の開祖。承安三年(一二七三)

弘長二年(一二六二)。『国大』

引上 日時を繰り上げること。『国大』

勤行(ごんぎょう) 仏語。仏前で時を定めて読経、礼拝、焼香などをす

る儀式をいう。おつとめ。『国大』

莊嚴(しょうごん) 仏語。天蓋・幢幡(とうばん)・瓔珞(ようらく)などで、

仏像や仏堂を美しくおごそかに飾りつけること。また、そのもの。そうご

ん。『国大』

定法 ①定まった法式。きまつている方法。②公に決められたきまり。③

習慣。慣例。『国大』

名聞利養(みょうもんりよう) 仏語。名声と富裕。有名になることと財

産を作り生活を享樂すること。人間の欲望をかきたてる二つのもの。『国大』

出候間可被得其意候

一 院家[▼]衆於自院私記文[▼]拜読之儀ハ、仮令古跡[▼]旧例[▼]有之寺方ニ而も其身一代^く拜読并所作法等御連枝[▼]方^方御伝授被受、御本山へ願之上拜読可有之事ニ候所、近年伝授無之輩猥拜読之由粗相聞無勿体不冥加之至候、別而御遠忌執行ニ付而ハ猶以之候事得者未蒙^{下上}御免輩早々御伝授被相願御作法之旨相守可被申候、若向後御伝授無之輩猥ニ私記文拜読之由相聞候ハ、急度可被及御沙汰候

一 御本山御大借ニ而御相続向必死御差支ニ付、当正月御寺法[▼]向始御取締被仰出候砌 御借財濟寄之儀をも御直命を以御願被為在候処、追々御趣意[▼]被奉敬承不取敢為伺御機嫌懇志之上納物も有之、猶又於御国々者御取持筋示談在之趣、先以懇情[▼]之程 御満足之御事ニ候、夫ニ付今般別紙御書附之通御借財濟方并御融通御取持迄御趣法被為在、去ル十日京坂并諸国上京合御末寺御門徒中一同 御本山江被召寄、猶又御懇之 御直命を以御頼被為在候御事ニ候間、右御書附之趣各一同厚被申談、此上乍太儀出精御取持被申上候様分而御頼之御事候、猶委曲[▼]御書附拜見可被奉敬承候、右為可申達如此候、恐々謹言

子閏

宇野相馬

二月

直貞印

川那部圖書

宗岱印

横田主水

高穀印

栗津右兵衛少尉

元晴印

院家（いんげ） 真宗大谷派の寺格の一つ。（『日本寺院総覧』上巻、名著刊行会、一九七四年）

私記文（しきもん） 報恩講式。覚如著。『報恩講私記』『式文』ともいい、親鸞の聖徳を讃揚してその高恩に報謝せんとする儀式および讃文を記述したもの。（『仏教辞典』洛東書院、一九三四年）

古跡 江戸時代、寛永八年（一六三二）以前に建立された寺院をさしている。それ以後建てられた新しい寺院を新地といい、幕府は元禄元年（一六八八）にその区別を行なったが、元禄五年（一六九二）には、新地も古跡として認め、以後新地の寺院の建立を禁じた。なお新地のうち、寛永八年から寛文八年（一六六八）に建立された寺院は、古跡並と呼んで区別する場合もあった。（『国大』）

旧例 昔からのしきたり。古い慣例。先例。（『国大』）

連枝 浄土真宗で、法主の一族の称。（『国大』）

寺法（じほう） 寺のおきて。寺院の内規。寺社内部の自治法。（『国大』）

趣意（しゅい） 考え。意見。むね。趣旨。意志。意趣。（『国大』）

懇情（こんせい） ねんごろな情愛。親切な心。こんじょう。（『国大』）

委曲（いきよく） 事情や状態などが、詳しく細かなこと。またそのさま。つづ。（『国大』）

右ハ嘉永五子四月廿日野田因念寺ノ到来、直様法雲寺へ相廻し申候

別紙 御末寺御遠忌執行之御定

日数之事

- 一 院家衆御一家衆▼ 寺ニより二昼夜三昼夜或五昼夜ニ可限事
- 一 飛檐地 二昼夜三昼夜ニ可限事
- 一 平僧地 一昼夜二昼夜ニ可限事
- 一 俗道場 一昼夜ニ可限事

勤行之事

- 一 式拝読 御免之院家地之分
- 初迨夜▼ 正信偈六首引▼
- 日没 舌々勤行御文拝読
- 晨朝▼ 正信偈中読六首引
- 日中 伽陀▼御経論偈三首引
- 二日目迨夜 式伽陀正信偈三首引
- 三日目迨夜 同前
- 結願日中 伽陀御経
- 次 式嘆徳
- 次 論偈三首引
- 中日々没 御伝抄拝読

院家衆御一家衆 蓮如は自分の子女を門末統制のために重要な地方寺院に配したが、これが実如により永正十六年「当分御連枝一孫は末代一門たるべし、次男のは末の一家衆一列たるべし」として本願寺一族の嫡男を一門衆、次男以下を一家衆と定めた。〔真宗新〕。

迨夜（たいや） 逮夜、大夜、太夜とも。①死亡の次の日で火葬または葬儀の前夜。または、忌日の前夜。②転じて法会の前夜。③浄土真宗で、親鸞の命日（二八）の前夜。〔国大〕

正信偈六首引 「正信念仏偈」と「和讃六首」のこと。親鸞の「教行信証」の「行巻」の末尾にある七言六十行百二十句の偈頌。経釈により浄土真宗の宗意を宣説したもの。一般には「正信偈」の名で親しまれている。蓮如の時代以来、親鸞の「和讃」と共に仏前勤行に併用されている。「和讃」は仏・菩薩・教法・先徳などを和語で讃嘆した歌、讃歎（さんだん）に起こり、平安時代から江戸時代にかけて行われ、七五調風に句を重ね親鸞は四句一章とした。源信の「極楽六時讃」「来迎讃」、親鸞の「三帖和讃」などが有名。〔仏教大辞典〕法蔵館

晨朝（しんちょう・じんちょう） ①仏語。一昼夜を六分した六時（晨朝、日中・日没・初夜・中夜・後夜）の一つ。辰の刻。②仏語。寺院で行う朝の勤行。〔国大〕

伽陀（かた） 梵 gāthā の音訳「諷誦」と訳す。広義には韻文隊体の歌謡・漢文の語句・偈文など。狭義には十二部経の一つで、経文の一段、又は全体の終わりにある韻文体の語句をいう。〔国大〕

結願（けちがん） ①仏語。日数を定めて行なう法会や修法を終えること。また、その最終日やその日の作法をいう。転じて、俗に彼岸の末日をいう。

②日数を定めて行った講義などが終わる事。また、その日。〔国大〕

右勤行洵八

但シ五昼夜被相勤候者平日兩日者右ニ准差略可有之事、下同断

一院家地

迨夜

正信偈六首引

日没

舌々勤行御文拝読

晨朝

正信偈中読六首引

日中

伽陀御経論偈三首引

中日々没

御伝抄拝読

右勤行洵八

但式拝読御免伝授無之人々拝読有之間敷候、近年猥拝読ノ由粗相聞候、向後急度相改、假令古跡・旧例有之寺方ニ而も其身一代く伝授伺不相濟分

ハ堅停止之事

一内陣余間地 准之

但登高座尤有之間敷事

一飛檐地 勤行如上

但洵五

一平僧地 右同

但洵三

右御伝抄御免之分八日没ニ一座拝読、初迨夜・日没相兼一座可為勤行、初日中・晨朝相兼一座可為勤行

一俗道場

勤行者平僧地二昼夜之内初日之如く迨夜・日没相兼一座可為勤行、日中・

晨朝相兼一座可為勤行

一飛檐・平僧地

御伝抄御免之分八日没ニ一座可為拝読、御免無之寺地ハ不及申無伝授之族

洵 『大谷声明秘伝鈔』（鷹尾全瑛編、一九三七年）に「正信偈の章譜の位格に相当するもので大谷流独特のもの」とある。

※親鸞が作った七五調の「和讃」には「念仏」とともに「二洵（ふたつゆり）・三洵（みつゆり）・五三洵（ごさんゆり）・五洵（いつつゆり）・八洵（やつゆり）・十洵（とゆり）十一（じゅうにゆり）の読み方がある（『真宗大谷派明順寺ホームページ朋の会読者のページ』参照。https://hirobamji.or.jp/voice/kyou/q016_2024年一月二四日検索）。

差略 適当に取り計らうこと。あれこれ考え適切な処置をとること。斟酌考慮。配慮。（『国大』）

登高座（とこうざ） 論議法要において講読師や堅者が高座に登ること。（『国大』）

※高座ニ寺院で、説法・論議などをする僧がすわるために、一段高く設けた席。（『広』）

※堅者（りつしゃ）ニ立者とも。大法会の論議のとき、探題の提出した論題に義を立てて問者の難問に答える僧。（『例文 仏教語大辞典』小学館）

堅拝読有之間敷事

一 飛檐地以下結願迄夜御経相勤候ハ、初日中同断ニ可勤之事

一文類偈▼并御俗姓御文改悔之批判▼堅停止事

但由緒有之院家衆伺相濟候分ハ格別之事

装束之事

一 院家衆

但し結願指貫▼

一 追夜素絹五条▼

但結願法服七条▼

一 日中素絹五条指貫

一 晨朝通服五条

一 内陣余間御一家衆

一 追夜裳附五条

但結願指貫

一 日中裳附五条指貫

但結願法服七条

一 晨朝直綴五条▼

一 飛檐

一 右御一家衆ニ可准

一 平僧

但結願日中

一 追夜日中直綴白袈裟

純色七条法服御免之輩ハ法服七条

莊嚴之事

一 常例之通堅相守、格外之事有之間敷事

一 五具足飾形付之花束絵供箇▼堅停止之事

一 御一家衆以上無地金供箇赤紙立飛檐已下木地供箇惣而杉盛なるへし

但形付ニて無之といへとも(ママ)粉色無用なるへし

一 華蔓繒幡▼并内陣翠簾▼無用之事

文類偈（もんるいげ） 文類正信偈、念仏正信偈とも。浄土文類聚鈔にある七百二十句の偈文。念仏すなわち南無阿弥陀仏の大利を正しく信ずる正信を経と七祖の相承により讃嘆したもの。（『真宗新』）

御俗姓御文 蓮如の作（文明九年十一月、蓮如六三歳）。初めに親鸞の俗姓および行化（ぎょうけ）の跡を述べ、報恩講における門徒の心得を説く。（『真宗新』）

※行化＝修行と教化。教化を行うこと。（『広』）

※俗姓（ぞくせい・ぞくしやう）＝僧侶の在俗の時の氏姓。（『広』）

改悔之批判 改悔批判。信心の正邪を批判する儀式。蓮如の頃、報恩講の毎夜、篤信の僧侶が各自の信仰を告白し批判を受けたのに始まるという。現在本山御影堂で報恩講の初夜勤行後、改悔僧とよばれる僧が信仰告白のかわりに改悔文を読み師僧がこれに対して批判の法話をする。（『真宗新』）

※改悔（がいかい）＝今までの心得違いを悔い改めること。また懺悔して告白する意をも含む。（『真宗新』）

※改悔文（がいけもん）＝領解文。蓮如の作と伝え、他力安心領解の告白を述べ、信仰生活の規範を示したもの。短文ではあるが安心・報謝・師恩・法度が説かれ真宗安心の手鑑として尊重されている。（『真宗新』）

指貫（さしぬき） 袴（はかま）の一種。八幅（やの）のゆるやかで長大な袴で、裾口に紐を指し貫いて着用の際に裾をくくって足首に結ぶもの。朝儀の束帯の際に略儀として用いる布製の袴ということから布袴（ほうこ）ともいうが、次第に絹製となり、地質・色目・文様・構造なども位階・官職・年齢・季節によって異なった。奴袴（ぬばかま）。さしぬきの袴。（『国大』）

五条 五条の袈裟。三衣（さんえ）の一つ。僧侶の衣服である袈裟の一種。五条の布を縫い合わせて作った袈裟。インドでは、作業や就寝の際に用いたが、日本では形式化されて僧衣となった。五条の法衣。五条衣。五条。五条袈裟。（『国大』）

七条 七条の袈裟。三衣（さんえ）の一つ。七幅（ななの）を寄せて縫い合わせた袈裟。僧が布薩・聴講などに着用するもの。入衆衣ともいう。鬱多羅僧（うつたらそう）。七条衣（しちじょうえ）。七条。（『国大』）直綴（じきとつ・じきてつ）（「とつ」は「綴」「襟」の慣用音。上衣の偏杉（へんさん）と下衣の梧子（くんす）とを直接つづり合わせたところからという）上衣に裳をとじつけて着用を簡便にした略儀の僧服。（『国大』）供箇（くげ） 仏前にそなえる菓子などを盛る具。華足（けそく）。（『国大』）繒幡 繒は色絹であり、色絹とは五色の彩帛を意味し、この五色の彩帛か

一 祖師御真影内陣正中、江奉移相勤候儀有之間敷候、或ハ別檀別所相勤候事も可
為無用事

一 着座之式、面々位階不相応之由近年相聞候間、急度相改向後御定法之通堅可
相守候事

右御定外御遠忌と称し日数相増法外之装束・勤行・莊嚴等於在之者、急度可被
及御吟味者也

子 閏二月

御借財濟寄方御趣意

御本山御借財濟寄候儀ニ付、当正月 御直命を以御頼被為有之、則右 御直
命之御趣意其節委細奉書を以申達置候へハ、定而追々敬承之上御取持筋示談
有之事と存候、就夫京・大坂講頭中ニハ前条之御次第深被奉恐承、誠ニ難差
置御直命之御趣意何卒速ニ奉休 尊慮度、種々示談・会合も被致候へ共、何
分御大借之御事ニ候へハ、諸国一致之御取持無之而ハ難叶、附而ハ諸国一
之示談御手広事故、急速ニハ迎も難行届被存候ニ付、段々熟念之旨趣被申上、
是迄ニも度々御融通御頼被為在候得者諸国之機辺一致ならざるゆへ哉兎角
行届兼候間、此度ニ於ハ 御本山御趣法被為立候而諸国一般江御頼相成
候様、左候半ハ追々と申談候而幾程なく 御安慮之御時節ニ被為至候様御取
持可申上との事ニ付、則此度於 御本山御借財濟方并ニ御融通之志上納方
之儀御趣法被為立御願之事ニ候間、各從來御取持疲之上一入乍太儀先般 御
直命之御趣意篤と被奉敬承領主地頭へ不差障様被申談候而一同ニ御請高被
申上候様致し度候、尤懇志次第之儀ニ者候得共何分不容易御借財高ニ候へ
ハ格別ニ出精御引受不被申上候半而ハ迎難行届候間、於御末寺中者別而御

らなる幢幡をさす。『大蔵經講座』第六卷、東方書院、一九三三年

※彩帛（さいはく） 美しい綾のあるきぬ。『国大』

※幢幡（どうばん） 仏具。本来は幢と幡のこと。ともに莊嚴具として
用いるが、現今はこれを一つにして、六角または八角の幢形にし、幢
竿から幡を垂らす。『国大』

翠簾 緑色のすだれ。あおすだれ。『広』

正中 物の中心。まんなか。『広』

尊慮 他人の思慮の尊敬語。お考え。おぼしめし。尊意。『広』

旨趣 ①事のわけ。趣旨。②心の中の思い。所存。『広』

幾程 数量・程度の不明、不定なこと。又、多いこと。いくらぐらい。ど
れほど。『国大』

安慮 思慮を安んずること。安心すること。『国大』

奉公と被奉存、自分之懇志者不及申、精々御門徒中を被引立候而可相成丈出精各御請高と申上候様致度候事

一此度御頼之御趣法、其所ニより自然領法等へ対し差支候向も可有之哉、若哉左様之箇所も有之候へハあなち此御趣意通押立御取持被申上候様と申訳ニハ決無之候間、如何様ニも其所之振合ニ応し領主地頭江不差障様被申談、所詮者御直命御頼之御趣意相立候様深く勘弁有之度候事

御趣法

一御借財之儀ハ、悉皆御門末懇志之上に別段御取替御調達被申上候事ニ候得者、聊御不実之儀等無之様元利共御実意を以御返済被為在度、附而ハ右御借財諸国御門末中銘々身分ニ応し御引請被申上、自今五ヶ年之中ニ御返済相成候様御取持之儀御頼之事

一右御引請高之儀ハ、一枚分一ヶ月ニ金貳歩宛と相定、御門徒之面々身上ニ応し一枚持二枚持或ハ三枚五枚、又ハ末々一己ニ御請上納成かたく輩ニおいてハ、三軒五軒或ハ拾軒組合候而一枚持と申振合ニ各御引請被申上、五ヶ年之間上納有之度候事

但し五年と申御仕法ニハ候得共、可相成丈ハ当今引上ケ候而即納有之度、左候得者年々之御利足ニ而も多分之御益ニ相成候事

一御請高上納銀之儀ハ、御台所御門内ニおいて御融通上納所として別役所御構ニ相成、京坂法中并ニ講頭中被相詰諸事取扱月々御勘定之上、上納金有丈宛御借財元入ニ相成御利足之儀ハ先当分御台所御指出之事、尤右之次第ニ付御地場御暮し向何程御差支有之候共、御請高上納金ハ御地場へ入雑り不申様講頭中御世話方有之候事

一右上納金を以御返済方之儀八月々御勘定之節御納戸に講頭中江相合、双方篤

押立 無理押しすること。(音訓引き)
振合 状況。都合。ありさま。あんばい。具合(音訓引き)
所詮 要するに。結局。(音訓引き)

御請 返答または受納、承知の意を、返答などをする相手を敬つていう語。
〔国大〕

と示談之上御納戸^ノ銀主へ御渡しニ相成候事

一御借財高此般講頭中江被仰聞置、国々御請高等取扱被申候事ニ候得者、已来御暮し向ニ付新規御借財不致出来様平常之御暮し方格別御取縮省略被遊候而御地場上納物を以御賄可被為在事

右之通御地場御暮し向と御借財御融通と別途際立候得者年々御借財御減し方相頭、追々御安慮之御時節ニ可被為至御事候、誠ニ御再建已来打続御取持疲之上而一入太儀之段祭入候得者、前頭種々御苦慮之上猶又追々被為近附候大御遠忌も当時此俣ニ而ハ御差支必定之事ニ候間、此等之趣一同深汲分奉られ候而銘々御遠忌御待受之御馳走とも被奉存、報謝之実意方格別出精御引請被申上候様分而御頼之事ニ候、尤右ニ付而も兼々御教示之通我慢勝他之挙動無之様王法・仁儀守、銘々農事・家業大切ニ被相當候様御願之御門徒中江被申伝、弥寺旦相潤ひ倍御法義相続之上方上来御頼之御趣意御受被申上、勇敷御取持於有之者両門様深御満足之御事ニ候

子閏二月

右之別紙美濃紙ニ相認到来

(後筆力)
「皆明院様」

奥様皆明院様当月七日江戸表御祭駕長途^(発)益御機嫌克、去ル廿六日御京着被成候段申来恐悦之御事候、右為御歡御家老中・御年寄中江相廻り可被申候右之趣被仰出候間、此段承知可被有之候、以上

四月廿九日

寺社奉行共

宝幢寺・如来寺・圓光寺――

右嘉永五子年四月晦日到来、直様宝幢寺へ相廻申候

銀主 金主。資金を出す人。資本主。金方。銀方。〔『国大』〕

汲分 汲み分ける。事情を察して理解する。斟酌する。くみとる。〔『国大』〕

我慢(がまん) 我(が)をよりどころとして心が高慢であること。〔『国大』〕

※我慢(まんがち) 人をさしおいて、われ勝ちにふるまうこと。身勝手なこと。また、そのさま。〔『国大』〕

王法(おうほう・おうぼう) 王のとるべき正しい道。国王の施す法令や政治。仏教では出世間(しゅっせけん)の法としての「仏法」に対して、世間の支配者の法をいう。〔『国大』〕

仁儀 仁義。世間一般の道徳。社会生活を送るうえで必要な良識や義理。〔『国大』〕

上来 上にあげたこと。以上に述べたこと。〔『国大』〕

長途(ちようと) 長い旅路。長い道のり。〔『国大』〕

誓詞証文之事

一 御公儀御代替ニ付従 御本山誓詞血判之儀被仰出、夫ニ付銘々迄調印被 仰付奉畏候、当御本山之儀ハ 東照権現様格別之思召ヲ以天下一統御政道始ニ御取立被為有之、其已来御代々御厚恩之程不浅被為思召、猶更当 御門跡様鹿略ニ不被為思召、依之御一統御繁栄ハ不及申、治世安樂之御恩沢を蒙候事誠以現当二世之御厚恩不浅奉存、子々孫々ニ至ル迄忘却仕間敷候事

一 对 御公儀不義之輩御座候而如何様ニ相頼候而一味同心不仕、仮令兄弟親類タリトモ早速其旨出訟可申候事

一 兼々嚴敷被 仰聞 御法度之邪宗門都而怪敷者ニハ随逐不仕、檀那寺に御伝之正法を受、王法・国法を相守 御上之御苦勞ニ不相成様大切ニ相心得可申候事

右之趣兼々被仰聞候処、今般 御代替ニ付嚴重ニ被仰聞、弥以心底ニ相心得堅違背仕間敷候、此旨宜被仰上可被下候 以上

天保九戌戌年四月

善龍寺

恵照

天下一統（てんかいとつ） 天下を一つにまとめること。支配している国中すべて。（『国大』）

恩沢（おんたく） 神仏や君主が恵みや情けを与えて人々をうるおすこと。おかげ。恩恵。また恩賞。（『国大』）

厚恩（こうおん） あつい恩恵。深いめぐみ。（『国大』）

一味同心（いちみどうしん） 同じ目的の下に力を合わせ、心を一つすること。また、その人々。一味合体。（『国大』）

随逐（ずいちく） あとを追ってつきしたがうこと。随行、随従。（『国大』）
正法（しょうぼう） 正しい教法、仏法。釈尊入滅後の五〇〇年または一〇〇〇年の間、正しい教えが行われ、証果があるという。（『広』）

四

讃州丸亀善竜寺文書

(香川県立ミュージアム所蔵)

翻刻担当（五十音順）

志賀 蓮子 田中 幸男 土屋寿美恵 福島 一憲

福永 孝 宗 和弘 室山 京子

読み合わせ期間

二〇二三年二月～一〇月

解説

本史料は讃岐国丸亀（現香川県丸亀市）に所在した善龍寺に関するものである。龍野の善龍寺住職である金森氏から依頼を受け、研究会で翻刻作業に取り組むこととなった。大名京極氏の転封にともない丸亀に移転した善龍寺に関する史料である。史料原本は現在香川県立ミュージアムが所蔵し、香川県立図書館には原稿用紙に手書きされた翻刻文の複写物が所蔵されている。史料表題は、香川県立図書館に登録された「讃州丸亀善竜寺文書」にならない「竜」の字を記したが、翻刻文では原文に従った。ここでも「善龍寺」と表記する。

丸亀の善龍寺は、播磨国龍野に草庵を結んだ「近江国玄智」の子丈愚が丸亀葭町に移り住み、「東本願寺の出張所と定められ、俗に東御坊」と呼ばれた。ただし、「はじめに」で触れた「善龍寺本堂再建趣意書」によると、二〇〇三年時点で丸亀の善龍寺は「無住状態」であるという。当研究会では史料の来歴を含めて、丸亀の善龍寺自体については考察することができなかった。

さて、史料は二つの内容からなる。前半は嘉永二年（一八四九）の御

坊昇進に関するもの、後半は元治元年（一八六四）七月に起きた禁門の変により東本願寺が類焼の被害を受けたことに対する「御悲歎御書写」である。特に前半はまとまった内容であることから、その概要を紹介する。

ここには本山を除いた「諸国の兼帯所の別院」³⁾をさす格の高い「御坊」への昇進をめぐる丸亀善龍寺と近隣寺院（史料上では「法中」との対立が示されている。嘉永二年九月一日に丸亀善龍寺が京都から国元に戻り、本山である東本願寺より御坊昇進の内命を受けたことを丸亀藩や法中へ伝えた。善龍寺は正式に御坊昇進を受けるために再び上京する必要があったが、法中がその上京を阻止した。史料はこれらの経緯を示す書状などからなる。最終的に善龍寺は法中の納得を得ぬまま京都に向け出船したようである。そもそも善龍寺が御坊昇進を願った背景には、大破した本堂の再建があった。善龍寺は法中宛ての書状で、自分の寺が「御城下二只一ヶ寺之御末寺」であるため「再建成就不仕而者他山他宗江対し御一派之不外聞と思暮歎居申」という状況を訴えた。御坊になることで再建資金を調達しやすくなると考えたのである。再建は檀家講中とも相談して決めたようである。⁴⁾ところが、法中にとって善龍寺の御坊昇進は歓迎すべきことではなかった。法中は、昇進に反対であると明言はしていないものの、「御坊分と申者、如何之振合ニ而御座候哉、新規之儀ニ而其筋合等相心得不申」と述べ、「法中存意」への配慮と詳しい説明を求めた。このことは、善龍寺の御坊昇進が法中内の均衡に変化をもたらしかねないと不安視されたことを示しており、一足飛びで「東御坊」となったわけではなかったことを

伝える興味深い史料といえよう。

註

- (1) 「西讃府志」 那珂多度同志会、明治三十一年。
(2) 『大日本寺院総覧』。一九五三年に刊行した『丸亀市史』では、丸亀藩および丸亀城下に関する十七世紀中頃の記録である「古法便覧旧記部」に登場する享保・元文年間の記事を掲載しているが、断片的な内容である。『新修丸亀市史』においても、京極氏との関係のほかは詳しい記述がない。
(3) 岡村周薩編『真宗大辞典』巻一、真宗大辞典刊行会、一九三五年。
(4) 『東本願寺史料』 嘉永二年十一月十八日条（上檀間日記）に次の記述がある。
奉願上口上之覚

一、 讃州丸亀 善龍寺

拙寺先般本堂再建二付、檀家講中共申談之上、御歎奉申上候而、御坊分二被仰付度御願奉申上候処、各別之以御評議御聞濟置被為下難有仕合奉存候、尤領法差支有之候而者、難被為 仰付候御趣二付、其段領法江内意願出候処、地頭能聞届二被成候二付、今般上京仕候間、何卒右御願法申上候通、御坊分二被仰付被為下度奉願上候間、宜御執成被下度偏二奉願上候、以上

嘉永二年酉十一月 讃州丸亀 善龍寺 恵秀印

集会所御月番衆中様

右及権上候処願之通 御免二付、左之書付を以其段可申渡旨役僧呼出し申渡書付相渡

但右領主表指図有無之儀、集会所方も文通二而領主役人へ及問合候処、不容易之儀ながら此度ハ承り届候間、返答有之候由之事
口達覚

讃州丸亀 善龍寺

恵印

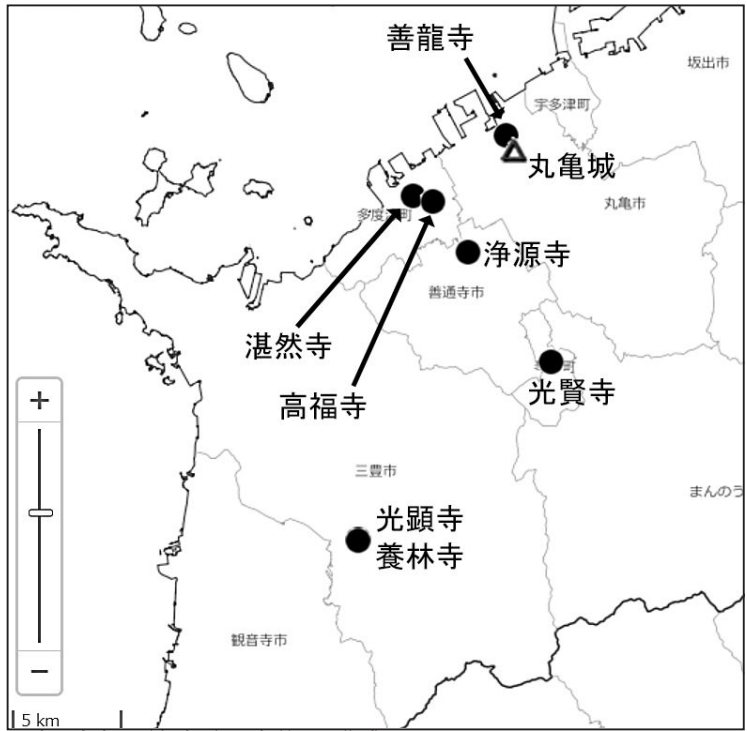
一、今度 御寺法為御取締御坊分二被 仰付候事
二、身分之義何卒二よらす伺之上可被取斗候事

酉十一月

史料に登場する寺院一覧

寺院名	所在地	備考
善龍寺	丸亀市通町	通町と葭町は隣接
浄源寺	仲多度郡善通寺町稲木（現善通寺市）	
湛然寺	仲多度郡多度津町（現多度津町）	
高福寺	仲多度郡豊原村道福寺（現多度津町）	
光賢寺	仲多度郡象郷村苗田（現琴平町）	
光顕寺	三豊郡財田大野村（現三豊市）	
養林寺	三豊郡財田大野村（現三豊市）	

注）『大日本寺院総覧』などより作成。



本堂再建ニ付

一拙寺先般御歎申上候処、御坊分ニ被仰付候由奉蒙御内命難有仕合ニ奉存候、尚丸亀領法寺社役方江御掛合之御書翰御差下被下候ニ付、去ル九月朔日帰国仕、早速当日役所江差出置候処、領法方拙寺歎願差出候様被申聞候ニ付、願書差出候処、去ル十月朔日別紙之通御聞届有之候様御申達有之候ニ付、当日家老・奉行・諸役人中江御請挨拶等廻勤いたし申候而、講中共江一往披露いたし、尚早々上京御請申上度段翌二日町役処江願書差出并ニ法中江披露書面差出申候

一筆致啓上候、追日冷氣相催候処各様被成御揃御安康ニ御勤行之由奉随喜候、然者拙寺本堂及大破再建中少檀家ニ而其上時節柄悪敷容易ニ再建難相調、節角再建ニ取掛成就不仕而者対 御寺国法奉恐入他宗・他山江不外聞と存 御本殿江御歎申上置候処先般上京参殿之節歎願之趣無余儀被聞召、依之御坊分ニ被仰付度奉蒙御内命を難有奉存、速ニ御請可申上筈之処 御領法之御差支有之候而者御請難申、御領法江御伺之上、上京御請可申上段申上置、其段御領法江御伺申上置候処、存外早々御評儀ニ相成、昨朔日御領聴江御召出ニ而御伺之趣御聞届ニ相成、既ニ御本山方御頼之御書翰御到来ニ付、御返書御差登ニ相成候様被仰聞、難有御請奉申上候、此段以前御披露可申上筈之処、不容易御事ニ而、万一御聞届無之時者重キ 御内命を手広ニ取沙汰ニ相成候而者奉恐入候義と寺族・講中共江も今日迄無沙汰ニ而内々御伺申上候義ニ而御座候得者、乍延引右之趣御披露申上候、尚此上早々上京御請御礼申上、万々相済候ハ、帰国仕、委曲御物語可申上候間、御坊分ニ被仰付候共、以来之通不相替御差合被下候て御法義御繁昌仕^(符)御当山へ御威光相輝キ御影ニ而本堂再建も速ニ成就可仕哉と奉存候間、此段宜敷御聞置可被下候、尚上京帰国之上万々御物語申上候、先者差急キ右之趣得貴意度、如此御座候、恐惶謹言

十月二日

善龍寺

丸亀領法 ここでは「丸亀藩」をさす。当時の丸亀藩主は京極高朗。

※京極高朗（たかあきら） 江戸時代後期の大名。寛政十年（一七九八）四月二十四日生まれ。京極高申の四男。文化八年（一八一）讃岐丸亀藩主京極家六代となる。天保四年丸亀港に船泊所の新堀湊甫（しんぼりたんぽ）をきずく。藩校敬止堂を領民に開放。藩史「西讃府志」を作成させた。明治七年（一八七四）二月十四日死去。七十七歳。幼名は友三郎。号は琴峰。著作に「琴峰詩集」「巡封詩草」。養嗣子・朗徹（あきゆき）へ家督を譲ったのは嘉永三年（一八五〇）。『日本人名大辞典』講談社

一往（いちおう） 「一応」とも。①一度行くこと。一度行なうこと。②十分とはいえないが、ひととおり。細かい点はおいて、ひとわたり。とおりの一ぺん。大略。ひとまず。仮に。

③一度。一回。『国大』

法中（ほうじゅう） 仏語。多くの僧の称。僧侶の仲間。僧侶の社会。ほつちゅう。『国大』

追日 日ましに。『音訓引き』

安康 安全無事で異変のないこと。『広』

随喜 心からありがたく感ずること。『広』

外聞 ①外部に知られること。世間でうわさされること。②世間の人に対する体裁。『国大』

存外 ①思いがけないこと。予想と食い違ふこと。②もつてのほかであること。無礼。『広』

御領聴 ここは丸亀藩庁を指す。なお、「聴」は「廳」（庁の旧字体）の誤字と判断した。

浄源寺様

光賢寺様

高福寺様

光顯寺様

養林寺様

湛然寺様

蓮忍寺様

ノ

右書状認置二日朝高福寺老母一周忌ニ出勤出立世話敷、書面失念いたし口上ニ而右紙面之趣出勤之法中江披露、不参・代勤之法中江者伝言いたし置、尚右書面光賢寺江持参同寺江相頼申候

奉願上覚

拙寺

今般御坊分ニ被成下度旨 御門主^カ御内命御座候ニ付其段御窺奉申上候処、格別之御評儀を以蒙御許容誠ニ以難有仕合ニ奉存候、右ニ付早々上京参殿之上御請申上度奉存候之間、船中往来之外日数五日計之間逗留ニ而上京仕度、尤留主中御公用・寺役等之義者後住^カ宮内卿江為相頼申度旁奉願上候、右願之通被仰付被下候様宜敷奉頼上候、以上

十月二日

善龍寺

戸祭新四郎様

篠原造酒右衛門様

得御意候、然者今般之御昇進ニ付而者本山表方者如何之御品等御寄附を被下候事ニ相成候事や、其品々書付を以早々役手迄御申出御座候様ニとの義ニ御座候条、此

世話敷 形容詞「せわし」の活用形。いそがしく。『音訓引き』

門主 ①寺格の高い門跡寺の住職。②真宗本願寺派で、管長をいう。『国大』

※当時の門主は厳如（ごんによ）。真宗東本願寺第二十一世。

弘化三年（一八四六）五月継職。『国史』

後住（ごじゅう） 後任の住持。『広』

戸祭新四郎・篠原造酒右衛門 丸亀藩士。『新修丸亀市史』（一九七一年）によると、天保十三年（一八四二）の俸禄帳に「百五拾石 戸祭新四郎」および「八拾石 篠原造酒右衛門」と見える。

段御承知御座候様ニと存候、以上

十月六日

善龍寺

寺社方
役処

右之通申来り候ニ付、下役へ内談いたし申候処、今般御坊分ニ御昇進ニ付、御本山方御寄附之重ニ而御品御書出被成、御定式・御依用之品者一々御書出ニ不及候様被申候ニ付、別紙之通申出置候

口上

一 今上皇帝

親鸞聖人

一 等真御影

御代々

一 連座御影

御尊牌

一 軸

二 軸

右者今般御坊分ニ被仰付候ニ付御殿役ニ而被下候品ニ而御座候間、此段御聞届可被下候、以上

十月六日

善龍寺

然者御上京被成候ニ付、何角御繁多御座候と奉遠察候、然者法中方御頼度義御座候ニ付、両三日御上京御延引成可被下候、御頼奉申上候様申越候間、右之趣宜御頼奉申上候、先者用事迄ニ如斯御座候、敬白

十月六日

浄源寺

善龍寺様

右紙面差越候処、拙寺上京願聞届ニ相成候ニ付九日出船届仕上京仕度いたし、右法中方頼度用事返事尋旁八日以紙面浄源寺迄飛脚差遣申候処、明日返事差越候様被申候処、翌九日別紙之通申越候

定式(じょうしき) ①きまった儀式。②きまったやりかた。
〔『広』〕

依用(えいゆう) あるもの(こと)を頼りとして用いること。

より所にして用いること。〔『例文仏教語大辞典』小学館〕

今上(きんじょう) 当代の天皇。当今(とうぎん)。(『広』)

尊牌(そんぱい) 位牌の尊敬語。(『広』)

親鸞聖人 鎌倉初期の僧(一一七三〜一二六二)。浄土真宗

の開祖。比叡山で学び、のちに法然の弟子となる。一二〇七

年(承元一)念仏弾圧により越後に流され、この間、愚禿(ぐ

とく)と称して非僧非俗の生活に入る。のちの恵信尼を妻に

したのはこの頃とされる。一一年(建暦一)赦免され、晩年

に帰京するまで久しく常陸国稲田郷など関東にあつて信心為

本などの教義を以て伝道布教を行う。著『教行信証』『愚禿鈔』

など。(『広』)

等真御影 等身御影(とうしんみえい)か。

※御影(みえい) 肖像の尊敬語。尊影。(『広』)

（余白）

右ニ付早速年行司[▼]浄源寺江参り相尋候処、昨八日浄源寺ニ而法中集会相談上申上候得共、拙僧義者席引受ニ而委曲者不存申、同役光賢寺江尋呉候様被申候ニ付、苗田村光賢寺江参り委曲相尋候処、前以何事も無相談如何之次第ニ而被仰付候哉、新規之事故万々不心得ニ而有之候間、先一往上海御延引之書面差出置候義ニ而多分之法中彼是差支申立候而者後而法中不快相含候而者不宜候様被申候ニ付、兼而和合本意之義ニ候得者^{（得と）}与得御存意承り度拙寺ニ於而者全此度御坊分ニ被仰付候共万事以来之通御差合等いたし度心得ニ而御座候間、早々御示談被下度相頼候処、然者来ル十三日稲木村浄源寺ニ而法中集会仕候而否御返事可申上候様被申候ニ付歸寺いたし九日出船之届いたし置候而四・五日延引相成而者領法江不都合と存不快断申出置候、然ル処十三日浄源寺ニ而集会之由ニ而

一筆啓上仕候、追々寒冷相増候処御院内御壯健ニ御勤行可被成奉賀候、然者今般貴寺様從 御殿御坊分御免之被為蒙御内命候ニ付而者其御領法御伺済ニ而為御請之御上海京在之候趣御披露ニ付一同集会示談仕候処、御坊分と申者如何之振合[▼]ニ而御座候哉、新規之儀ニ而其筋合等相心得不申候間委曲御報[▼]ニ承り度、其上法中存意も御座候間万事御掛合相済候上ニ而可被成御上海京候、先夫迄御出帆御延引可被下候、恐惶謹言

十月十四日

年行司

光賢寺

同

浄源寺

善龍寺様

年行司 一年ごとに交替してつとめる役。毎年交替でつとめる当番。（『国大』）

振合 他との比較または釣合。事のなりゆき。（『広』）
筋合 筋道の通った関係。（『広』）
御報 おしらせ。（『広』）

「挟み込み文書」
覚

一金拾両也

内

十月四日
一同六両貳歩

川原屋
利兵衛殿
「(破損)」

一同三両貳歩

此札貳百三拾六匁三分貳り

✂

右之通ニ御座候、以上

増田平三郎

十月六日

善龍寺様

右返書

御芳翰忝拝見仕候、如命追々寒冷相増候処各様弥御壮健ニ御勤行可被成奉賀候、然者拙寺今般從御本殿御坊分ニ御免之奉蒙 御内命候ニ付、御領法御伺済ニ相成為御請上京仕度御披露申上候処、御法中御集会御示談之上御尋之趣、右者御坊分ニ被仰付候ニ付而者從 御殿 当今先帝御両帝之御尊牌・祖師聖人等真之御影并御代々御連座之御影御免被下候由、尚御堂飾附等者夫々御寺法向被仰渡有之候由ニ御座候、尤右様被仰付候共触頭等之願望無之趣言上仕置候、依之御法中江別段御心配筋無御座候間、尚以来之通万事御懇意ニ御差合被下候ハ、大慶仕候、全今般御坊分ニ被仰付候も拙寺本堂大破之逆縁を以右様被仰付候義ニ而御座候得者、御法徳ニ而自然自他之信施も厚相成、往々再建之一助ニも相成可申哉と、寺国両法少々由緒

信施(しんせ・しんぜ) 仏語。信者が三宝(仏・法・僧)に布施した物。信者の施物。襦施(しんせ)。(『国大』)
往々 ときどき物事が起こるさま。かなりの頻度で物事を行うさま。しばしば。おりおり。まま。(『国大』)

も有之旁ニ付御時間柄^(ママ)不容易義ニ者候得共、余国^ニ類例も有之候ニ付無余義御聴
届、各別之御評儀を以御許容被成下候趣ニ御座候間、誠ニ拙寺義者 御城下ニ
只一ヶ寺之御末寺ニ而右様及大破万一再建成就不仕而者他山・他宗江対し御一派
之不外聞と旦暮歎居申候処、今般御坊分ニ被仰付候ニ付而者檀家・講中者勿論、自・
他宗、信・不信共一同相歎呉居申候ニ付、左候得者御影ニ而早々再建仕度と奉存
候間此上万々宜敷御相談被下度奉頼上候、右之趣御法中様江宜敷御伝可被下候、右
之次第ニ而御座候ニ付急々上京仕霜月早々迄ニ帰国仕度と相含居申候間、御領法
江対し候而者余り延引ニ相成候而者不都合ニ御座候旁ニ付、明後十七日出船仕度
候間御存意も御座候得者夫迄ニ御申越可被下候、先者右御報迄如此御座候、恐惶
謹言

十月十五日

善龍寺

年行司

浄源寺様

光賢寺様

以手紙得貴意候、寒冷相増候所御院内御揃被成弥御壮健御勤行被成奉賀候、然者昨
日者御返書被下奉拝見候、然ルニ両寺計之御返事も難致候、依之今ハ大野江罷出
候得者法中出勤仕候故評義之上御返事仕候間、何様上京御差急候義御尤ニ而者候
得共、十八日九日両日訳之所可相成義ニ候得者御延引被下度何れ十九日ニ者御返
事奉申上候、先者用事迄如此御座候、恐惶謹言

十月十六日

年行司 光賢寺

浄源寺

善龍寺様

右様返書到来いたし候処、又々十七日大野^ヲ飛脚到来紙面参り候得共書面分失、其趣^(ママ)

余国 他の国。〔国大〕

旦暮（たんぼ） 朝と晩。あさゆう。また、副詞的に用いて、朝に晩に。あけくれ。朝夕（ちようせき）。旦夕（たんせき）。〔国大〕

大野 現香川県三豊市山本町大野。養林寺、光顕寺所在地。
〔香川県の地名〕平凡社

者上京両三日延引十九日迄ニ返事可致之所組合法中病者又者差支等ニ而不参、猶組外法中一統集会時節柄急ニ難相調、乍去此俟上京いたし候而法中不快相含候而者御寺国法江対し恐入候次第ニ有之候哉、何分□□一和之上、上京御請可然候様申来り候ニ付、最早十九日出船無覺束、左候時者不快届ニ而四五日出船延引之心得ニ而居申候処、追々延引ニ相成領法江内々申出候処、右差支故障之義如何之次第ニ候哉、年行司江直ニ掛合候得者、早々相分り候哉ニ被存候、何分先日以来実病ニ而出船延引と存外之次第早々掛合出帆可然と被申候ニ付、大野光顕寺報恩講御取越法中出勤之席江罷出、年行司両寺江差支等之次第相尋候処、何分以来之通差合候得者、衣鉢向万々差支有之候、其外万々後々差支之掛合等多分之法中一統申談之上返事致候様被申候ニ付、誠ニ拙寺領法江対し如此故障被申立候而者奉恐入、且自他檀家中江不外聞進退ニ廻り心痛仕居申候処、然者来ル廿五日法中一統集会仕、且領法江出船延引之不都合趣法中惣代年行司浄源寺・寺社下役江断申出、廿五日迄出船延引相含呉候様申入置、集会之席者拙寺ニ而引受呉候様申談置候処、廿三日転席之紙面差越申候

口上

弥御機嫌克被成御座珍重御義ニ奉賀寿候、然者明後廿五日示談席貴院御頼申上候所、少し差支之義御座候ニ付同日山階江転席仕候間、左様ニ御承知可被下候、猶又貴寺様御出席之義ハ御無用ニ可被成下候相談決候上、以使者御知申候間、其砌御出席可被下候、右鳥渡申上候間左様御承知可被下候、早々以上

十月廿三日

上包

善龍寺様

堀江村

湛然寺

以手紙得貴意候、然者昨日於 蓮忍寺法中集会仕候所、病者も有之且又時分柄ニ而不参も御座候ニ付示談一決仕不申候、付而者何れ最一会仕不申候而者相済不申候義

不快（ふかい） ① ところよくないこと。面白くないこと。
② やまい。病氣。不例。（『広』）

取越（とりこし） ① 期日を繰り上げて行事を行うこと。
（『広』）

多分（たぶん） 「名」 多数。大部分。（『広』）

鳥渡 ちよつと。「一寸」と同義。（『国大』）

最一会 最〓接頭語で「も」。状態を表わす体言に付いて、真に、もつとも、などの意を添える。「も中」「も寄り」など。（『日大』）

※「最一会」は「もいちえ」と読むか。

候得共、兼而御案内通り檀家・報恩講勤甚鬧敷^ノ候故急々之御返答も難調、此義ニ付而者御寺法筋ニ而段々指支之筋も有之候間、御面談之上得と^ノ御趣意承り一統示談之上治定^ノ之御返答可申上候間、何レ今暫之間御上京之處御延引可被下候様奉頼上候、以上

十月廿六日

法中

善龍寺様

以手紙得貴意候、然者当月晦日ニ於浄源寺法中集会仕候間、乍御苦勞御出席可被下候、先者用事御案内迄如斯御座候、以上

十月廿六日

年行司 光賢寺

浄源寺

善龍寺様

申入候、然者其寺上京之儀先達而御願済ニ相成、今以御出帆無之、如何之義ニ可有之哉御尋申度義有之候間、明廿八日四ツ時月番土岐権之丞^ノ殿御役所江御出浮^ノ可有之候、以上

十月廿七日

善龍寺

寺社方
役処

右ニ付廿八日四ツ時月番役所江罷出候処、今般之上京者平生之上京と者違 御本山^ノ御頼ニ付於御領法も厚御心配有之、其上早々上京御請可申上旨、先達而御本山江御返翰迄御差登し相成候事故余り延引相成候而者不都合ニ有之候間、明日・明後日^ノ両^ノ之内出船有之候様御達し可申旨奉行中^ノ被申聞候間左様御承知可被成と被申付候ニ付何レ晦日浄源寺江罷出万々相談仕、早々出帆仕度と存、晦日浄源寺江罷出候処、両三ヶ寺計出会ニ而何事も相談し不相成、最早夜中ニ及候ニ付、明朔日・二日蓮忍寺先住^ノ忌ニ付、不参之法中も出勤可致間、弥明日山階ニ而決談致度と空敷歸寺仕、

鬧敷（さわがしく）「騒敷」に同じ。（『音訓引き』）騒い：忙しい。あわただしい。（『国大』）
得と「篤と」と同義。（『音訓引き』）
治定（じじょう・ちじょう）物事にきまりがつくこと。落着すること。また、そつすることに決めること。（『国大』）

土岐権之丞 前掲『新修丸亀市史』の天保十三年頃の俵禄帳に「百七拾石 土岐権之丞」と見える。
出浮（でうき）出歩くこと。（『国大』）

先住（せんじゅう）①先に住んでいること。②先代の住持。（『広』）

翌朔日山階江出席致度出掛居申候処、又々寺社役所^る書状到来披見仕候処、別紙之通
二而

申入候、然者御上京之儀、去ル廿五日迄者御法中内^る内々被申出候筋も有之候ニ付、其
段相含居申候得共、最早其後何等之被申出も無之、此上延引ニ相成候而者本山表江対
し御領法不都合之訳も有之候之間、廿九日・晦日両日之内御出船可有之旨、兼而先月廿
八日御達申入置候処、今日ニ至り今以何等之御届出も無之、甚以不都合之次第第二御座候、
勿論昨晚方迄ニ者御出船ニ相成候事と者尋候得共、為念御尋申入候条、早々否御申出
可有之候、以上

十一月朔日

善龍寺

寺社方
役所

右之通寺社方^る申来候ニ付、早速役所江罷出候処、最早今日^る月番替ニ而候得者弥御出

明日御出船有之候哉共存候
口上書ニ而

船難成義ニ候得者、委曲表向届出無之而者不都合、左候得者御領法^る御本山江対不都合
之次第第二成行、御手元之御迷惑ニ相成候間何レ法中後々差合等之掛合義者一往上京御請相
済帰国之上緩々御相談ニ而可然歟ニ被存候得共、拙寺存意ニ取計可申候様被申聞候ニ付、
法中江対し此俟上京甚不本意ニ者存候得共無抛、右御用書式通^{本紙}、別紙断り書面法中江向
差出置、朔日出船届仕乗舟仕候^船処漸く七日京着仕候、此段御聞届被下宜敷御執成之程奉頼
上候、以上

十一月

尚々、別紙二十四輩^{并二同寺}拔萃者、先年高福寺隱居^{并二同寺}釈子^{并二同寺}申談、丸亀城下福嶋町^{并二同寺}と申候処江新地御
坊建立いたし度念願有之、其節相認講中共と色々心配^{（挿入）}「掛合心配仕」仕候得共何分新地^{仕向又講中共る拙寺江も段々}
之義者公辺江指支六ヶ敷様子ニ而願不相叶、其節右由緒書者拙寺江高福寺^寺と相送り候而
有之候処、今般拙寺領法江内伺之節右書付相添指出置候^寺処彼是之由緒程能聞取候而領法

二十四輩（にじゅうよはい） 浄土真宗の開祖親鸞が、のち
の信者が依るべきものとして、高弟二十四人をえらんだもの。
（中略） また、それら二十四人の遺跡や、その遺跡を巡拝す
ること。あるいは巡拝する人をいう。にじゅうしはい。（『国
大』）
釈子（しゃくし） 仏語。釈迦の弟子。出家して仏弟子となつ
た者。僧侶。仏徒。釈氏。（『国大』）
福嶋町 現香川県丸亀市福嶋町。

〔抹消線マ〕
表御開扉ニ相成義士而御座候へ者方十□法中乃故障申立候時者享保伝来之御旧記反古ニ相成、御寺国法之御尊命も空敷相成候哉と重々歎敷次第ニ奉存候間、返々宜敷御執成奉願上候、以上

嘉永二酉

讃州

十一月

善龍寺

〔挟み込み文書〕

「高福寺隠居相認候所願望不相調残念仕候由、其後右拔萃拙僧江相送り呉御座候処、今般領法江内伺之節右書付相添指出置候所、彼是之御由緒を以程能領法聞届ニ相成候哉と奉存候、是全仏祖之加被力之御慈悲之御■と奉恐察候、然ル処□」

〔中扉〕

〔人の顔の絵〕

〔一八六四〕
元治元年甲子七月

〔人の顔の絵〕

京都大火二付

〔殿力〕

御本■御類焼

御悲歎御書写

「

抑コノ本廟ハ第十二世教如上人今ノ地ニ結構□□中祖師聖人ノ影堂ハ宣如上人宏願ノ造作ヲナシタマヒシヨリ、以来代々ノ先徳経営ノ志ヲマタクシテ両堂ヲ始メ諸宇ニイタルマテ莊嚴周備セシメ、諸国ノ門葉ヲアマネク堂内ニ撰シテ枯渴ノ凡粹モ諸雨ニウルホヒ年々ニ報謝ノマコトヲ連ヒケリ、シカルニ天明第八ノ春洛陽火災ノキサシツキニ当山モ回縁ニカハリ又余時前々住上人悲歎□ニセマリ、雨涙タモトヲウルホシタマヒ、速ニ再建ヲ催サレケルニタヤスカラサル造作ナレハ、ツキニ其功ヲトケタマハスシテ遷化シタマヘリ、コ、

※挟み込み文書の末尾の「□」は、本頁一行目の「□」に続くと考えられる。

仏祖 仏教の開祖（釈迦牟尼）。『国大』

加被力（かびりき） 神仏が衆生を助けるために慈悲をお加えになる力。加威力（かいりき）。『国大』

京都大火 元治元年「禁門の変（蛤御門の戦い）」による戦火のため、両堂以下諸堂焼失」（東本願寺ホームページ「東本願寺の歴史」<https://www.higashihonganji.or.jp/about/history/> 二〇一四年一月二五日閲覧）

ニ於テ前住上人幼齡ニシテ其遺志ヲウケツキ、深ク御辛勞アリシニヨリテモトノ如ク再建成就シニケリ、サテ本意ノ如クマス／＼真宗ノ法義ヲ^ア尽ネク弘通シタマフトコロニ、時ナル哉^ア文政第六ノ冬不慮ノ火災ニヨリテ一山コト／＼ク焼失セリ、コレタ、コトナラヌト深ク思惟シタマヒ、マツ再建ノ義ヲサシオキ、イヨ／＼真宗ノ法流盛シナラシメン因縁トシテ、シハ／＼其宗意ヲ諸国ノ門葉ニ告^キカセカシメ、專教導ニノミ苦慮ヲ尽シタマフナリ、而シテ後再三ノ造作其企アリシニ、マコトニ仏法不思議ノ加^カ備力^カ諸國門葉ノ懇念ニヨリテ、ツキニモトノ加^カ成^カ就^カセシメ、前々住上人ノ遐忌ノ法会ヲモ営ミテ安慮シタマフ上ナラ年々ノ周備満足セシムルトコロ、哀レナルカナ安政第五ノ晩夏大火ノキサシコトニ烈風フセキカタクツキニ又類焼セリ、マコト二年來ノ御辛勞モタ、一時ノ煙トキエハテンアリサマ申スヘキ様モナク悲痛ニタエサリケリ、シカルトコロニ開山聖人ノ六百回ノ法会ニヤ、近ケレハ其マ、サシオキカタク再建ノ間モナキニヨリテ、先般ノ兩堂ヲ始め造作ヲ催セシニ尽厚キ門葉ノ輩身命ヲナケウチ報謝ノマコトヲ抽テシニヨリ速ニ成就シ既ニ大法会ヲモ滞ナク營ミテ更ニ聖人ノ高德ヲ仰キ門葉ノ懇念ヲ感シイヨ／＼法義ヲ弘通セシムルトコロ折節世上ノ形勢シツカナラサレハ彼是モテコ、ロヤスカラサルニ今年甲子ノ初秋洛陽火災アリケルニ次第二猛火トナリテ増長ス、コレニヨツテ專ラ^マ妨火ノ備ヘヨナストイヘトモ火勢^{サカ}焰ニシテ尤モ人力ニ及カタクツキニ当山ニウツルヤ否兩堂殿宇周圍ノカマヘ及ヒ境内ニ至ルマテコト／＼焰ナラサルトコロナク一時ノ灰燼トナリテ肱々タル焼野ニ唯瓦ノチリミタレタルノミソ淺猿^{サカ}キアリサマナル、コ、ニオヒテ仏日^マモ地ニオチ法滅ノ時モ來ル歟ト恠シマレケリ、マコトニ諸行無常ノコトハリ三界火宅ノアリサマ眼前ニサヘキリテ身ノ毛モイヨタツハカリソナリ、ツラ／＼此度未曾有ノ大變ヲ案スルニコレ全転變ノ相ヲ示シ、出離生死ノ志ヲオコサシメ、ナヲ有為ノ娑婆ヲイトヒ、偏ニ常住ノ極樂ヲネカハシメンカ為ノ方便ナルモノカト、実ニモソラオソロシク思ヒハシヘリヌ、夫ニ付、予不肖ノ身ノ上ニ於テ、ツラ／＼聖人ノ素意ニ違セシコトヲ恐レニ思フニ、加之度々ノ災火ニアヘル

辛勞 ほねをを折ること。つらい苦勞をすること。また、そのさま。辛苦。『国大』

弘通（ぐつう・ぐつう） 仏語。教えがあまねく広まってゆくこと。また、教えを広めること。『国大』

時ナル哉（ときなるかな） 時節また運命のめぐり合わせを嘆じていう。『国大』

思惟（しゆい） 仏語。考えめぐらすこと。思いはからうこと。しい。『国大』

法流 仏の教え、また、その教えを流布すること。『国大』

因縁 仏語。結果を引き起こす直接の内的原因である因とそれを外から助ける間接的原因である縁。仏教ではすべての生滅はこの二つの力によると説く。『国大』

懇念 心をこめて念ずること。また、その思い。懇切な心。『国大』

周備（しゆうび） あまねくこととい揃うこと。あまねくこととのえ揃えること。『広』

安政第五ノ晩夏大火 安政五年（一八五八年）六月四日の下京大火のこと。

開山聖人ノ六百回ノ法会 親鸞聖人六百回忌は文久元年（一八六一）に執り行われた。（西村兼文『真宗年表』共信社一八八一年）

コト／＼（ことごと） 事々。①あれこれ多くの事。すべて。全部。②まったく。完全に。『広』

淺猿^{サカ}キ（あさましき） 驚くべきさまである。（あきれるほど）甚だしい。『広』

仏日（ぶつにち・ぶつじつ） 仏の光が無明の闇を破ることを太陽にたとえていう語。『国大』

法滅 法滅尽の略。仏法の滅びること。正法五百年、像法千年、末法一万年の三時を過ぎれば、仏法は滅尽するという。『広』

三界火宅 苦悩の絶えない凡夫の世界を火焰の燃える居宅にたとえていう語。『広』

※三界Ⅱ一切衆生の生死輪廻する三種の世界、すなわち欲界・色界・無色界、衆生が活動する全世界を指す。『広』

※火宅Ⅱ（煩惱が盛んで不安なことを火災にかかった家宅

コト前業ノ所感トハイヒナカラ、上ハ仏祖ノ冥慮ヘ対シ、下ハ門葉ノ悲歎ニ対シ、別メハ
前住上人幼齡ヨリノ御辛勞ニ対シ、今ハ高老ノ御愁歎イカハカリソト進退ニツキ道ヲ失ヒ
深ク愁歎ニ及コト言ノ葉ニモツクシカタシ、其上世上ノ形勢穩カナラサルニツキテモ又安
政火後ホトモナケレハ諸国門葉ノ疲レヲ察シテ再建ノ義ヲモ催シカヌルコト不本意ナカラ
今暫ク此ノ大谷ノ坊舎ニ在留セント欲ス、爾レハ兼々聴聞ノ通リ此界ハ有無不定ノ境ニシ
テ、イカナル家、イカナル宝ナリトモ、久クハモチタモツヘキニアラス、況ヤ電光朝露ノ
アタナル身ニシテ、イカハカリノ苦ヲウケン、カ、ルウキ世ニ執著シテ空ク光陰ヲ送レフ
シコトアサマシキ次第ニアラスヤ、コレニヨリテ平生ニ後生ノ一大事ヲ心ニカケテ現当ニ
世ノ所恩ノホトヲ存シ、イヤマシニ法義相續シテ金剛ノ信心ヲ決定アルヘキコト肝要ナリ

にたとえていう。現世。娑婆。〔広〕
イヨタツ いよたつ。寒さや恐怖などのために身の毛が立つ。
〔広〕
出離生死（しゅつりしようじ） 仏語。生死の苦しみを離脱
して悟りの世界に入ること。〔広〕
有為（うい） 原因があつて生じた現象。また、その存在
絶えず消滅して無常であることを特色とする。〔広〕
常住 仏語。①生滅・変化なく永遠に存在すること。特に迷
いの世界の無常に対し、悟りの世界の永遠性を意味する。②
常住物の意。寺院の備品。〔広〕
素意 かねてからの思い。素志。〔広〕
加之（しかのみならず） そればかりでなく。その上に。〔広〕
前業（ぜんごう） 仏語。先業に同じ。前世になした善惡の
行い。〔広〕
所感 仏語。善惡の行為によつてひきおこされる果報。〔広〕
冥慮（みょうりょ） 人の目に見えない神仏の心。神仏の思慮。
〔広〕
此界 この世界。この世。〔国大〕
有無 有見と無見。諸法に実態があるとする見解と実態がな
いとする見解。〔真宗新事典〕
電光朝露 はかなくきえやすいことを例えている語。〔国
大〕
光陰 月日。年月。歲月。とき。〔国大〕
一大事 最も大切な事例。衆生の一大事とは、弥陀に救われ
浄土に往生することである。〔真宗新事典〕
金剛 破壊できぬ最上の宝。最強の武器。〔真宗新事典〕
決定（けつじよう） 定まって変わらないこと。〔真宗新事
典〕

編集後記

本書は本研究会にとって7年ぶりの刊行となる活動報告書です。会員の皆様から報告レジュメのデータをお預かりして編集しました。例会でじっくりと読み進めて蓄積してきたものです。本報告書の各節の冒頭に翻刻の担当者としてお名前を掲載しております。いろいろな関心をもって翻刻に取り組んでいただき、興味深く勉強になる注釈をたくさんつけていただきました。編集者の力不足でそのすべてを盛り込むことができず申し訳なく思っておりますが、本書に掲載したのは今回初めて公開される史料であり、播磨国の寺院の活動を伝える貴重な内容です。寺院を中心とした記録のなかから、地域の実情をも垣間見ることができるでしょう。特に「御本殿御地頭御触記録」は、本山・領主・地域との関係を考察することができる史料であり、今後分析が進むことを願っています。

なお、令和5年度をもって神戸大学近世地域史研究会の活動は停止することになりました。活動の継続を希望された方々や、研究会発足に尽力された方々に対して申し訳なく思っています。一方で、ここまで研究会を継続できたことは、会員の皆様はじめ研究会に関わって下さった方々のおかげだとも感じております。研究会では会員の方々の人生に裏打ちされた深い洞察力による史料分析を目の当たりにし、色々な気づきをいただきました。ここでお一人お一人のお名前は列記しませんが、改めてお礼を申し上げます。

最後になりましたが、ご所蔵者である善龍寺様、香川県立ミュージアム様にも心より御礼申し上げます。

室山京子

令和5年度神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター
「神戸大学近世地域史研究会」活動報告書

播磨国龍野城下における寺院と地域 ——真宗大谷派善龍寺文書翻刻集——

2024年2月29日発行

編集 室山 京子

発行 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター

印刷 神戸大学生協同組合